

2023 年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

保健所等に関する財務事務の執行について

明石市包括外部監査人

公認会計士 福井 剛

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件（テーマ）	1
III 事件を選定した理由	1
IV 監査対象部局	2
V 監査の対象年度	2
VI 監査の着眼点及び実施した手続	2
VII 監査の実施期間	3
VIII 包括外部監査人及び補助者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 補助者	3
IX 利害関係	4
第2章 あかし保健所の概要	5
I 当市の状況	5
1. 位置及び地勢	5
2. 人口の動向	6
II あかし保健所の概要	10
1. 国の地域保健対策について	10
2. あかし保健所の開設	11
3. あかし保健所の沿革	11
4. あかし保健所の組織	13
5. あかし保健所の各業務の条例等法規	14
6. あかし保健所の人員	18
7. あかし保健所の職務分掌	19
8. あかし保健所の施設	27
9. 歳入と歳出の状況	28
10. 保健事業等に関する施策・計画など	39
第3章 包括外部監査の結果等	40
I 検出事項	40
II 監査の実施概要	41
III 検討した事項について	41
第4章 包括外部監査の検出事項	43

I 検出事項（総論）	43
1. 保健事業全体	43
II 検出事項（各論）	50
1. 保健総務課	50
A 救急医療対策事業	51
B 夜間休日応急診療所管理運営事業	54
C あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	56
D 地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	58
E 公衆浴場助成事業	61
F 保健一般事務事業	64
G 保健所施設維持管理事業	67
H 特定不妊・不育支援事業	69
I 新型コロナウイルス感染症対策事業	71
J 保健衛生統計調査事務事業	73
K 医事関係事務事業	75
L 薬事関係事務事業	78
M 地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金	81
N 病院事業債元金償還金	83
O 病院事業債利子償還金	85
P 課共通事項	86
2. 保健予防課	89
A 風しん対策事業	90
B 肝炎対策事業	92
C 法定予防接種事業	95
D 予防接種一般事務事業	97
E 高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	98
F 歯周病検診事業	99
G 健康診査事業	101
H がん検診事業	102
I 保健一般事務事業	106
J 感染症対策事業	108
K 新型コロナウイルス感染症対策事業	111
L 新型コロナウイルスワクチン接種事業	113
M 特定健康診査・特定保健指導管理事務事業	115

N	特定健康診査・特定保健指導事業	117
O	後期高齢者健康診査事業	119
P	課共通事業	121
3.	健康推進課	123
A	保健指導一般事務事業	124
B	食育推進事業	126
C	あかし健康プラン21推進事業	128
D	健康増進事業	130
E	難病保健事業	132
F	保健一般事務事業	134
G	新型コロナウイルス感染症対策事業	135
H	課共通事項	137
4.	相談支援課	138
A	精神保健事業	139
B	難病保健事業	142
C	ひきこもり相談支援事業	145
D	課共通事項	148
5.	生活衛生課	149
A	食品衛生関係事業	150
B	生活衛生関係事業	152
C	衛生検査関係事業	154
D	新型コロナウイルス感染症対策事業	156
E	課共通事項	158

第 1 章 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

「保健所等に関する財務事務の執行について」

III 事件を選定した理由

地域保健法に基づき設置される保健所は、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行うことができるとされている。

明石市（以下、「当市」という）においては、福祉局の傘下にあかし保健所が設置されており、当市市民（2023 年 4 月 1 日現在、305,131 人）の健康の保持及び増進並びに衛生管理などを目的とした業務を行っている。

昨今、我が国においては、少子高齢化対策や疾病対策のみならず感染症対策の必要性など様々なニーズが主張される中、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進することが喫緊の課題となっており、当市においても、同様の状況下にあると考える。

あかし保健所の財務状況をみると、歳出における経常費は 2020 年度 224 百万円、2021 年度 205 百万円、そして 2022 年度は 202 百万円となっており、国等の財政事情によりこれらに充てる手数料・補助金など特定財源は 2020 年度 83 百万円、2021 年度 84 百万円、そして 2022 年度は 86 百万円という状況にある（歳出に占める一般財源は 2020 年度 63%、2021 年度 59%、2022 年度 58%）。

このことは、国及び兵庫県の支出金等や受益者負担である手数料等の特定財源では歳出を賄い切れず、多くの額が一般財源により賄われていることを意味している。

これに加えて、2019 年度末ころからの新型コロナウイルス感染症対応の中では通常での保健所の業務だけでなく非常事態時での保健所の重要な役目が着目されて

おり、また今後高齢化がさらに進む状況を考えれば、保健所の機能である健康の保持及び増進並びに衛生管理などは極めて重要な業務であることは明らかである。

このように、少子高齢化の更なる進展が予測される中、保健所の担う業務の重要性は益々高まることが想定され、今後、限られた財源をいかに効果的に活用するかが極めて重要となると判断している。

さらに、あかし保健所は、当市が2018年4月に中核市へ移行した際に、新たに設置した機関であり、県から移譲された多くの事務について、専門職を採用・配置して、従来当市が保健センターで行っていた事務とあわせて実施してきたが、設置後5年が経過し、事務を効率的に実施できているかなど運営状況の検証を行う必要性もあると考える。

以上のことから、包括外部監査において、保健所及び保健所関連の業務における財務に関する事務について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは有用であると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

IV 監査対象部局

保健所事業に関する財務事務の執行を行う部局（主に、福祉局あかし保健所）。

V 監査の対象年度

原則として2022年度、つまり2022年4月1日から2023年3月31日に実施された事務事業を対象とする。

ただし、2022年度より前の各年度及び2023年度についても、必要に応じて対象とした。

VI 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点は以下のとおりである。

1. 事務事業の経済性（事業コストが合理的水準となっているか）
2. 事務事業の有効性（事業目的を達成しているか）

3. 事務事業の効率性（事業が効率的に行われているか）
4. 事務事業の実施意義
5. 事業の合理性
6. 組織運営の適切性（組織、人的資源）
7. 契約事務・支出事務の法規準拠性
8. 公有財産・備品・物品の管理の適切性
9. 内部統制の整備状況・運用状況

実施した手続は以下のとおりである。

1. 関係法令、条例、規則、規程等の根拠規程の収集及び確認
2. 事務事業概況に関する諸資料の収集、閲覧
3. 担当者からの事務事業概況聴取及び質疑
4. 現場視察（各課でのスペースにて業務システムの確認、データ管理状況の確認、備品管理状況の確認、管理文書等の保管状況の確認ほか）
5. 内部統制の整備・運用状況の確認
6. 関係書類の閲覧、照合、担当者への確認

VII 監査の実施期間

2023年7月1日から2024年2月1日まで

VIII 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	福井 剛

2. 補助者

資格等	氏名
公認会計士	池田 学

公認会計士	岡村 新平
公認会計士	矢部 光識
公認会計士	福井 茂
公認会計士	材井 貴士
公認会計士	濱谷 慶史
公認会計士	河合 博之

Ⅸ 利害関係

当市と包括外部監査人及び補助者との間には、監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 あかし保健所の概要

I 当市の状況

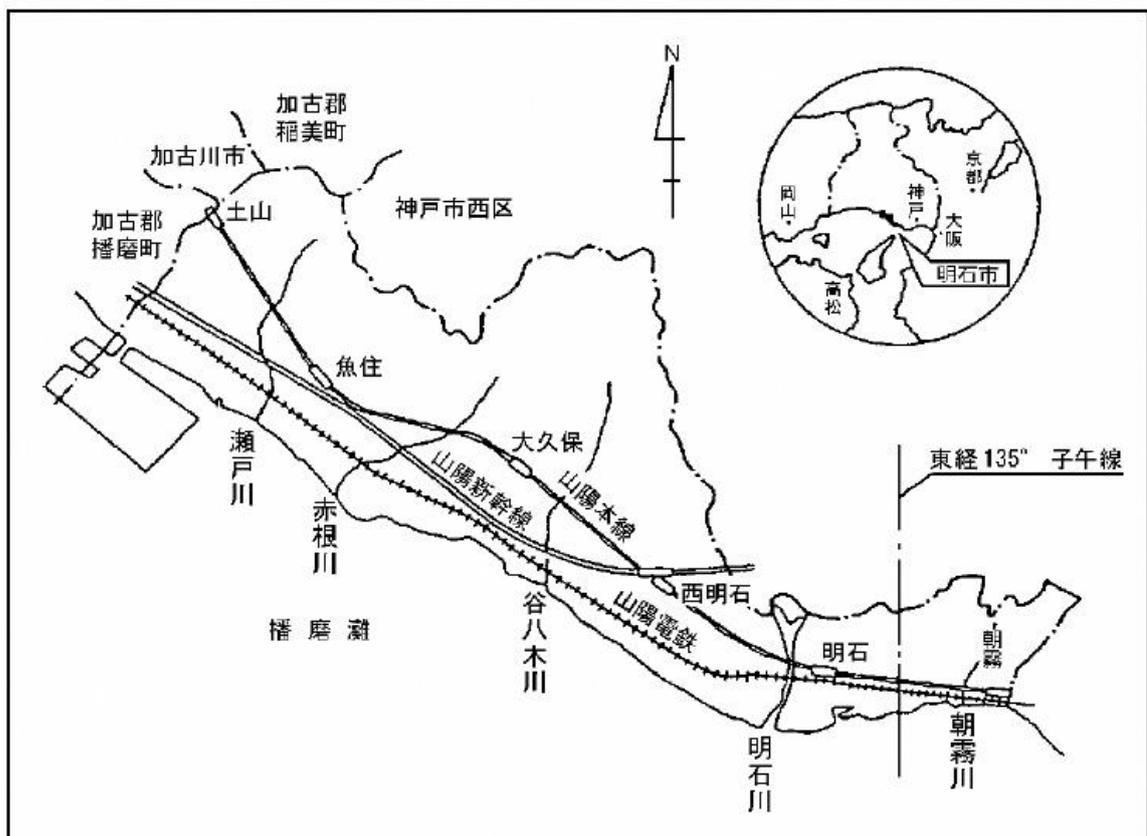
1. 位置及び地勢

当市は、兵庫県瀬戸内海側のほぼ中央部に位置しており、東経 135 度子午線の通る日本標準時のまちとして知られている。

市域面積は 49km²で緩やかな丘陵であり、15.9km の海岸線に沿い南北の最長距離が 9.4km という東西に帯状の形の市である。

土地の大部分は平坦で起伏が少なく、当市の中で最も標高が高い場所でも 100m に達しないほどのなだらかな場所となっている。

気象は温暖であり年間を通じて少雨な気候である瀬戸内海式気候に属している。



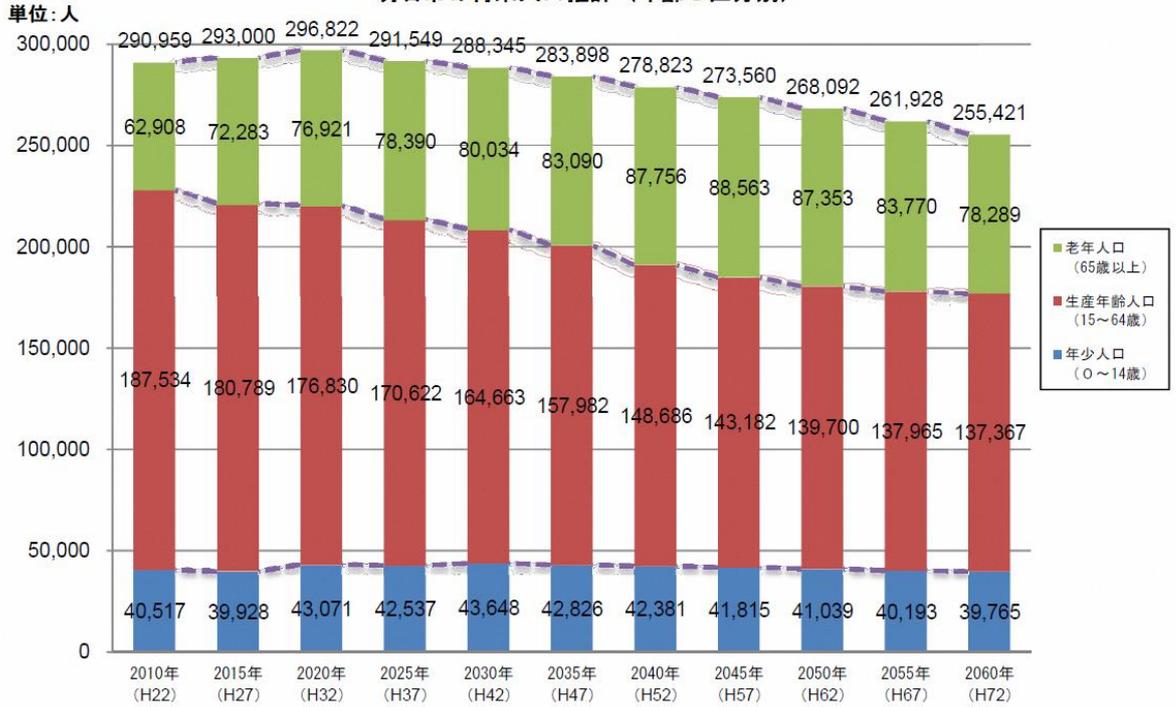
2. 人口の動向

2023年（令和5年）4月現在での行政人口は305,131人であり、30万人を超えており、人口規模の維持が図られている状態となっている。これは当市の施策である子育て世代への重点的な財源配分による施策実施が功を奏し、近隣他都市の動向に比して人口増加の流れを生んでいることが主因と考えられる。

2-1. 人口の推移（推計人口）

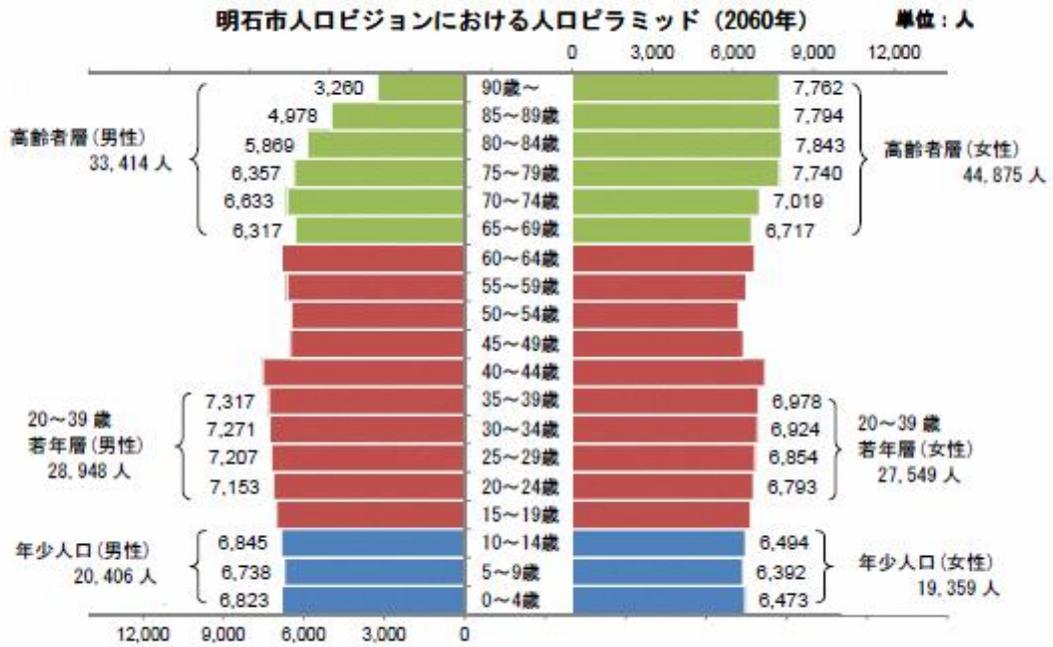
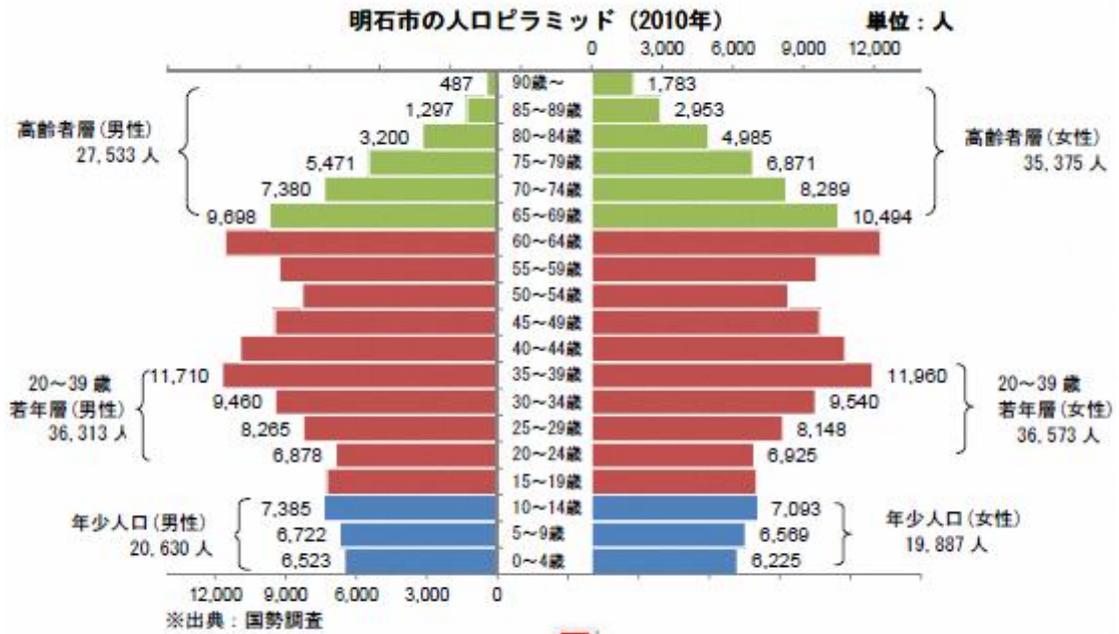
年次	世帯数	人口			増加数	増加率	各年4月1日（情報管理課）		
		総数	男	女			女100に 対する男	人口 密度	面積
昭和44年	49,429	188,479	94,029	94,450	10,621	6.0	99.6	3,982	47.33
45	54,012	200,745	100,227	100,518	12,266	6.5	99.7	4,241	47.33
46	56,661	210,143	105,452	104,691	9,398	4.7	100.7	4,440	47.33
47	59,817	218,364	109,659	108,705	8,221	3.9	100.9	4,614	47.33
48	61,925	223,517	112,308	111,209	5,153	2.4	101.0	4,722	47.34
49	63,563	228,058	114,340	113,718	4,541	2.0	100.5	4,817	47.34
50	65,207	232,471	116,427	116,044	4,413	1.9	100.3	4,911	47.34
51	67,863	236,679	118,325	118,354	4,208	1.8	100.0	4,808	49.23
52	69,247	241,316	120,541	120,775	4,637	2.0	99.8	4,899	49.26
53	70,681	245,977	122,654	123,323	4,661	1.9	99.5	4,996	49.23
54	72,159	250,521	124,857	125,664	4,544	1.8	99.4	5,088	49.24
55	73,532	253,952	126,303	127,649	3,431	1.4	98.9	5,157	49.24
56	78,541	256,950	127,666	129,284	2,998	1.2	98.7	5,217	49.25
57	80,071	259,782	128,940	130,842	2,832	1.1	98.5	5,270	49.29
58	81,481	262,598	130,126	132,472	2,816	1.1	98.2	5,328	49.29
59	82,145	262,878	130,042	132,836	280	0.1	97.9	5,333	49.29
60	82,861	263,067	129,975	133,092	189	0.1	97.7	5,337	49.29
61	82,198	262,587	129,397	133,190	△480	△0.2	97.2	5,327	49.29
62	83,009	262,677	129,150	133,527	90	0.0	96.7	5,316	49.41
63	83,950	263,066	129,295	133,771	389	0.1	96.7	5,324	49.41
平成元年	85,902	265,669	130,609	135,060	2,603	1.0	96.7	5,422	49.00
2	88,866	270,857	133,151	137,706	5,188	2.0	96.7	5,528	49.00
3	90,518	272,314	133,568	138,746	1,457	0.5	96.3	5,557	49.00
4	93,157	276,467	135,596	140,871	4,153	1.5	96.3	5,639	49.03
5	95,543	279,339	137,013	142,326	2,872	1.0	96.3	5,697	49.03
6	97,628	281,968	138,309	143,659	2,629	0.9	96.3	5,751	49.03
7	99,378	283,782	139,133	144,649	1,814	0.6	96.2	5,788	49.03
8	101,308	287,356	140,765	146,591	3,574	1.3	96.0	5,861	49.03
9	103,744	290,224	142,108	148,116	2,868	1.0	95.9	5,919	49.03
10	106,645	293,778	143,800	149,978	3,554	1.2	95.9	5,971	49.20
11	108,354	294,864	144,231	150,633	1,086	0.4	95.7	5,993	49.20
12	109,390	294,584	143,918	150,666	△280	△0.1	95.5	5,985	49.22
13	107,928	292,681	143,185	149,496	△1,903	△0.6	95.8	5,946	49.22
14	108,509	291,896	142,575	149,321	△785	△0.3	95.5	5,930	49.22
15	109,590	291,598	142,090	149,508	△298	△0.1	95.0	5,924	49.22
16	110,988	291,890	142,010	149,880	292	0.1	94.7	5,928	49.24
17	112,176	291,687	141,897	149,790	△203	△0.1	94.7	5,924	49.24
18	112,181	290,668	141,481	149,187	△1,019	△0.3	94.8	5,903	49.24
19	113,541	290,878	141,505	149,373	210	0.1	94.7	5,907	49.24
20	115,489	291,927	141,876	150,051	1,049	0.4	94.6	5,929	49.24
21	117,049	292,443	142,032	150,411	516	0.2	94.4	5,938	49.25
22	118,534	292,550	141,982	150,568	107	-	94.3	5,940	49.25
23	117,404	290,742	141,176	149,566	△1,808	△0.6	94.4	5,903	49.25
24	118,168	290,493	140,931	149,562	△249	△0.1	94.2	5,898	49.25
25	118,973	290,349	140,865	149,484	△144	-	94.2	5,895	49.25
26	120,287	290,858	141,030	149,828	509	0.2	94.1	5,906	49.25
27	121,427	291,479	141,219	150,260	621	0.2	94.0	5,898	49.42
28	122,382	293,127	141,546	151,581	1,648	0.6	93.4	5,931	49.42
29	123,812	294,312	142,050	152,262	1,185	0.4	93.3	5,955	49.42
30	125,942	296,633	143,144	153,489	2,321	0.8	93.3	6,002	49.42
31	127,751	298,399	144,181	154,218	1,766	0.6	93.5	6,038	49.42
令和2年	129,052	299,021	144,408	154,613	622	0.2	93.4	6,051	49.42
3	134,146	303,459	146,532	156,927	4,438	1.5	93.4	6,140	49.42
4	135,048	304,108	146,572	157,536	649	0.2	93.0	6,154	49.42

明石市の将来人口推計（年齢3区分別）



	2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)		2020年 (平成32年)		2025年 (平成37年)		2030年 (平成42年)		2035年 (平成47年)		2040年 (平成52年)	
総人口	290,959人	100.0%	293,000人	100.0%	296,822人	100.0%	291,549人	100.0%	288,345人	100.0%	283,898人	100.0%	278,823人	100.0%
年少人口 (0~14歳)	40,517人	13.9%	39,928人	13.6%	43,071人	14.5%	42,537人	14.6%	43,648人	15.1%	42,826人	15.1%	42,381人	15.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	187,534人	64.5%	180,789人	61.7%	176,830人	59.6%	170,622人	58.5%	164,663人	57.1%	157,982人	55.6%	148,686人	53.3%
老年人口 (65歳以上)	62,908人	21.6%	72,283人	24.7%	76,921人	25.9%	78,390人	26.9%	80,034人	27.8%	83,090人	29.3%	87,756人	31.5%
合計特殊出生率	1.48		1.60		1.90		2.00		2.07					
出生数 ※2015年以降は 5年の平均	2,669人		2,636人		3,000人		2,886人		2,858人		2,825人		2,796人	

	2045年 (平成57年)		2050年 (平成62年)		2055年 (平成67年)		2060年 (平成72年)	
総人口	273,560人	100.0%	268,092人	100.0%	261,928人	100.0%	255,421人	100.0%
年少人口 (0~14歳)	41,815人	15.3%	41,039人	15.3%	40,193人	15.3%	39,765人	15.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	143,182人	52.3%	139,700人	52.1%	137,965人	52.7%	137,367人	53.8%
老年人口 (65歳以上)	88,563人	32.4%	87,353人	32.6%	83,770人	32.0%	78,289人	30.6%
合計特殊出生率	2.07							
出生数 ※2015年以降は 5年の平均	2,745人		2,670人		2,627人		2,659人	



II あかし保健所の概要

1. 国の地域保健対策について

国は、地域住民の健康の保持増進や、公衆衛生の向上のために、地域保健対策を推進している。地域保健には、様々な法律等に基づく多様な施策が関連している。下記図は地域保健に関わる主な法律と施策となっている。

【出典；厚生労働省 Web Page】



地域保健対策の円滑な実施や総合的な推進を図ることを目的として、地域保健法に基づいて、地域保健対策の推進に関する基本的な指針が定められている。地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項など、地域保健に関わる重要な事項が定められている。

保健所は地域住民の健康を支える中核となる施設であり、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っており、地域保健法に基づいて、都道府県、指定都市、中核市、特別区などに設置されている。

2. あかし保健所の開設

当市は、2018年（平成30年）4月に中核市への移行に伴い、兵庫県より移管を受けて「あかし保健所」を開設している。

移管後しばらくの間は兵庫県から出向者を受け入れて一部業務を行っていたが、現在は市職員で業務対応を行っている。

3. あかし保健所の沿革

<Data Source ; あかし保健所の概要（令和4年度版）に包括外部監査人加筆>

2015年（平成27年）7月1日	県から市へ中核市担当理事として職員を派遣
2015年（平成27年）7月10日	政策部に「中核市準備室」設置
2015年（平成27年）9月2日	明石市の中核市移行に関する県・市連絡会議の設置
2015年（平成27年）9月7日	市長が県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
2015年（平成27年）11月13日	明石市の中核市移行に関する県・市連絡会議（第1回）を開催
2016年（平成28年）6月21日	市議会総務常任委員会において「中核市移行に関する基本的な考え方」（案）を報告
2017年（平成29年）1月27日	総務省及び厚生労働省ヒアリング
2017年（平成29年）3月24日	市議会において中核市指定に係る申出議案議決
2017年（平成29年）4月12日	中核市指定に係る県知事への同意申入れ
2017年（平成29年）6月9日	県議会において中核市指定に係る同意議案議決
2017年（平成29年）7月25日	中核市指定に係る総務大臣への申出
2017年（平成29年）11月27日	中核市の指定に関する政令が公布
2018年（平成30年）4月1日	中核市に移行 あかし保健所開設（旧明石市立産業交流センター2～5F） 保健総務課、保健予防課、健康推進課、

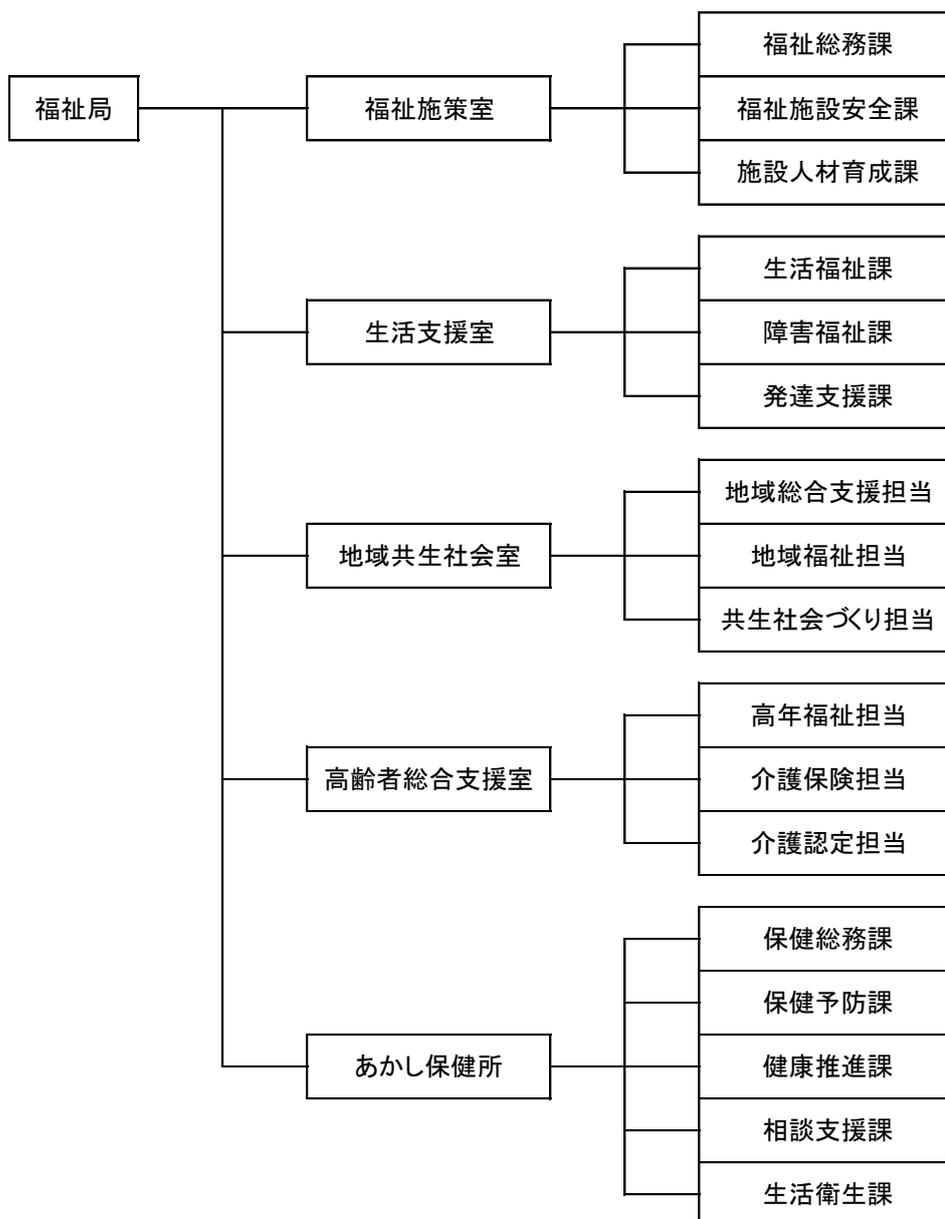
2019 年（平成 31 年） 4 月 1 日	生活衛生課の 4 課体制 共用部分を含むあかし保健所以外の部分は指定管理による管理運営 施設全館をあかし保健所として直営による管理を開始
2019 年（令和元年） 7 月 1 日	ひきこもり相談支援課新設による 5 課体制
2020 年（令和 2 年） 4 月 21 日	あかし保健所を福祉局から感染対策局（新設）の所管に変更 感染対策局に安全統括室と広報相談室を新設
2021 年（令和 3 年） 1 月 4 日	感染対策局にコロナワクチン対策室を新設
2021 年（令和 3 年） 4 月 1 日	ひきこもり相談支援課を相談支援課と変更し、健康推進課の精神保健事業を移管 安全統括室と広報相談室を感染対策統括室に組織改正
2021 年（令和 3 年） 4 月 28 日	明石市感染対策特別本部を新設
2022 年（令和 4 年） 4 月 1 日	明石市感染対策特別本部を感染対策統括室に統合 相談支援課に明石市ひきこもり相談センターを設置
2023 年（令和 5 年） 4 月 1 日	あかし保健所が感染対策局から福祉局の所管に変更

4. あかし保健所の組織

2022 年度（令和 4 年度）までは、コロナ感染症対策があかし保健所にとっても重点施策であったため感染対策局所管に属していたが、2023 年度（令和 5 年度）からコロナ感染症が感染症法の区分で 2 類から 5 類に移行になることに伴い、福祉局所管に戻っている。

下記は、2023 年度（令和 5 年度）の組織図である。

<Data Source ; あかし保健所提示資料を基に包括外部監査人作成>



5. あかし保健所の各業務の条例等法規

・保健総務課（医療連携担当）

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等
保健総務課 医療連携担当	救急医療対策事業	休日急病診療業務（在宅当番医制） 東播磨臨海地域小児二次救急医療事業 病院群輪番制病院運営事業	医療法 救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省） 兵庫県保健医療計画 明石市補助金等交付規則
	夜間休日応急診療所管理運営事業	夜間休日応急診療所の管理運営	明石市立夜間休日応急診療所条例 明石市立夜間休日応急診療所条例施行規則
	あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	ユニバーサル歯科診療所の管理運営	明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例施行規則
	地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	法人の業務実績の評価 運営費負担金の交付 法人への貸付実施	地方独立行政法人法 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例

・保健総務課（総務担当）

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等
保健総務課 総務担当	公衆浴場助成事業	明石浴場組合が実施する明石公衆衛生向上事業補助金の交付 公衆浴場設備改善資金利子補給補助金の交付	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 明石市補助金等交付規則 明石市公衆浴場設備改善資金利子補給補助金交付要綱
	保健一般事務事業	保健所の運営に必要な一般的な経費の執行 明石市健康大学講座運営事業補助金 災害対応病院（明石医療センター）に係る医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助 骨髄等移植ドナー支援事業	地域保健法 明石市補助金等交付規則 明石市災害対応病院設置運営要領 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
	保健所施設維持管理事業	施設の維持管理に関する事業	地域保健法 地方自治法
	特定不妊・不育症支援事業	特定不妊治療支援事業 不育症治療支援事業 先進医療にかかる不育症検査費用助成事業 不妊治療ペア検査助成事業	安心子ども基金管理運営要領 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 明石市特定不妊治療支援事業実施要綱 兵庫県不育症治療支援実施要綱 明石市不育症治療支援事業実施要綱 明石市先進医療に係る不育症検査費用助成金交付要綱 明石市不妊治療ペア検査助成事業実施要綱
	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

・保健総務課（医事薬事栄養担当）

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等
保健総務課 医事薬事栄養担当	保健衛生統計調査事務事業	厚生統計事務	統計法 地域保健法 人口動態調査令 医療施設調査規則 国民生活基礎調査規則 患者調査規則 統計調査関係通知 医師法
	医事関係事務事業	医療機関等各種申請の受理 立入検査 栄養管理 免許等事務 医療安全	医療法 医療法施行規則 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則 柔道整復師法 柔道整復師法施行規則 歯科技工士法 健康増進法 健康増進法施行規則 食品表示法 医師法 医師法施行規則 歯科医師法 歯科医師法施行規則 保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師法施行規則 診療放射線技師法 診療放射線技師法施行規則 臨床検査技師等に関する法律 臨床検査技師等に関する法律施行規則 理学療法士及び作業療法士法 理学療法士及び作業療法士法施行規則 視能訓練士法 視能訓練士法施行規則 死体解剖保存法 栄養士法 栄養士法施行規則
	薬事関係事務事業	薬事関係等各種申請の受理 立入検査 免許等事務 薬物乱用防止等の取組	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 薬局等構造設備規則 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 毒物及び劇物取締法 毒物及び劇物取締法施行令 毒物及び劇物取締法施行規則 薬剤師法 薬剤師法施行令 薬剤師法施行規則

・保健予防課

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等
保健予防課	風しん対策事業	風しん抗体検査、予防接種	明石市風しん抗体検査事業実施要綱 明石市風しん予防接種費用助成事業実施要綱
	肝炎対策事業	肝炎ウイルス検診 肝炎検査費等助成(肝炎検査費用助成事業、肝炎治療助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)の進達事務	健康増進法19条、兵庫県肝炎ウイルス陽性者初回精密検査費・定期検査費用助成事業実施要綱、兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱、兵庫県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱
	法定予防接種事業	高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者肺炎球菌予防接種 風しん第5期定期接種	予防接種法、明石市法定予防接種に係る実費の徴収に関する規則、明石市法定予防接種の費用弁償に関する要綱、明石市風しん抗体検査事業実施要綱
	高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	高齢者肺炎球菌予防接種の再接種	明石市高齢者肺炎球菌ワクチン再接種費用助成事業実施要綱
	歯周病検診事業	歯周病検診	健康増進法19条
	健康診査事業	一般健康診査	健康増進法19条
	がん検診事業	がん検診	健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、石綿(アスベスト)健康管理支援事業実施要綱
	感染症対策事業	感染症発生動向調査 感染症予防対策 新型インフルエンザ等対策 結核予防 エイズ対策 感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例
	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	特定健康診査・特定保健指導事業	国保特定健康診査・特定保健指導事業	高齢者の医療の確保に関する法律
	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種業務	予防接種法 予防接種法施行令 予防接種法施行規則 感染症法等の一部改正に伴う整備省令による改正前の予防接種実施規則 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例

・健康推進課

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等
健康推進課	保健指導一般事務事業	課の運営に必要な事項や事業体制の整備 保健師育成支援事業 保健師等の専門性向上のための人材育成 災害時保健活動の体制整備	地域保健法
	食育推進事業	明石市すこやか食育推進会議 食育教室 明石いずみ会活動支援 国民健康・栄養調査	健康増進法 食育基本法 次世代育成支援対策推進法
	あかし健康プラン21推進事業	地区保健活動 健康づくりに関する普及啓発事業 歯科保健事業 あかし健康ソムリエ会との協働及び活動支援 健康ポイントカード制度	健康増進法
	健康増進事業	健康教育 健康相談 たばこ対策	健康増進法 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例
	難病保健事業	小児慢性特定疾病医療費助成 特定医療費(指定難病)助成	児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律 難病特別対策推進事業実施要綱
	保健一般事務事業	若年者在宅ターミナル支援事業 がん患者アピアランスサポート事業	明石市若年者在宅ターミナルケア支援事業実施要綱 明石市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱
	新型コロナウイルス感染症対策事業	コロナ相談ダイヤル運営事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	後期高齢者保健事業	健康状態不明者の状態把握 糖尿病性腎症重症化予防 フレイル健康教育 フレイル個別相談 フレイル相談会	高齢者の医療の確保に関する法律

・相談支援課

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等		
相談支援課	精神保健事業	精神保健	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 地域保健法 地域生活支援事業実施要綱 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律		
		自殺対策	自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要綱(厚生労働省) 明石市自殺対策推進会議設置要綱		
		難病保健事業	難病・小児慢性特定疾病の療養支援	児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律 難病特別対策推進事業実施要綱(厚生労働省) 明石市難病対策地域ネットワーク会議設置要綱 明石市難病患者喀痰吸引第3号研修(基本研修)費助成金交付要領 明石市難病患者喀痰吸引第3号研修(実地研修)指導経費助成金交付要領	
			ひきこもり相談支援事業	ひきこもりの相談支援	生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(厚生労働省) 明石市ひきこもり支援関係機関ネットワーク会議設置要綱 明石市ひきこもり居場所支援事業補助金交付要綱

・生活衛生課

<Data Source ; あかし保健所作成データ>

課	事業	業務	根拠法令・条例等	
生活衛生課	食品衛生関係事業	食品衛生法に基づく営業許可・営業届出、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	食品衛生法 明石市食品衛生法施行条例	
		食品表示指導	食品表示法	
		食品収去検査	食品衛生法、食品表示法	
		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく施設の許可、各種届出の受理及び衛生指導立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 明石市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	
		農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設の認定、輸出証明書の発行	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	
		生活衛生関係事業	旅館業法、興行場法、公衆浴場法に基づく営業許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	旅館業法 明石市旅館業法施行条例 興行場法 明石市興行場法施行条例 公衆浴場法 明石市公衆浴場法施行条例
			理容師法、美容師法、クリーニング法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	理容師法 明石市理容師法施行条例 美容師法 明石市美容師法施行条例 クリーニング業法 明石市クリーニング業法施行条例
			化製場等に関する法律に基づく許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	化製場等に関する法律 明石市化製場等に関する条例
			温泉法に基づく利用許可、各種届出の受理	温泉法 明石市温泉法施行細則
			建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	明石市遊泳用プール指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導		明石市遊泳用プール指導要領	
	住宅宿泊事業法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査		住宅宿泊事業法 明石市住宅宿泊事業の適正な運営確保に関する条例	
	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可及び立入検査		墓地、埋葬等に関する法律 明石市墓地等の経営許可等に関する条例	
	明石市飲用井戸等衛生対策指導要綱に基づく衛生指導		明石市飲用井戸等衛生対策指導要綱	
	明石市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導		明石市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領	
	衛生検査関係事業	食品収去検査、食中毒検査	食品衛生法	
	新型コロナウイルス感染症対策事業	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
		感染性産業廃棄物処理委託、PCR検査機器保守業務委託、備品購入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	

6. あかし保健所の人員

<Data Source ; あかし保健所作成データ・職員数（令和5年4月1日現在）>

職 種		保健 総務課	保健 予防課	健康 推進課	相談 支援課	生活 衛生課	合計
正規	医師	1					1
	事務職	8	16	4 (1)	1	1	30 (1)
	福祉職 (精神保健福祉士等)				5 (1)		5 (1)
	保健師		8 (2)	9	14 (3)		31 (5)
	看護師				1		1
	獣医師					5 (1)	5 (1)
	薬剤師	2				7 (1)	9 (1)
	臨床検査技師		1			3	4
	放射線技師		1				1
	栄養士	2 (1)		1			3 (1)
	自動車運転手		1				1
再任用・ 任期付職員 ・ 臨時職員 等	再任用事務職	1					1
	再任用消防職	1					1
	任期付事務職	3	10	2	1		16
	任期付保健師		1 (1)	1	2		4 (1)
	任期付歯科衛生士			1			1
	任期付栄養士	1	1	1			3
	任期付運動指導員			1			1
	任期付嘱託員 (事務職)				2		2
	任期付嘱託員 (放射線技師)		1				1
	臨時事務職		2	2			4
	臨時保健師		1		1		2
	臨時看護師		1	1	1		3
	臨時栄養士	1				1	2
	臨時獣医師					1	1
	任期付嘱託、臨時 (自動車運転手)		1				1
合 計	20(1)	45 (3)	23 (1)	28 (4)	18 (2)	134 (11)	

備考

- 1 事務従事職員は除く
- 2 ()は職員数のうち、育児休業等による休業中職員数

7. あかし保健所の職務分掌

あかし保健所では5課体制となっている。

以下、各課の主な事務事業内容と職務分掌を示す。

なお、2019年から世界的に猛威を振るったコロナ感染症対策にあかし保健所も前面に立って対応している。事務事業としても相談支援課以外の4課にすべて“新型コロナウイルス感染症対策事業”が設けられている。各課で個別に対応する事項は異なっているものの、全てコロナ感染症対策への対応を行っているものである。

主に2020年度～2022年度では、急激にあかし保健所の大半の職員の残業時間が激増していることを確認しているが、それらはすべてコロナ感染症対応のためであり、従前の業務に加えてコロナ感染症対策へほぼ職員全員で対応されていることも確認している。

この間、当市市民がコロナ感染症の罹患をできるだけ回避すべく、また、罹患された市民に対しても適切に対応策を伝えるべく、業務上の様々なご苦労があったことも伺っており、医師等病院とともに前面に立ってあかし保健所職員の皆様がコロナ感染症の拡大防止に対応されたことには、深く敬意を表するものである。

<<保健総務課>>

保健総務課は、他の課で対応していない事項で当市市民の地域保健の維持のために対応する必要のある事項を対象としている課として機能しており、医事薬事栄養担当が“医事”、“薬事”及び“栄養管理”、医療連携担当が“救急医療対策”及び“地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業”、総務担当が“地域医療施策”その他に関する対応を各々行っている。

事務分掌としては下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」(4) あかし保健所事務分掌>

課	事務
保健総務課	(1) 地域医療施策に関すること。 (2) 地域保健に係る統計及び調査に関すること。 (3) 医事に関すること。 (4) 薬事に関すること。 (5) 栄養管理に関すること。

	<p>(6) その他保健医療施策に関すること。</p> <p>(7) あかし保健所の管理運営に関すること。</p> <p>(8) あかし保健所の庶務に関すること。</p>
--	---

担当毎の事業、業務は下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」及び担当者ヒアリングを基に包括外部監査人にてとりまとめ>

課	事業	業務
保健総務課 (医療連携担当)	救急医療対策事業	休日急病診療業務（在宅当番医制）、東播磨臨海地域小児二次救急医療事業、病院群輪番制病院運営事業
	夜間休日応急診療所管理運営事業	夜間休日応急診療所の管理運営
	あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	ユニバーサル歯科診療所の管理運営
	地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	法人の業務実績の評価、運営費負担金の交付、法人への貸付実施

課	事業	業務
保健総務課 (総務担当)	公衆浴場助成事業	明石浴場組合が実施する明石公衆衛生向上事業補助金の交付、公衆浴場設備改善資金利子補給補助金の交付
	保健一般事務事業	保健所の運営に必要な一般的な経費の執行、明石市健康大学講座運営事業補助金、災害対応病院（明石医療センター）に係る医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助、骨髄等移植ドナー支援事業
	保健所施設維持管理事業	施設の維持管理に関する事業
	特定不妊・不育症支援事業	特定不妊治療支援事業、不育症治療支援事業、先進医療にかかる不育症検査費用

		助成事業、不妊治療ペア検査助成事業
	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策事業

課	事業	業務
保健総務課 (医事薬事栄養担当)	保健衛生統計調査事務事業	厚生統計事務
	医事関係事務事業	医療機関等各種申請の受理、立入検査、栄養管理、免許等事務、医療安全
	薬事関係事務事業	薬事関係等各種申請の受理、立入検査、免許等事務、薬物乱用防止等の取組

<<保健予防課>>

保健予防課は、当市市民の健康を害する様々な要因から市民を守るための対応を図る課として機能しており、“健康診査・検診”、“感染症対策”、“予防接種”、“新型コロナウイルス感染症対策事業”、その他の事業を対象として業務を行っている。

事務分掌としては下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」(4) あかし保健所事務分掌>

課	事務
保健予防課	(1) 感染症対策に関すること。 (2) 予防接種に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3) がん検診、特定健康診査等に関すること。 (4) その他保健予防に関すること。

当課の事業、業務は下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」及び担当者ヒアリングを基に包括外部監査人にてとりまとめ>

課	事業	業務
保健予防課	風しん対策事業	風しん抗体検査、予防接種

肝炎対策事業	肝炎ウイルス検診 肝炎検査費等助成（肝炎検査費用助成事業、肝炎治療助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）の進達事務
法定予防接種事業	高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者肺炎球菌予防接種 風しん第5期定期接種
高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	高齢者肺炎球菌予防接種の再接種
歯周病検診事業	歯周病検診
健康診査事業	一般健康診査
がん検診事業	がん検診
感染症対策事業	感染症発生動向調査 感染症予防対策 新型インフルエンザ等対策 結核予防 感染症診査協議会
新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策
特定健康診査・特定保健指導事業	国保特定健康診査・特定保健指導
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者健康診査
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種

<<健康推進課>>

健康推進課は、当市市民の健康推進のための対応を図る課として機能しており、“あかし健康プラン21推進”、“健康づくり推進”、“食育推進”、“歯科保健”、“難病保健”、“がん患者療育生活支援”、“高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施”、“受動喫煙防止対策”、その他の事業を対象として業務を行っている。

事務分掌としては下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」 (4) あかし保健所事務分掌>

課	事務
健康推進課	(1) 健康づくり施策に関すること。 (2) 地区保健活動に関すること。 (3) 健康増進事業に関すること。 (4) 食育の推進に関すること。 (5) 高齢者の保健事業及び介護予防の一体的な実施に関すること。 (6) 小児慢性特定疾病の医療費助成に関すること。 (7) 指定難病の医療費助成に関すること。 (8) 保健師の統括に関すること。 (9) その他健康づくりに関すること。

当課の事業、業務は下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」及び担当者ヒアリングを基に包括外部監査人にてとりまとめ>

課	事業	業務
健康推進課	保健指導一般事務事業	課の運営に必要な事項や事業体制の整備、保健師育成支援事業、保健師等の専門性向上のための人材育成、災害時保健活動の体制整備
	食育推進事業	明石市すこやか食育推進会議、食育教室、明石いずみ会活動支援、国民健康・栄養調査
	あかし健康プラン21推進事業	地区保健活動、健康づくりに関する普及啓発事業、歯科保健事業、あかし健康ソムリエ会との協働及び活動支援、健康ポイントカード制度
	健康増進事業	健康教育、健康相談、たばこ対策
	難病保健事業	小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費（指定難病）助成
	保健一般事務事業	若年者在宅ターミナル支援事業、がん患者アピアランスサポート事業

	新型コロナウイルス感染症対策事業	コロナ相談ダイヤル運営事業
	後期高齢者保健事業	健康状態不明者の状態把握、糖尿病性腎症重症化予防、フレイル健康教育、フレイル個別相談、フレイル相談会

<<相談支援課>>

相談支援課は、2021年（令和3年）4月の組織改正に伴い、健康推進課の一部業務とひきこもり相談支援課業務を統合したものであり、“精神保健”、“自殺対策”、“精神保健相談”及び“難病支援”の4本柱への対応を図る課として機能しており、“精神保健”、“難病保健”、“ひきこもり相談支援”事業を対象として業務を行っている。

事務分掌としては下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」(4) あかし保健所事務分掌>

課	事務
相談支援課	(1) 精神保健に関すること。 (2) 自殺対策に関すること。 (3) 小児慢性特定疾病に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4) 難病保健に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5) ひきこもりの相談及び支援に関すること。

当課の事業、業務は下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」及び担当者ヒアリングを基に包括外部監査人にてとりまとめ>

課	事業	業務
相談支援課	精神保健事業	精神保健
		自殺対策
	難病保健事業	難病・小児慢性特定疾病の療養支援
	ひきこもり相談支援事業	ひきこもりの相談支援

<<生活衛生課>>

生活衛生課は、当市市民の生活衛生を維持するための対応を図る課として機能しており、“生活衛生”、“食品衛生”、“衛生検査”事業を対象として業務を行っている。

事務分掌としては下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」(4) あかし保健所事務分掌>

課	事 務
生活衛生課	(1) 生活衛生に関すること。 (2) 食品衛生に関すること。 (3) 衛生検査に関すること。

当課の事業、業務は下記のとおりである。

<Data Source ; 「あかし保健所の概要」及び担当者ヒアリングを基に包括外部監査人にてとりまとめ>

課	事 業	業 務
生活衛生課	食品衛生関係事業	食品衛生法に基づく営業許可・営業届出、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査、食品表示指導、食品収去検査
		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく施設の許可、各種届出の受理及び衛生指導立入検査
		農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設の認定、輸出証明書の発行
	生活衛生関係事業	旅館業法、興行場法、公衆浴場法に基づく営業許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		理容師法、美容師法、クリーニング法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査

		化製場等に関する法律に基づく許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		温泉法に基づく利用許可、各種届出の受理
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		明石市遊泳用プール指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導
		住宅宿泊事業法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可及び立入検査
		明石市飲用井戸等衛生対策指導要綱に基づく衛生指導
		明石市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導
	衛生検査関係事業	食品収去検査、食中毒検査
		感染症検査
新型コロナウイルス感染症対策事業	感染性産業廃棄物処理委託、PCR検査機器保守業務委託、備品購入	

8. あかし保健所の施設

あかし保健所はJR大久保駅近くに設置されている建物内ですべての課が事務事業を行っており、その他の場所としては明石市医師会、明石市歯科医師会など委託先でも一部の業務を行っている程度である。

住 所 : 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

構 造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造

敷地面積 : 4,726.64 m²

建築面積 : 2,006.72 m² (付属棟は含まない)

延べ床面積 : 5,009.74 m² (付属棟は含まない)

1F : 1,736.61 m² 2F:925.89 m² 中 3F : 85.62 m² 3F : 691.87 m²

4F : 691.87 m² 5F:611.94 m² 6F : 265.94 m²

高 さ : 29.65m

駐 車 場 : 30台 (障がい者用駐車場含む)

開庁時間 : 8時55分~17時40分

閉 庁 日 : 土、日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

各フロア (2022年4月1日時点)

1 階 : 多目的ホール、施設管理事務室、 コロナワクチン相談窓口

2 階 : コロナワクチン対策室、倉庫

3 階 : 所長室、保健総務課、健康推進課、相談支援課、 明石市ひきこもり 相談センター、相談室

4 階 : 保健予防課、生活衛生課、感染対策統括室、 診察室、レントゲン室

5 階 : 検査室

9. 歳入と歳出の状況

2022年度（令和4年度）歳入と歳出の予算・決算は下記のとおりである。

① 一般会計 歳入(2022年度（令和4年度）)

コロナワクチン対策室					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
国庫支出金				3,692,297	2,780,191
国庫負担金				1,664,205	1,293,724
衛生費国庫負担金				1,664,205	1,293,724
保健衛生費負担金				1,664,205	1,293,724
国庫補助金				2,028,092	1,486,467
衛生費国庫補助金				2,028,092	1,486,467
保健衛生費補助金				2,028,092	1,486,467
室 合計				3,692,297	2,780,191

保健総務課					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
使用料及び手数料				186,900	179,846
使用料				185,000	177,935
衛生使用料				185,000	177,935
保健衛生使用料				185,000	177,935
手数料				1,900	1,911
衛生手数料				1,900	1,911
保健衛生手数料				1,900	1,911
国庫支出金				9,816	6,358
国庫補助金				2,990	30
衛生費国庫補助金				2,990	30
保健衛生費補助金				2,990	30
委託金				6,826	6,328
衛生費委託金				6,826	6,328
保健衛生費委託金				6,826	6,328
県支出金				29,900	36,104
県補助金				27,771	34,044
衛生費県補助金				27,771	34,044
保健衛生費補助金				27,771	34,044
委託金				2,129	2,060
衛生費委託金				2,129	2,060
保健衛生費委託金				2,129	2,060

諸収入				35,232	35,068
	雑入			35,232	35,068
		雑入		35,232	35,068
			雑入	35,232	35,068
課 合計				261,848	257,376

保健予防課					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
国庫支出金				677,863	566,924
	国庫負担金			416,288	385,988
		衛生費国庫負担金		416,288	385,988
			保健衛生費負担金	416,288	385,988
	国庫補助金			261,575	180,936
		衛生費国庫補助金		261,575	180,936
			保健衛生費補助金	261,575	180,936
県支出金				9,836	9,612
	県補助金			9,755	9,531
		衛生費県補助金		9,755	9,531
			保健衛生費補助金	9,755	9,531
	委託金			81	81
		衛生費委託金		81	81
			保健衛生費委託金	81	81
諸収入				15	75
	雑入			15	75
		雑入		15	75
			雑入	15	75
課 合計				687,714	576,611

健康推進課					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
国庫支出金				53,135	61,229
国庫負担金				36,000	39,190
衛生費国庫負担金				36,000	39,190
保健衛生費負担金				36,000	39,190
国庫補助金				15,806	21,772
衛生費国庫補助金				15,806	21,772
保健衛生費補助金				15,806	21,772
委託金				1,329	267
衛生費委託金				1,329	267
保健衛生費委託金				1,329	267
県支出金				3,253	3,010
県補助金				2,526	2,289
衛生費県補助金				2,526	2,289
保健衛生費補助金				2,526	2,289
委託金				727	721
衛生費委託金				727	721
保健衛生費委託金				727	721
諸収入				582	244
雑入				582	244
雑入				582	244
雑入				582	244
課 合計				56,970	64,483

相談支援課					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
国庫支出金				10,164	9,142
	国庫負担金			0	0
		衛生費国庫負担金		0	0
		保健衛生費負担金		0	0
国庫補助金				10,164	9,142
	衛生費国庫補助金			10,164	9,142
	保健衛生費補助金			10,164	9,142
県支出金				1,970	3,370
	県補助金			1,970	3,370
		衛生費県補助金		1,970	3,370
		保健衛生費補助金		1,970	3,370
課 合計				12,134	12,512

生活衛生課					
款	項	目	節	予算額(千円)	決算額(千円)
使用料及び手数料				15,805	12,454
	手数料			15,805	12,454
		衛生手数料		15,805	12,454
		保健衛生手数料		15,805	12,454
国庫支出金				851	988
	国庫負担金			851	988
		衛生費国庫負担金		851	988
		保健衛生費負担金		851	988
県支出金				81	82
	委託金			81	82
		衛生費委託金		81	82
		保健衛生費委託金		81	82
課 合計				16,737	13,524

※予算額及び決算額は決算時

歳出(2022年度(令和4年度))

コロナワクチン対策室						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
総務費					659,952	659,951
総務管理費					659,952	659,951
諸費					659,952	659,951
諸費					659,952	659,951
国県補助金清算等償還金					659,952	659,951
衛生費					3,783,069	2,446,598
保健衛生費					3,783,069	2,446,598
保健所費					3,783,069	2,446,598
保健所費					3,783,069	2,446,598
感染症対策事業					0	0
新型コロナウイルスワクチン接種事業					3,783,069	2,446,598
課 合計					4,443,021	3,106,549

保健総務課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
総務費					0	0
総務管理費					0	0
諸費					0	0
諸費					0	0
国県補助金精算等償還金					0	0
衛生費					1,546,497	1,500,872
保健衛生費					1,546,497	1,500,872
保健衛生総務費					1,374,068	1,358,166
保健衛生総務費					1,374,068	1,358,166
救急医療対策事業					74,225	70,746
公衆浴場助成事業					1,230	600
夜間休日応急診療所管理運営事業					360,593	351,481
あかしユニバーサル歯科診療所運営事業					113,500	111,651
地方独立行政法人 明石市立市民病院 関連事業					824,520	823,688
保健所費					172,429	142,706
保健所費					172,429	142,706
保健衛生統計調査事務事業					1,527	1,110
医事関係事務事業					1,810	1,583
薬事関係事務事業					195	188

			保健一般事務事業	8,944	6,936
			保健所施設維持管理事業	90,263	83,612
			新型コロナウイルス感染症対策事業	23,890	10,655
			特定不妊・不育症支援事業	45,800	38,622
課 合計				1,546,497	1,500,872

保健予防課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
総務費					121,017	120,991
	総務管理費				121,017	120,991
		諸費			121,017	120,991
			諸費		121,017	120,991
				国県補助金精算等償還金	121,017	120,991
衛生費					1,478,111	1,258,742
	保健衛生費				1,478,111	1,258,742
		予防費			483,974	451,733
			予防費		10,204	9,124
				風しん対策事業	2,454	1,940
				肝炎対策事業	7,750	7,184
		予防接種費			308,196	282,654
			法定予防接種事業		298,529	278,199
			予防接種一般事務事業		367	90
			高齢者肺炎球菌予防接種助成事業		9,300	4,365
		成人病対策費			165,574	159,955
			歯周病検診事業		4,671	4,628
			検診一般事業		1,046	775
			健康診査事業		1,600	1,429
			がん検診事業		158,257	153,123
		保健所費			994,137	807,009
			保健所費		994,137	807,009
			保健一般事務事業		1,694	929
			感染症対策事業		24,787	12,461
			新型コロナウイルス感染症対策事業		967,656	793,619
課 合計					1,599,128	1,379,733

健康推進課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
総務費					26	26
総務管理費					26	26
諸費					26	26
諸費					26	26
国県補助金精算等償還金					26	26
衛生費					106,271	99,795
保健衛生費					106,271	99,795
保健衛生総務費					3,674	1,751
保健衛生総務費					3,674	1,751
保健指導一般事務事業					1,349	654
食育推進事業					1,938	783
新あかし健康プラン21推進事業					387	314
予防費					2,244	1,725
成人病対策費					2,244	1,725
健康増進事業					2,244	1,725
保健所費					100,353	96,319
保健所費					100,353	96,319
難病保健事業					73,530	72,585
保健一般事務事業					2,700	2,670
新型コロナウイルス感染症対策事業					24,123	21,064
課 合計					106,297	99,821

相談支援課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
総務費					173	173
総務管理費					173	173
諸費					173	173
諸費					173	173
国県補助金精算等償還金					173	173
衛生費					14,396	10,285
保健衛生費					14,396	10,285
保健所費					14,396	10,285
保健所費					14,396	10,285
精神保健事業					7,557	6,463
難病保健事業					1,025	375
ひきこもり相談支援事業					5,814	3,447
課 合計					14,569	10,458

生活衛生課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
衛生費					13,597	10,831
保健衛生費					13,597	10,831
保健所費					13,597	10,831
保健所費					13,597	10,831
食品衛生関係事業					4,923	3,610
生活衛生関係事業					1,335	846
衛生検査関係事業					5,793	4,964
新型コロナウイルス感染症対策事業					1,546	1,411
課 合計					13,597	10,831

※予算額及び決算額は決算時

② 特別会計

病院事業債管理 歳入(2022年度(令和4年度))

保健総務課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
諸収入					434,463	433,036
貸付金元利収入					434,463	433,036
貸付金元利収入					434,463	433,036
貸付金元利収入					434,463	433,036
地方独立行政法人明石市立市民病院貸付					434,463	433,036
市債					400,000	281,800
市債					400,000	281,800
病院事業債					400,000	281,800
病院事業債					400,000	281,800
地方独立行政法人明石市立市民病院貸付					400,000	281,800
課 合計					834,463	433,036

病院事業債管理 歳出(2022年度(令和4年度))

保健総務課						
款	項	目	細目	事業	予算額(千円)	決算額(千円)
貸付金					400,000	281,800
貸付金					400,000	281,800
病院事業貸付金					400,000	281,800
病院事業貸付金					400,000	281,800
地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金					400,000	281,800
公債費					434,463	433,036
公債費					426,625	426,624
元金					426,625	426,624
元金					426,625	426,624
病院事業債元金償還金					426,625	426,624
利子					7,838	6,412
利子					7,838	6,412
病院事業債利子償還金					7,838	6,412
課 合計					834,463	714,836

※予算額及び決算額は決算時

後期高齢者医療事業 歳入(2022年度(令和4年度))

保健予防課					予算額(千円)	決算額(千円)
款	項	目	節	細節		
繰入金					10,440	2,576
一般会計繰入金					10,440	2,576
健康診査事業繰入金					10,440	2,576
健康診査事業繰入金					10,440	2,576
健康診査事業繰入金					10,440	2,576
諸収入					40,187	40,186
受託事業収入					40,187	40,186
健康診査事業補助金					40,187	40,186
健康診査事業補助金					40,187	40,186
健康診査事業補助金					40,187	40,186
課 合計					50,627	42,762

後期高齢者医療事業 歳出(2022年度(令和4年度))

保健予防課					予算額(千円)	決算額(千円)
款	項	目	細目	事業		
保健事業費					47,691	37,931
健康診査事業費					47,691	37,931
健康診査事業費					47,691	37,931
健康診査事業費					47,691	37,931
後期高齢者健康診査事業					47,691	37,931
諸支出金					1,221	1,221
償還金及び還付加算金					1,221	1,221
償還金					1,221	1,221
償還金					1,221	1,221
健康診査補助金返還金事業					1,221	1,221
課 合計					48,912	39,152

※予算額及び決算額は決算時

国民健康保険事業 歳入(2022年度(令和4年度))

保健予防課							予算額(千円)	決算額(千円)
款	項	目	節	細節				
県支出金							58,132	54,292
県補助金							58,132	54,292
保険給付費等交付金							58,132	54,292
保険給付費等交付金(特別交付金)							58,132	54,292
特定健診等負担金							58,132	54,292
課 合計							58,132	54,292

国民健康保険事業 歳出(2022年度(令和4年度))

保健予防課							予算額(千円)	決算額(千円)
款	項	目	細目	事業				
総務費							8,990	8,246
総務管理費							8,990	8,246
一般管理費							8,990	8,246
一般管理費							8,990	8,246
特定健康診査・特定保健指導管理事務事業							8,990	8,246
保健事業費							119,846	87,914
特定健康診査・特定保健指導事業費							119,846	87,914
特定健康診査・特定保健指導事業費							119,846	87,914
特定健康診査・特定保健指導事業費							119,846	87,914
特定健康診査・特定保健指導事業							119,846	87,914
課 合計							128,836	96,160

※予算額及び決算額は決算時

10. 保健事業等に関する施策・計画など

当市保健事業、地域健康福祉事業に関する施策、計画などは下記のとおりである。

- ・ 第2期 明石市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画・第3期特定健診等実施計画） 平成30年度～平成35年度
- ・ 地方独立行政法人明石市立市民病院 第4期中期計画
- ・ あかし健康プラン21（第3次）
- ・ 明石市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち～
2019年度～2028年度
- ・ 令和4年度明石市食品衛生監視指導計画

第3章 包括外部監査の結果等

I 検出事項

この報告書においては、今回の監査の過程において発見された検出事項を「指摘」と「意見」に分けて示している。

検出事項	法的根拠	内 容
指 摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	・違法（法令、条例、規則等の違反）な事由であること。 若しくは ・違法ではないが、不当（実質的に妥当性を欠くこと、又は不適當なこと）な事由であり、指摘すべき事項に該当すること。
意 見	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	前述の「指摘」には当たらないものの、包括外部監査人が個別検出事項として特に意見を付すことが適當と判断すること。

なお、検出事項については、包括外部監査の対象部局が対応する事項であるが、その改善に対しては、対象部局のみならず、当市の他の部局等の検討・協力も必要であることを付言する。

以下、「第4章 包括外部監査の検出事項」にて、検討を行った結果としての外部監査の指摘及び意見を記載する。

第4章 包括外部監査の検出事項
I 検出事項（総論）
II 検出事項（各論）
1, 保健総務課
2, 保健予防課
3, 健康推進課
4, 相談支援課
5, 生活衛生課

あかし保健所に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	検出事項		
	指摘	意見	合計
(総論)保健事業全体	2	7	9
(各論)保健総務課	3	11	14
(各論)保健予防課	5	8	13
(各論)健康推進課	1	2	3
(各論)相談支援課	1	3	4
(各論)生活衛生課	1	4	5
Total	13	35	48

各課の各事務事業での包括外部監査の結果は、第4章 包括外部監査の検出事項にて示す。

II 監査の実施概要

当市の保健事業に関する財務事務の執行を行う部局（主に、福祉局あかし保健所）に対して、「第1章 VI 監査の着眼点及び実施した手続」により監査を実施している。

III 検討した事項について

あかし保健所各課で実施している各保健事業すべてについて検討を行った。対象とした保健事業は下記のとおり。

課	事業	業務
保健総務課 (医療連携担当)	救急医療対策事業	休日急病診療業務(在宅当番医制)、東播磨臨海地域小児二次救急医療事業、病院群輪番制病院運営事業
	夜間休日応急診療所管理運営事業	夜間休日応急診療所の管理運営
	あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	ユニバーサル歯科診療所の管理運営
	地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	法人の業務実績の評価、運営費負担金の交付、法人への貸付実施
保健総務課 (総務担当)	公衆浴場助成事業	明石浴場組合が実施する明石公衆衛生向上事業補助金の交付、公衆浴場設備改善資金利子補給補助金の交付
	保健一般事務事業	保健所の運営に必要な一般的な経費の執行、明石市健康大学講座運営事業補助金、災害対応病院(明石医療センター)に係る医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助、骨髄等移植ドナー支援事業
	保健所施設維持管理事業	施設の維持管理に関する事業
	特定不妊・不育症支援事業	特定不妊治療支援事業、不育症治療支援事業、先進医療にかかる不育症検査費用助成事業、不妊治療ペア検査助成事業
新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策事業	
保健総務課 (医事業事栄養担当)	保健衛生統計調査事務事業	厚生統計事務
	医事関係事務事業	医療機関等各種申請の受理、立入検査、栄養管理、免許等事務、医療安全
	薬事関係事務事業	薬事関係等各種申請の受理、立入検査、免許等事務、薬物乱用防止等の取組
保健予防課	風しん対策事業	風しん抗体検査、予防接種
	肝炎対策事業	肝炎ウイルス検診 肝炎検査費等助成(肝炎検査費用助成事業、肝炎治療助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)の進達事務
	法定予防接種事業	高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者肺炎球菌予防接種 風しん第5期定期接種
	高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	高齢者肺炎球菌予防接種の再接種
	歯周病検診事業	歯周病検診
	健康診査事業	一般健康診査
	がん検診事業	がん検診
	感染症対策事業	感染症発生動向調査 感染症予防対策 新型インフルエンザ等対策 結核予防 エイズ対策 感染症診査協議会
	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策事業
	特定健康診査・特定保健指導事業	国保特定健康診査・特定保健指導事業
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者健康診査	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種業務	
健康推進課	保健指導一般事務事業	課の運営に必要な事項や事業体制の整備、保健師育成支援事業、保健師等の専門性向上のための人材育成、災害時保健活動の体制整備
	食育推進事業	明石市すこやか食育推進会議、食育教室、明石いずみ会活動支援、国民健康・栄養調査
	あかし健康プラン21推進事業	地区保健活動、健康づくりに関する普及啓発事業、歯科保健事業、あかし健康ソムリエ会との協働及び活動支援、健康ポイントカード制度
	健康増進事業	健康教育、健康相談、たばこ対策
	難病保健事業	小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費(指定難病)助成
	保健一般事務事業	若年者在宅ターミナル支援事業、がん患者アヒアランスサポート事業
新型コロナウイルス感染症対策事業	コロナ相談ダイヤル運営事業	
後期高齢者保健事業	健康状態不明者の状態把握、糖尿病性腎症重症化予防、フレイル健康教育、フレイル個別相談、フレイル相談会	
相談支援課	精神保健事業	精神保健 自殺対策
	難病保健事業	難病・小児慢性特定疾病の療養支援
	ひきこもり相談支援事業	ひきこもりの相談支援
生活衛生課	食品衛生関係事業	食品衛生法に基づく営業許可・営業届出、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査、食品表示指導、食品取去 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく施設の許可、各種届出の受理及び衛生指導立入検査 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設の認定、輸出証明書の発行
	生活衛生関係事業	旅館業法、興行場法、公衆浴場法に基づく営業許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		理容師法、美容師法、クリーニング法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		化粧場等に関する法律に基づく許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		温泉法に基づく利用許可、各種届出の受理
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査
		明石市遊泳用プール指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導
	住宅宿泊事業法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査	
	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可及び立入検査	
	明石市飲用井戸等衛生対策指導要綱に基づく衛生指導	
明石市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領に基づく各種届出の受理及び衛生指導		
衛生検査関係事業	食品取去検査、食中毒検査 感染症検査	
新型コロナウイルス感染症対策事業	感染性産業廃棄物処理委託、PCR検査機器保守業務委託、備品購入	

第4章 包括外部監査の検出事項

I 検出事項（総論）

あかし保健所での保健事業について、全体にわたる検出事項については下記のとおりである。

1. 保健事業全体

(1) 検出事項

① 補助金要綱が整備されていない。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

補助金規則は、補助金交付に関する基本的事項について規定するものであり、個々の補助金の具体的な目的や補助対象、補助金額や補助金の使途等に関してはそれぞれの補助金要綱にて詳細に定められる。

いずれも補助金交付に関する事務執行の適正性、公正性及び透明性を確保することを目的として、整備されるものである。

しかしながら、保健所が所管する補助金につき、補助金要綱が整備されていないものがある。

【改善方法】

事務執行の適正性、公正性及び透明性を確保し、十分な説明責任を果たすため、原則としては補助金要綱の作成が必要と考えるが、実務を考慮して一定の対象についてのみ補助金要綱を整備する方針とする場合には、対象を定める規定を作成することが必要である。例えば、一定の金額や頻度などを基準に要綱化する／しないの基準を設定することが考えられるので、検討いただきたい。

② 事務事業点検シートへの人件費配分の根拠となる各人別での業務関与割合の決定につき見直すことが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

事務事業コストの中で大きな割合を占める人件費については、予定で定めている人別業務割合で事務事業検討シートに人件費（基本給だけ）を按分集計している。

現状、事務事業点検シートに記載される人員配置（人）数は職員が各事業に従事する見込数となっており、それをもとに各事業に案分集計された人件費が同点検シートに記載されている。そのため、各事業に実際にどの程度の人員が従事したのかまた、どれほどの人件費が生じているのかが正確には判断できず、事業の評価が適切に行えない状況になっている。

【改善方法】

職員が各事業にどれほど従事したのかを把握し、発生した実際の人件費を各事業に実際に従事した割合により按分集計することは困難であることは理解できる。

しかしながら、保健事業では事務事業コストの大半を人件費が占めるケースが多く、人件費を適切に各事業に配分することは事務事業評価における重要な前提といえる。そのため、少なくとも年度末で職員の業務割合の見直しを行ったうえで人件費の按分集計を行い、事務事業点検シートへ反映させる等の対応が必要と考える。

③保健所の各事業の継続性の観点から、人員確保及び人員配置の見直しが必要である。【意見】

【検出事項の概要・課題】

正規・再任用・任期付及び臨時職員の各課の在籍者については、「第2章あかし保健所の概要」「Ⅱあかし保健所の概要」「6. あかし保健所の人員」にて示しているとおりのとおりであるが、保健事業は特殊な事業であるにもかかわらず、従事する専門職員が1名だけである事業がいくつかある。

人員の効率的活用という面から、雇用形態を問わず複数名従事しているケースであれば、該当事務事業の継続執行（特に欠員発生等の非常時対応）も可能と考えられるが、専門職員の配置が1名だけの事業では該当事務事業の遂行に支障が生じる可能性がある。

<Data Source ; あかし保健所より提示を受けた職員数データを基に包括外部監査人が調整して作成（正規・再任用・任期付及び臨時全て統合）>

<下記表は専門職の在籍者数のうち各課で1名在籍のケースを抽出（単位；人）>

	保健 総務課	保健 予防課	健康 推進課	相談 支援課	生活 衛生課
医師	1	0	0	0	0
事務職	12	28	8	4	1
看護師	0	1	1	2	0
臨床検査技師	0	1	0	0	3
栄養士	4	1	2	0	1
歯科衛生士	0	0	1	0	0
運動指導員	0	0	1	0	0
消防職	1	0	0	0	0

【改善方法】

保健事業において配置人員の欠員が生じた場合に、当市の各課間ないし各局間で人員配置の見直しができる場合には、人員を補充することを検討する必要性は低いと考えられる。

上表より複数課において在籍数が1名だけの課がある事に対し、事務職は他部署からの異動での補充対応も可能との回答をあかし保健所から受けている。

しかしながら、当市に配置されている専門職員は各部署で各々必要な職を担っているケースが多く、保健事業の専門職員が欠員となっても容易に補充することが困難であると想定される。

このような状況では、保健事業に従事する専門職員が欠員となった場合に、当該専門職員が担っていた事務執行が遂行できなくなるリスクが存在する。

従って、事業継続困難性のリスクを考慮した上で、1名だけしか専門職がない場合には、人員補充を含め、事務執行の体制のあるべき姿を検討することが必要と考える。

④職員確保のため、募集時の給与単価の見直しが必要と考える。【意見】

【検出事項の概要・課題】

職員の募集については、当市職員室にて定めている単価表に基づき行っているが、民間での人員単価と比較した際、見劣りする単価となってきた。

昨今の人手不足や物価上昇に伴い、民間企業において人件費が上昇している状況にあるため、当市が人員を募集しても応募が少なく、特に任期付職員の応募が少ない状況となっているとのことである。

現内閣からも給与水準のアップに関する民間事業者への要請があり、この傾向は

は今後も継続することが想定されることから、職員室で定めている現状の給与水準の見直しを行わなければ、人材確保が引き続き困難となる可能性がある。

【改善方法】

人事院勧告に準じて給与水準を決定することが地方公共団体職員の給与決定の前提であることは十分理解している。また、既存の正規職員の給与水準との均衡を図る必要がある等、一定の制約はあると思われるが、民間での給与水準を参考に、任期付職員等の募集における給与単価については、職員室において見直しを検討することが必要ではないかと考える。

⑤人件費が高騰している状況の中、委託単価の見直しが行われていない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

医師、看護師、保健師及び介護士等に業務を委託する業務で、当市が過去に定めた委託単価により契約を締結しているものが複数存在する。

単価が既に決められている理由は、消費税率の改定時に見直しが行われた際に改定しているものの、過去に県が実施していたときの単価を採用していること、また、近隣市町との均衡を図っているためのとのことであり、長期にわたり見直しされていない。

【改善方法】

近年は光熱水費の高騰や人件費の高騰があり、過去の単価をそのまま利用することは、価格として適正ではなく、委託業務の応募者へ負担が増大し、委託者を確保することも困難となる可能性もある。

水光熱費、人件費の高騰や委託先からの要望を勘案し、委託単価の見直しを定期的に変更する必要がある。

⑥職員のパソコン内のデータ消去を完全に履行するための仕組みが必要である。

【意見】

【検出事項の概要・課題】

現在、各課において保有している情報管理システムを活用して多くの業務を実施している。情報管理システムはデータの保管・管理が主機能となっており、保管さ

れたデータを分析する機能を備えていないため、USBにデータを移動し、職員のパソコンにて分析作業を行っている。

データの漏洩防止に関する対応については、市のデータセキュリティ方針に沿って実施しているとのことであるが、各職員がパソコンで使用・作成したデータの保管については、明確なルールが設けられていない。そのため、作業を終えた段階では共通のデータ保管場所ではなく職員のパソコン内にデータを残したまま帰宅しているケースもあるとのことである。また、職員のパソコンにどのようなデータが保管されているかを確認する方法も現在はない状態である。

【改善方法】

原則として市のデータセキュリティ方針に沿ってデータ管理しており、データ漏洩リスクは非常に低いことは確認しているが、職員のパソコン内にデータを残したままの状態となっているケースがあるとのことである。このような状況では、仮にパソコンが盗難等された際に保管したデータが持ち出されてしまうリスクが残ってしまう。

そのため、作業の終わりや帰宅時には職員のパソコン内にデータ保存を行わないようにし、それを確認するルールを策定した上で、ルールの実践として職員のパソコン内に不要なデータの保存を行わない意識づけが必要と考える。

また、ルール策定までの段階においては、定期的にデータの保存状況を確認し、職員のパソコンに不要なデータを保管させないような仕組みが必要と考える。

⑦事務用品や郵便切手などを特定の部署において一元管理し、事務効率化を図る事が望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

現在は、各課で事務用品及び切手・レターパックは必要分を各課で購入しており、特に不正使用が起りやすい切手・レターパックについては、台帳にて受払管理をしている。

受払管理は全課統一的な手法で実施されており、管理に関する内部統制は整備状況・運用状況とも良好と考えている。

ただ、切手・レターパックの使用状況を確認したところ、特定の課において使用する頻度は多いものの、他の課では切手・レターパックの日々の使用はさほど多くなく、各課で購入・受払管理を行うことは重複の事務コストがかかることとなるため、効率性は良くないと考える。

事務用品についても、あかし保健所の特定の部署で一元的に購入・管理を行い、必要分を各課に配布することが事務コストの低減に繋がると考える。

【改善方法】

事務用品や郵便切手などは、あかし保健所全体として特定の部署で一元管理を行い、保有数量を減少させるとともに事務コストの低減を図る事が望ましい。

⑧情報管理マニュアルを整備することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

情報管理については、総務局が作成している「明石市情報セキュリティ基本方針」「明石市情報セキュリティ対策基準（管理者用）」及び「明石市情報セキュリティ対策基準（利用者用）」（以下、「セキュリティ基準等」という。）により対応している。

しかしながら、これら方針及び基準には各部署の実際の執務にて対応すべき事項が詳細に定められていないため、各部署の情報管理が不十分となる可能性がある。

実際の情報管理についてヒアリングした限りでは、セキュリティ基準等から逸脱がないように対応していると思われるが、詳細な情報管理方法を示したマニュアルのようなものが存在していない。

【改善方法】

情報管理マニュアルの策定は、課内での情報セキュリティレベルの維持及び課内の情報管理に関する教育ツールとしての活用が図られることが期待できる。

取り扱う情報管理システムごとに、情報管理マニュアルを整備することが望まれる。

⑨保有するUSB本数を見直すとともに、特定の部署による一元管理が必要である。

【指摘】

【検出事項の概要・課題】

全課で個々にUSBを複数本保有・使用し、使用の都度利用管理簿を作成している。利用管理簿でUSB利用状況を確認すると、実際現在保有しているUSBの本数は過剰となっていると考えられる。

また、各課で各々USBを保有・管理する必要性は乏しく、あかし保健所の特定の部署にて適切な本数を保有・管理する必要がある、情報セキュリティからは

改善が望まれる。

【改善方法】

備品管理及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するUSBはあかし保健所全体での必要最低限とすることが望ましく、USBの利用数について不要な在庫を処分し、絞り込みを図る必要があると考える。

また、使用機会を制限し、情報漏洩リスクの低減を図る観点から、各課が自己点検において、定期的に用途と保有本数の妥当性を確認し、報告する仕組みが望まれる。

II 検出事項（各論）

あかし保健所での保健事業について、各課で実施している事務事業に関する事業概要を当市で活用している事務事業点検シートを用いて示した上で、各課の各事務事業に関して検証した結果、検出された事項について示す。

1. 保健総務課

保健総務課の各事務事業に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	事業	検出事項		
		指摘	意見	合計
保健総務課 (医療連携担当) (総務担当) (医事業栄養担当)	A 救急医療対策事業	0	0	0
	B 夜間休日応急診療所管理運営事業	0	0	0
	C あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	0	0	0
	D 地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	0	2	2
	E 公衆浴場助成事業	0	3	3
	F 保健一般事務事業	2	1	3
	G 保健所施設維持管理事業	0	1	1
	H 特定不妊・不育症支援事業	0	0	0
	I 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	0	0
	J 保健衛生統計調査事務事業	0	0	0
	K 医事関係事務事業	0	2	2
	L 薬事関係事務事業	0	1	1
	M 地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金	0	0	0
	N 病院事業債元金償還金	0	0	0
	O 病院事業債利子償還金	0	0	0
P 課共通事項	1	1	2	
Total		3	11	14

以下、各事務事業について示す。

A 救急医療対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	救急医療対策事業	新規/継続	継続事業								
		自治/法定	自治事務	開始年度	不明						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省）								
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営		補助・助成	○	その他			
個別計画		委託		○	指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
休日・夜間における軽症・重症の救急患者の初期救急および二次救急の診療体制を確保する。											
事業内容											
<p>①休日急病診療業務（在宅当番医制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療として、明石市医師会に委託して休日昼間の診療体制を確保。 ・眼科については、日曜・祝日、年末年始の昼間に、市内医療機関による輪番で実施。 ・外科・整形外科については、ゴールデンウィーク及び年末年始の昼間に、市内医療機関で実施。 ・内科・小児科系については、年末年始の昼間に、夜間休日応急診療所以外の医療機関でも実施。 ・受診者数：令和3年度1,241人、令和4年度1,560人、令和5年度2,000人（見込） <p>②東播磨臨海地域小児二次救急医療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児の二次救急医療として、東播磨臨海地域の3市2町と参加病院が覚書を交わし、夜間休日の診療体制を確保。 ・現在、明石市立市民病院、明石医療センター、加古川中央市民病院の3病院で対応。 ・診療時間は、平日夜間は午後5時～翌日9時、土曜・日曜・祝日・年末年始は午前9時～翌日午前9時に実施。 ・受診者数（東播地域）：令和3年度3,752人、令和4年度4,577人、令和5年度4,800人（見込） <p>③病院群輪番制病院運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科系疾患を対象とした二次救急医療として、明石市医師会に補助金を交付し、市内12病院による診療体制を確保。 ・診療時間は、平日夜間は午後6時～翌日午前8時、日曜・祝日・年末年始は午前8時～翌日午前8時に実施。 ・受診者数：令和3年度3,133人、令和4年度3,301人、令和5年度3,500人（見込） <p>④広域災害・救急医療情報システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急対応が可能な医療機関などの情報をインターネットで入手できる広域災害・救急医療情報システム事業（兵庫県が実施）に参画し、消防局や救急医療機関等の円滑な連携を支援。 											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	69,782	2,187	71,969	1,443	0	0	70,526				
04 当初予算	74,225	2,025	76,250	1,558	0	0	74,692	正規	0.25	アルバイト	0.00
04 決算	70,746	2,025	72,771	1,413	0	0	71,358	再任用	0.20	その他	0.00
05 当初予算	74,672	2,785	77,457	1,540	0	0	75,917	任期付	0.00	合計	0.45
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
受診者数	①在宅当番医制 ②小児二次救急（東播地域） ③病院群輪番制の年間の受診者数			①1,241 ②3,752 ③3,133	①1,560 ②4,577 ③3,301	①2,000 ②4,800 ③3,500					
	令和5年度	人	①2,000 ②4,800 ③3,500								
指標で表せない成果											
受診者数の増減に関わらず、一般医療機関が診療していない時間帯の診療を確保する意義は大きい。											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
明石市医師会等関係機関と連携を図り、現行の救急医療体制を維持していく。											

この事務事業は、休日・夜間における軽症・重症の救急患者の初期救急および二次救急の診療体制確保するための各診療業務を支えるための事業である。

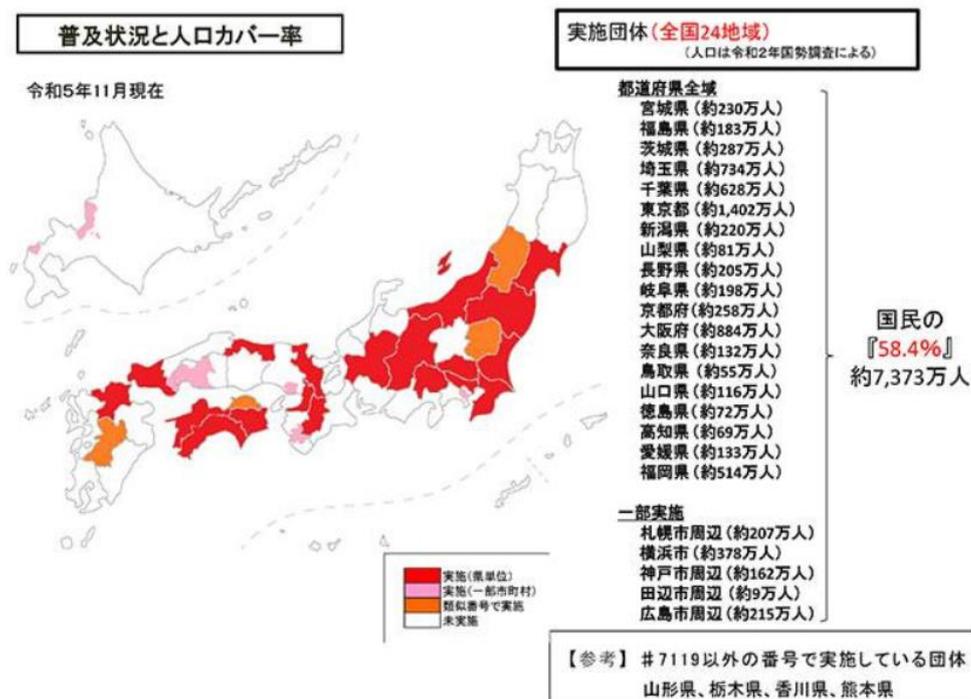
休日急病診療業務（在宅当番医制）について、耳鼻咽喉科の東播磨臨海地域（明石

市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町)の医療機関による輪番制は、2020年度末をもって終了している。

他の地方公共団体において、市民の生命及び適切な医療体制の確保のため救急安心センター事業が実施されている。

救急安心センター事業は、すぐに病院に行った方がよいか救急車を呼ぶべきか悩んだりためらう時に電話（#7119）で相談できる事業であり、その実施を総務省消防庁が推進している。電話をすれば、相談員が電話で症状などを聞き取り、「緊急性のある症状か」、「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断して対応のアドバイスをしてくれるものであり、救急安心センター事業は、救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正化、住民への安心・安全の提供及び感染リスクとなる外来受診抑制等の効果が期待されている。

(参考) 全国の救急安心センター事業の実施状況



同事業は、都府県及び道府県下の市町村で協力し、実施していることが多いが、明石市では現在は実施されておらず、兵庫県下においては神戸市と芦屋市のみ実施している。あかし保健所としても、兵庫県を通じて当事業の実施に前向きに検討しているとのことである。

高齢化社会の進展に伴い、救急出動件数が増加する可能性もある。真に救急車

が必要な方への対応の遅れや救命率の低下を防ぐため、兵庫県に県下の広域での当事業の実施をより一層要望し、明石市においても当事業の実施が実現することを期待したい。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

B 夜間休日応急診療所管理運営事業

(1) 事業概要等

事務事業名	夜間休日応急診療所管理運営事業		新規/継続		継続事業						
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 15 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省） 明石市立夜間休日応急診療所条例・施行規則							
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営		補助・助成		その他		
個別計画			委託			指定管理	○				
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
夜間休日応急診療所において、夜間及び休日における救急患者（内科・小児科）に応急的な診療を行い、内科と小児科の初期救急医療体制を確保する。											
事業内容											
<p>①運営形態 明石市医師会を指定管理者として、夜間休日応急診療所の管理運営を行っている。</p> <p>②運営体制 管理部門： 所長（医療法上の管理者）1名、事務長1名、看護師長1名、事務員3名 診療部門： 夜間 医師2名、薬剤師2～3名、看護師3～4名、医療事務員2～4名 休日昼間 医師2～4名、薬剤師3～4名、看護師5～7名、医療事務員3～5名</p> <p>③診療時間夜間（全日） 内科：午後9時～午前6時、小児科：午後9時～午前0時昼間（日曜・祝日・年末年始） 内科：午前9時～午後6時、小児科：午前9時～午後6時</p> <p>④診療状況 令和3年度実績 内科2,952人、小児科3,818人、計6,770人 令和4年度実績 内科3,770人、小児科4,562人、計8,332人 令和5年度見込 内科4,700人、小児科5,300人、計10,000人</p> <p>⑤その他 ・東播磨圏域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町）における小児患者の保護者等からの電話相談に対し、症状に応じた適切な対処方法、受診の要否及び適切な医療機関等の紹介等を行う東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口を設置している。 令和3年度実績 835件/令和4年度実績 827件/令和5年度見込 900件</p>											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	331,490	2,997	334,487	1,799	0	102,349	230,339				
04 当初予算	360,593	3,780	364,373	2,798	29,000	124,142	208,433	正規	0.45	アルバイト	0.00
04 決算	351,481	3,780	355,261	1,805	18,000	116,238	219,218	再任用	0.25	その他	0.00
05 当初予算	331,593	4,730	336,323	2,808	0	143,745	189,770	任期付	0.05	合計	0.75
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
診療日数	初期救急医療を担う施設として、夜間休日応急診療所が診療を行う日数			昼間(休日) : 71 夜間: 365	昼間(休日) : 71 夜間: 365	昼間(休日) : 72 夜間: 366					
	令和5年度	日	昼間(休日) : 72 夜間: 366								
受診者数	夜間休日応急診療所の延べ患者数			内科: 2,952 小児科 : 3,818	内科: 3,770 小児科 : 4,562	内科: 4,700 小児科 : 5,300					
	令和5年度	人	内科 : 4,700 小児科 : 5,300								
指標で表せない成果											
<ul style="list-style-type: none"> ・受診者数の増減に関わらず、一般医療機関が診療していない時間帯に診療を行う意義は大きい。 ・二次救急医療機関への患者の集中を避ける等、負担軽減の役割を担っている。 											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
小児科においては、医師不足により医師確保が難しくなっているが、診療体制の維持に努めていく。今後とも、指定管理者との綿密な連携と調整を図り、診療業務の維持並びに質の向上、施設の維持管理を図っていく。											

この事務事業は、夜間休日応急診療所において、夜間及び休日における救急患者（内

科・小児科) に応急的な診療体制を確保するための事業である。

傷病者の状態に応じた適切な救急医療が提供できるように、多くの地方公共団体が休日夜間外来診療所を設置している。

地方公共団体の設置する同診療所の多くは、比較的軽症の救急患者を受け入れることとなっており、入院治療を必要とする重症の救急患者や重篤な救急患者については後送できる医療機関と連携し、地域での診療の空白時間が生じないように努めている。

(2) 検出事項

「1. 保健総務課」「P 課共通事項」(2) 検出事項①及び②参照。「B 夜間休日応急診療所管理運営事業」及び「C あかしユニバーサル歯科診療所運営事業」に関する共通の検出事項を記載している。

C あかしユニバーサル歯科診療所運営事業

(1) 事業概要等

事務事業名	あかしユニバーサル歯科診療所運営事業	新規/継続		継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	令和2年度						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例・施行規則								
	1-3 障害者福祉の充実		実施方法	直営		補助・助成		その他			
個別計画	障害者計画	委託			指定管理	○					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
障害又は疾病その他の事由により、一般の歯科開業医での治療が困難な者の歯科診療、及び休日における応急の歯科診療を実施する。											
事業内容											
<p>①運営形態 明石市歯科医師会を指定管理者として、管理運営を行っている。 ※令和2年5月末までは、休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所（明石市貴崎 1-5-13 明石市立総合福祉センター内）令和2年6月からは、あかしユニバーサル歯科診療所（明石市鷹匠町 1-33 明石市立市民病院 敷地内）</p> <p>②運営体制 常勤：歯科医師2名、歯科衛生士2名、歯科助手1名、非常勤：歯科衛生士3名、歯科助手2名、事務員1名</p> <p>③診療時間 障害者等歯科診療 月曜日～土曜日の午前9時30分～12時30分、午後1時30分～5時（土曜日は午前診のみ） 障害者（児）電話歯科相談 月曜日・火曜日・金曜日の午前10時～12時30分、午後1時30分～4時30分 休日歯科診療 日曜日、祝日及び年末年始の午前10時～午後2時</p> <p>④診療状況 令和3年度実績 障害者等歯科診療3,254人 休日歯科診療305人（開設日数364日うち休日72日） 令和4年度実績 障害者等歯科診療3,875人 休日歯科診療271人（開設日数365日うち休日72日） 令和5年度（見込） 障害者等歯科診療4,000人 休日歯科診療300人（開設日数366日うち休日73日）</p>											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	113,819	3,996	117,815	0	0	59,786	58,029				
04 当初予算	113,500	3,105	116,605	0	0	60,120	56,485	正規	0.35	アルバイト	0.00
04 決算	111,651	3,105	114,756	0	0	68,505	46,251	再任用	0.25	その他	0.00
05 当初予算	118,808	4,055	122,863	0	0	70,140	52,723	任期付	0.10	合計	0.70
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
患者数	① 障害者等歯科診療 ② 休日歯科診療			①3,254 ② 305	①3,875 ② 271	①4,000 ② 300					
	令和5年度	人	①4,000 ② 300								
診療日数	① 障害者等歯科診療を行う日数 ② 休日歯科診療を行う日数			①292 ② 72	①293 ② 72	①293 ② 73					
	令和5年度	日	① 293 ② 73								
指標で表せない成果											
旧障害者等歯科診療所よりも診療日時を大幅に拡充し、診療設備の充実化や全身麻酔による歯科治療への対応など、一般の歯科開業医では治療困難な心身障害者（児）等の歯科治療や保健指導を行う意義は大きい。											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
あかしユニバーサル歯科診療所は、令和2年度に市民病院敷地内に開院してから、障害者（児）や有病高齢者など一般の歯科開業医では受診が困難な患者や、休日の応急処置を必要とする患者を受け入れる歯科診療所として、順調に運営を軌道にのせている。立地を活かした医科・歯科連携をはじめ、ユニバーサル社会の実現に向けて地域の医療体制の充実を目指していく。											

（包括外部監査人注釈）上記シートでは市での入力表記のままに表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、一般の歯科開業医での治療が困難な者の歯科診療、及び休日における応急の歯科診療の体制を確保するための事業である。

多くの地方公共団体において休日歯科診療所及び障がい者歯科診療所が設置されている。休日歯科診療所では、休日に、急に歯痛、口腔疾患、外傷等を患った患者に応急処置を行っており、また、障がい者歯科診療所では、一般の歯科医院での対応が難しい障がい者を対象とした歯科診療が実施されている。

(2) 検出事項

「1. 保健総務課」「P 課共通事項」(2) 検出事項①及び②参照。「B 夜間休日応急診療所管理運営事業」及び「C あかしユニバーサル歯科診療所運営事業」に関する共通の検出事項を記載している。

D 地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業

(1) 事業概要等

事務事業名	地方独立行政法人明石市立市民病院関連事業	新規/継続	継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 23 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	地方独立行政法人法、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例							
	1-5 地域医療の充実		直営	補助・助成	その他 ○					
個別計画	地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標	実施方法	委託	指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会に意見聴取を行い、市が策定する中期目標に基づき法人が作成する中期計画及び年度計画に対する事業実績評価を行う。 ・救急医療、小児医療などの政策医療が提供できるよう必要な財源措置を行う。 										
事業内容										
<p>【地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会】</p> <p><令和3年度> 2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2事業年度における業務の実績評価等について、評価委員会に対し意見聴取を実施。 <p><令和4年度> 7回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3事業年度及び第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績評価等について、並びに、第4期中期目標及び計画の策定に際して評価委員会に対し意見聴取を実施。 <p><令和5年度> 3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4事業年度及び第3期中期目標期間における業務の実績評価等について、評価委員会に対し意見聴取を実施。 <p>【運営費負担金の交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人明石市立市民病院の救急医療や小児医療、高度医療等の政策医療にかかる経費等について、拠出基準に基づき市が負担する。 <p>運営費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 807,670千円 令和4年度 823,309千円 令和5年度(見込) 815,000千円 										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	807,805	6,075	813,880	0	0	0	813,880			
04 当初予算	824,520	7,695	832,215	0	0	0	832,215	正規	1.00	アルバイト 0.00
04 決算	823,688	7,695	831,383	0	0	0	831,383	再任用	0.30	その他 0.00
05 当初予算	815,804	9,240	825,044	0	0	0	825,044	任期付	0.00	合計 1.30
事業の成果										
指標名		考え方・定義・式				3年度	4年度	5年度 見込み		
		目標年次	単位	目標値						
指標で表せない成果										
市が指示した中期目標をもとに法人が策定した中期計画に沿って着実に計画を遂行することが事業の成果となる。										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
地方独立行政法人明石市立市民病院の運営向上を目的として、中期計画及び年度計画に対する業務実績評価について、評価委員会を開催し、有識者等からの意見聴取を行った上で、法人の業務実績を評価する。										

この事務事業は、地方独立行政法人明石市立市民病院が救急医療、小児医療などの政策医療が提供できるよう必要な財源措置を行うとともに、市が策定する中期目標に基づき法人が作成する中期計画及び年度計画に対する事業実績評価を行うべく、評価委員会に意見聴取を行い、事業実績評価を行う事業である。

地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、当市が地方独立行政法人明石市立市民病院（以下、「市民病院」という。）の業務

実績を評価するにあたっての意見、中期目標の作成・変更の際の意見などをする役割を担っている。

当市は、市民病院の業務の質の向上と、業務運営の改善及び効率化に資することを目的とした評価を市が行うために、評価委員会を開催するほか、市民病院が高度で総合的な医療や救急医療、小児医療などの政策医療が提供できるよう必要な財源措置を行う。

(2) 検出事項

① 評価委員会での評価で経済性に関する評価が乏しいものとなっている。【意見】

【検出事項の概要・課題】

評価委員会による市民病院運営に関する意見書では、有効性・効率性に関する評価結果は記載されている。

しかしながら、当市が拠出した運営費負担金に関し、経済性の観点からの評価の記載が乏しいものとなっていた。

【改善方法】

市民病院の業務実績に関しては、設立団体の長（当市）が評価委員会に意見聴取を行った上で、評価する事となっている。つまり、当市が、市民病院に対して支出した運営費負担金を活用した業務を含む業績等の評価を、評価委員会の意見書を基礎にして行っている。

しかしながら、当市が多額の運営費負担金を拠出していることに鑑みれば、事務執行状況及び業績等評価に加え、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）の観点からの意見についても委員会に求め、その結果が評価書において公表される事が望ましい。

② 運営費負担金算定が明石市立市民病院向けの適切な算定額となっているかどうか不明である。【意見】

【検出事項の概要・課題】

地方独立行政法人法に基づき、救急医療や小児医療にかかる経費など、設立団体として市が負担する経費については、中期計画において次期4年間の運営費負担金の額を決定した上で、各年度に予算計上し、法人に交付しているが、運営費負担金の算定根拠について、果たして明石市立市民病院にとって、法の趣旨に則った妥当性のある算定額となっているのかどうかについては不明である。

【改善方法】

運営費負担金の算定根拠法として、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項第 1 号及び第 2 号が該当するとされているが、同法第 85 条第 1 項第 1 項では下記条文となっている。

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

現在、市は、総務省からの地方公営企業繰出金に関する通知内容に基づき、運営費負担金を交付している。負担金額については、項目ごとに積算を行なっているが、中には、地方財政計画による単価をもとに積算している項目も含まれている。運営費負担金の基準に、地財単価を用いることについては、別途決裁にて意思決定されており、この方法は、総務省から出された「病院事業に係る一般会計からの繰出金額の積算基準例」としても挙げられたものである。

運営費負担金として算定額が適切な額であるかを判断するためには、地財単価（地方財政計画による単価）に基づき算定している項目を含む全ての項目について、中期計画策定時等に、実績ベースでの検証を行った上で必要額の見積を行うなど、現行の積算方式による算定額との比較・検討により運営費負担金の金額を決定されたい。

E 公衆浴場助成事業

(1) 事業概要等

事務事業名	公衆浴場助成事業		新規/継続	継続事業									
			自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 53 年度							
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、明石市補助金等交付規則、明石市公衆浴場設備改善資金利子補給補助金交付要綱									
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営		補助・助成	○	その他				
個別計画			委託			指定管理							
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)													
地域住民の健康増進事業等を実施する公衆浴場への支援を行うことにより、地域住民の公衆衛生並びに住民の福祉の向上を図る。													
事業内容													
<p>① 明石浴場組合が実施する明石公衆衛生向上事業補助金の交付 健康増進事業や防災意識啓発事業を通じ、公衆衛生及び住民の福祉の向上に寄与する明石浴場組合に対し補助金を交付する。令和 3 年度実績 600,000 円 令和 4 年度実績 600,000 円 令和 5 年度見込 600,000 円</p> <p>② 公衆浴場設備改善資金利子補給補助金の交付 公衆浴場営業者が衛生措置指導を遵守し、設備の近代化を促進するために設備改善資金を借り入れた場合に支払った利子の一部を補助する。 令和 3 年度実績 なし 令和 4 年度実績 なし 令和 5 年度見込 630,000 円 (新規 1 件)</p>													
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	600	810	1,410	0	0	0	1,410						
04 当初予算	1,230	810	2,040	315	0	0	1,725	正規	0.10	アルバイト		0.00	
04 決算	600	810	1,410	0	0	0	1,410	再任用	0.15	その他		0.00	
05 当初予算	1,230	1,380	2,610	315	0	0	2,295	任期付	0.00	合計		0.25	
事業の成果													
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み							
	目標年次	単位	目標値										
公衆浴場設備改善資金の利子補給件数	設備改善資金の利子補給を受けている市内の公衆浴場営業者数			0	0	1							
	令和 5 年度	件	1										
指標で表せない成果													
現状の課題・今後の事業展開方針等													
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、公衆衛生の向上等に寄与する事業に対する補助や、公衆浴場の改善に必要な資金を借り受けた場合に支払わなければならない利子の一部を県と市で負担することにより、今後も公衆衛生の向上等を図る。													

この事務事業は、地域住民の公衆衛生並びに住民の福祉の向上を図るため、地域住民の健康増進事業等を実施する公衆浴場を支援するための事業である。

公衆浴場（スーパー銭湯は除く）に対して、市民の公衆衛生維持及び健康増進の有用性を認識しているが、利用料金の設定について制約を受けており、事業運営面で本市としてサポートする意味があるとして当該事業を行っている。

(2) 検出事項

- ①明石浴場組合が実施するあかし公衆衛生向上事業に対する補助金について、交付目的を見直す必要がある。【意見】

【検出事項の概要・課題】

明石浴場組合が実施するあかし公衆衛生向上事業に対する補助金の一部が、浴場で定期的にお菓子をプレゼントする等の費用に充てられ、補助金の支給目的に合致しない使われ方がされていた。

公衆衛生向上のための啓発を行う団体に補助金を交付をすることは理解できるが、補助金の使途にお菓子の購入費用が含まれることの合理性が見出せない。

【改善方法】

明石浴場組合が実施するあかし公衆衛生向上事業に対する補助金は、健康増進事業や防災意識啓発事業を通じ、公衆衛生及び住民の福祉の向上に寄与する明石浴場組合に対して交付されるものである。

現状は、補助金の一部が菓子購入費用に充てられており、補助金交付の目的である健康増進や防災意識啓発に対する目的合理性が見受けられないものとなっている。

当補助金の使途のうち、お菓子購入に充てられたものが一部といえども、外観上は明石浴場組合の運営を補助するものとなっているため、当補助金の必要性を検討するとともに、その使途を明確にすることが望ましい。

- ②明石浴場組合が実施するあかし公衆衛生向上事業に対する補助金について、目標の設定と効果の検証が十分できていない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

明石浴場組合が実施するあかし公衆衛生向上事業に対する補助金について、交付に関する目標が設定されておらず、補助金交付に関する効果が検証できていない。

【改善方法】

所管している保健総務課としては、あかし公衆衛生向上事業補助金交付要綱に沿って交付手続を行っている。しかしながら、その交付資料を調べたところ、補助金交付に関する目標設定やその効果の検証が実施されておらず、補助金自体の存在意義が明確になっていない。

補助金の財源は公金であるため、補助金交付に関する目標を設定し、その支出

に関する効果の検証を行う必要がある。

- ③公衆浴場設備改善資金利子補給補助金は、利用実績がなく形骸化された制度となっており、見直しも含めて県と利用価値が上がるよう協議を進めることが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

公衆浴場設備改善資金利子補給補助金について、国からの要請のもと県主導で県と当市と財源折半で、公衆浴場事業者の該当する借入に対する利子の一部を補助する制度である。

しかし、補助制度として設けているにもかかわらず、交付実績がない状況は、金額の多寡は別として、他の事務事業予算の機会損失を招いていると言わざるを得ない。

【改善方法】

公衆浴場設備改善資金利子補給補助金は、全国レベルでの公衆浴場事業者支援の目的の下、設備改善資金を借り入れた場合に支払った利子の一部を補助する制度である。

現状、金融機関等様々な融資の選択肢がある環境下において、交付実績が伴っていない現状を勘案すると、当該補助事業が公衆浴場事業者を取り巻く環境にそぐわない事業ではないかと考える。

この点、当市では補助金の活用がないため、この補助金制度の見直しについて県に提案することは理論的には可能だと考えるが、県下で実施している事業であり、現実的には協議は難しいとの回答を保健総務課より受けた。補助金としての制度を設けても利用されなければ、別の事務事業執行の機会を奪ってしまうことになる。実質的に他の事業の予算設定・執行の機会損失を招いていることになること、また、財源の有効利用の観点から、県と協議のうえ当該補助金の制度設計を見直す、もしくは利用促進に努められたい。

F 保健一般事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	保健一般事務事業			新規/継続	継続事業					
				自治/法定	自治事務	開始年度	不明			
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等	地域保健法、明石市補助金等交付規則、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、明石市災害対応病院設置運営要領					
	1-5 地域医療の充実				実施方法	直営	○	補助・助成	○	その他
個別計画				委託			指定管理			
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
「一人ひとりの命と健康を地域一体で支える」方針のもと、質の高い総合的な保健衛生サービスを行うため、保健所運営にかかる経費を管理する。										
事業内容										
①保健所の運営に必要な一般的な経費の執行 ②明石市健康大学講座運営事業補助金（市民を対象とした健康大学講座を開催する明石市医師会へ補助金を交付） 令和3年度実績 なし、令和4年度実績 なし、令和5年度見込 200,000円 ③災害対応病院（明石医療センター）に係る医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助 令和3年度実績 200,000円、令和4年度実績 200,000円、令和5年度見込 200,000円 ④献血推進事業（本庁での職場献血の推進や市内の献血事業の啓発を行い、必要な献血量の確保に努める） 令和3年度実績 11,612人、令和4年度実績 11,625人、令和5年度見込 11,000人 ⑤骨髄等移植ドナー支援事業（ドナー登録者の経済的不安の軽減等を行い、ドナー登録者の増加及び骨髄等移植の推進を図る） 令和3年度開始 令和3年度実績 1名、令和4年度実績 2名、令和5年度見込 2名										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	9,171	10,260	19,431	100	0	0	19,331			
04 当初予算	9,097	11,855	20,952	400	0	88	20,464	正規	0.80	アルパイト 0.00
04 決算	6,936	11,855	18,791	190	0	228	18,373	再任用	0.20	その他 0.00
05 当初予算	8,015	12,100	20,115	200	0	106	19,809	任期付	1.80	合計 2.80
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
災害対応病院への補助				1	1	1				
	令和5年度	件	1							
指標で表せない成果										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
質の高い保健衛生サービスを提供できるよう、継続して実施する。										

この事務事業は、あかし保健所の運営経費を管理するための事業である。なお、運営経費の一つとして補助金支給業務も当事務事業に含まれている。

(2) 検出事項

- ①明石市健康大学講座運営事業補助金について、要綱を作成する等取扱を統一し、また可能な限り市民に公表するべきである。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

明石市健康大学講座運営事業補助金について、交付先対象が明石市医師会のみを対象のために、補助金要綱ではなく補助金規則に基づいて対応していた。

これは、過去からの経緯でそのように対応しているが、明石市として規則で対応するか否かのガイドラインは特になかった。また、かかる補助金はホームページ等

で公表されていなかった。

【改善方法】

補助金は、交付目的、交付手続き、補助金の目的合理性を確保するためにも必ず要綱を作成して、その要綱の下で手続きを進める必要があると考える。

②災害対応病院にかかる医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助について、定期的な棚卸を実施し、在庫の実在性を確認するように努める必要がある。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

災害対応病院（明石医療センター）にかかる医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助金について、災害対策病院向けの補助金の支給目的は、備蓄品購入に関する支援であるが、備蓄状況まで確認はできていない。

そのため、明石医療センターからは、医薬品等の購入報告は受けているが、明石医療センターに対して定期的に棚卸結果を報告してもらうことや定期的な保管状況を保健総務課が確認する等の管理がされていなかった。

【改善方法】

補助金交付の効果検証を行うためにも、支出に関する適正な事務執行だけではなく、支出先での備蓄状況の確認を定期的実施し、補助金支給の有効性に関しても確認することが望ましい。

補助金により備品を購入する以上、災害対応病院に依頼して、購入時だけでなく、定期的に現物の状態確認目的を含めて実地棚卸を実施し、棚卸品の状況報告を当市にしてもらう必要があると考える。

また、所管課である保健総務課においても、定期的に交付先である明石医療センターへ保管状況等を確認しに行くことも、同センターへの牽制機能を発揮することとなり、また、在庫の実在性を確認する観点からも有効と考える。

③災害対応病院にかかる医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助について、災害対応病院という特殊性ある施設に対する備蓄のための補助ではあるが、補助対象が特定されていなかった。【意見】

【検出事項の概要・課題】

災害対応病院という特殊性ある施設に対する医薬品や衛生資材等の備蓄のため

の補助が交付されているが、補助対象が具体的に特定されておらず、災害対応病院が通常使用する汎用品も補助対象として補助金が支給されていた。

【改善方法】

災害対応病院という特殊性ある施設に対する医薬品や衛生資材等の備蓄のための補助という趣旨であるならば、補助対象は特定されて補助支給するのが妥当であると考ええる。

仮に一般対象品目も補助対象とするならば、他の医療機関にも等しく当該措置を適用して補助対象とすべきである。

限られた財源の中でもあるため、最小支出により最大効果を得るという目的合理性を斟酌し、補助対象を明確にした上で、補助金の支給を行うことが望ましいと考える。

G 保健所施設維持管理事業

(1) 事業概要等

事務事業名	保健所施設維持管理事業	新規/継続	継続事業								
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 30 年度						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	地域保健法、地方自治法								
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成	その他				
個別計画			委託		指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
保健所施設を適切に管理運営する。											
事業内容											
施設の維持管理に関する事業 【主な事業内容】 令和3年度実績 直営による施設の維持管理業務委託、吸収式冷温水機ガス遮断弁取替、ワクチン冷蔵庫用コンセント増設 令和4年度実績 直営による施設の維持管理業務委託、冷温水機ポンプモーター取替、冷温水機ポンプグランドパッキン交換 令和5年度予定 施設の光熱水費、電話等の通信運搬費、公用車購入及び管理費											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	87,468	9,396	96,864	0	0	0	96,864				
04 当初予算	90,210	8,695	98,905	0	0	5,803	93,102	正規	0.60	アルバイト	0.00
04 決算	83,612	8,695	92,307	2,951	0	3,584	85,772	再任用	0.35	その他	0.00
05 当初予算	35,005	7,135	42,140	0	0	8,319	33,821	任期付	0.35	合計	1.30
事業の成果											
指標名		考え方・定義・式					3年度	4年度	5年度 見込み		
		目標年次	単位	目標値							
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
令和5年度からの第2期市有施設包括管理業務の対象施設となったことを受け、すでに対象となっている施設の運営状況等を参考に、市民及び職員等が利用しやすくなるよう、管理者と調整等を行った。 令和5年度以降も、市民の利便性の向上のため、管理者と各種の調整を行っていく。											

この事務事業は、あかし保健所の施設維持のために、様々な公有資産などの諸資産の維持更新を管理するための事業である。

(2) 検出事項

① 公用車を調達する際に、経済合理性を考慮した検討が行われていない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

公用車等の備品取得に関しては、経済合理性の観点も考慮し中古車の購入もしくはリースによる調達といった選択肢も検討をした上で意思決定すべきである。

しかしながら、2023年度（令和5年度）の公用車取得について、従来の購入方法を参考とし、新車にて購入することを前提に予算が設定され、購入されている。

【改善方法】

公用車を新車にて購入する場合、品質に信頼がおけることは理解できる。しかし、中古車市場やリース取引市場が発達し、品質も確保できている状況にあることから、公用車の調達は中古車またはリースとすることも可能であると考えられる。

公用車を取得する場合、あらゆる取得手段のメリット・デメリットを比較して検討することが望ましい。

H 特定不妊・不育支援事業

(1) 事業概要等

事務事業名	特定不妊・不育症支援事業	新規/継続		継続事業									
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 30 年度								
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	安心子ども基金管理運営要領、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、明石市特定不妊治療支援事業実施要綱、兵庫県不育症治療支援実施要綱、明石市不育症治療支援事業実施要綱、明石市先進医療に係る不育症検査費用助成金交付要綱、明石市不妊治療ペア検査助成事業実施要綱										
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成	その他						
個別計画		委託			指定管理								
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）													
不妊に悩む方、子どもをほしいと願う方がその希望を叶えることができるよう、不妊治療、不育症検査・治療を後押しする。													
事業内容													
<p>①特定不妊治療支援事業（不妊治療を行う夫婦の負担軽減のため費用の一部を国と市が助成） 助成上限額：30万、所得制限撤廃、助成回数を1子ごとに6回（40歳以上は3回）。※令和4年4月からの保険適用開始に伴う経過措置として、令和4年3月31日以前に開始し令和5年3月31日までに終了した治療が対象（令和5年6月末で受付終了） 令和3年度実績 739件 164,740,993円、令和4年度実績 177件 38,294,585円、令和5年度実績 1件 100,000円</p> <p>②不育症治療支援事業（不育検査や治療を行う夫婦の負担軽減のため費用の一部を県と市が助成） 助成額：検査費の7/10、治療費の1/2（ともに上限なし） ※令和3年度から拡充。所得制限を撤廃し、法律婚に加えて事実婚も対象とする。 令和3年度実績 8件 397,771円、令和4年度実績 8件 272,653円、令和5年度見込 10件 400,000円</p> <p>③先進医療にかかる不育症検査費用助成事業（先進医療実施医療機関で行った対象検査の費用の一部を国と市が助成） 助成額：1回の検査につき、上限5万円 ※令和3年度の対象検査：流産検体を用いた染色体検査 令和3年度実績 1件 50,000円 令和4年度 対象検査なし ※令和5年度の対象検査：次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査令和5年度見込 3件 150,000円</p> <p>④不妊治療ペア検査助成事業（夫婦そろって受けた不妊治療にかかる検査の費用の一部を県と市が助成） 助成額：検査費の7/10、上限5万円 ※令和5年度新規事業 令和5年度見込 3件 150,000円</p>													
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	165,189	5,319	170,508	142,070	0	0	28,438						
04 当初予算	45,800	6,320	52,120	22,900	0	0	29,220	正規	0.20	アルバイト	0.00		
04 決算	38,622	6,320	44,942	19,215	0	0	25,727	再任用	0.30	その他	0.00		
05 当初予算	13,476	4,650	18,126	6,730	0	0	11,396	任期付	0.70	合計	1.20		
事業の成果													
指標名		考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み						
		目標年次	単位	目標値									
不妊・不育症に悩む世帯への支援		不妊及び不育症に悩む世帯を支援する助成事業の利用件数			739	185	17						
		令和5年度	件	17									
指標で表せない成果													
現状の課題・今後の事業展開方針等													
<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊、不育症治療支援事業については、中核市移行に伴い平成30年度から開始した事業である。 ・特定不妊治療支援事業については、令和4年4月から一部の不妊治療が保険適用となったことを受け、令和5年6月末をもって終了する。 ・不育症治療支援事業は継続するとともに、国や他自治体等の動向を見ながら、より市民に寄り添った支援策を模索していく。 ・先進医療にかかる不育症検査費用助成事業については、「次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査」が先進医療に位置付けられ対象検査となったため、令和5年度から再開する。 ・不妊治療ペア検査助成事業については、夫婦そろって行う検査は、不妊症の原因発見やその後の効果的な治療につながることから、2023年度より新たに実施する。 													

この事務事業は、不妊治療および不育症検査・治療が必要な者に対して、財政面から支援する目的で実施される事業である。

当市は、当事業を通じて不妊及び不育症に悩む世帯に対し、検査費用や治療費の全部もしくは一部を助成している。

しかし、当該助成が国及び県と協力して実施している事業であることから、他市町村と同様の助成額に留まっているため、あかし保健所において新たな支援策を検討すべく、他自治体の事例について調査・研究を既に開始しているとのことである。また、当市は子育て支援に重点を置いていることが、全国的に認知されており、高齢化社会の到来により税収確保が難しくなることが予測される。このような状況を鑑み、財源の課題はあることは承知しているが、子育て世代の本市への流入を促進するためにも、特定不妊・不育症支援事業の各事業を重点事業として捉え、助成を手厚くし、子育て世代の流入をより一層図ることも一考いただきたい。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

I 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業			新規/継続	継続事業						
				自治/法定	自治事務	開始年度	令和2年度				
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等							
	1-5 地域医療の充実										
個別計画				実施方法	直営		補助・助成		その他		
				委託	○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
新型コロナウイルス感染症対応のための電話回線変更等への対応と防疫車両の維持管理を行う。											
事業内容											
<p>【新型コロナウイルス感染症対応事業】</p> <p>令和4年度実績 新型コロナウイルス感染症に関する相談等への対応強化のための電話回線増設作業 令和5年度見込 新型コロナウイルス感染症への体制の変更等に伴う電話回線移設等</p> <p>【帰国者・接触者外来の運営】（令和4年度まで実施）</p> <p>①運営形態 明石市医師会へ業務委託</p> <p>②開設状況及び患者数（令和2年度実績） 令和2年4月14日～6月30日、令和2年11月16日～令和3年3月31日 延べ134日 患者389人（令和3年度実績） 令和3年4月1日～令和4年3月31日 延べ224日 患者1,155人（令和4年度実績） 令和4年4月1日～令和4年6月30日 延べ61日 患者200人</p>											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	27,034	1,215	28,249	14,224	0	0	14,025				
04 当初予算	18,290	810	19,100	2,790	0	0	16,310	正規	0.10	アルバイト	0.00
04 決算	10,655	810	11,465	8,500	0	2,965	0	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	2,024	810	2,834	2,024	0	0	810	任期付	0.00	合計	0.10
事業の成果											
指標名		考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
		目標年次	単位	目標値							
指標で表せない成果											
新型コロナウイルス感染症について、検査を必要とする患者等の受入れを行っており、市内の検査体制を補完する役割を果たした。											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
<p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、令和2年4月から夜間休日応急診療所において実施してきた帰国者・接触者外来外来については、令和4年度中を以って終了した。</p> <p>相談ダイヤル及び防疫車の運用は、新型コロナウイルス感染症が5類移行したことに伴い、今後縮小していく見込みである。</p>											

この事務事業は、コロナ感染症対策事業のうち、電話回線の維持や防疫車両の維持を図るための事業である。

事務事業点検シートにあるが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、2020年（令和2年）4月から夜間休日応急診療所において実施してきた帰国者・接触者外来については、2022年度（令和4年度）中をもって終了した。

相談ダイヤル及び防疫車の運用は、新型コロナウイルス感染症が5類移行したことに伴い、今後縮小していく見込みである。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

J 保健衛生統計調査事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	保健衛生統計調査事務事業	新規/継続		継続事業						
		自治/法定	法定受託事務	開始年度	平成 30 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	統計法、地域保健法、人口動態調査令、医療施設調査規則、国民生活基礎調査規則、患者調査規則、統計調査関係通知、医師法等							
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成		その他		
個別計画		委託			指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
統計法や地域保健法等に基づく人口動態統計や地域保健に係る統計及び調査事務を目的とする。										
事業内容										
<p>厚生統計事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県支出負担行為担当官との契約等により、厚生労働統計調査等を実施。 ●人口動態調査（毎月） 人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的に実施。市民課が作成する人口動態調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。 ●国民生活基礎調査（毎年：世帯票）（3年毎に大規模調査：世帯票、健康票、介護票） 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とし実施。国勢調査区から無作為に抽出された市内地区の世帯及び世帯員等が対象。 ・簡易調査：世帯票（R2(中止)、R3、R5、R6） ・大規模調査：世帯票・健康票・介護票（R1、R4、R7） ●医療施設静態調査（R2、R5） 病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的に実施。 ●患者調査（R2、R5） 病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的に実施。 ●受療行動調査（R2、R5） 全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的に実施。 ●衛生行政報告例（毎年） 衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的として実施。 ●地域保健・健康増進事業報告（毎年） 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握し、地域保健施策のための基礎資料を得ることを目的として実施。 										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	490	5,940	6,430	6,203	0	0	227			
04 当初予算	1,527	8,505	10,032	6,795	0	0	3,237	正規	1.05	アルバイト 0.00
04 決算	1,110	8,505	9,615	6,297	0	0	3,318	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	1,615	8,505	10,120	6,655	0	0	3,465	任期付	0.00	合計 1.05
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
国民生活基礎調査回収率	回収率＝回収件数／調査対象件数			78.1	60	70				
	令和5年度	%	70							
指標で表せない成果										
<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項及び出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を調査し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供している。 ・衛生行政の実態や地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握し、衛生行政の運営や地域保健施策のための基礎資料を得ることを目的として実施している。 										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
法令等に基づき実施する法定受託事務等であり、今後も継続して円滑な実施を図る。										

この事務事業は、厚生労働省からの要請に基づく人口動態統計や地域保健に係る統計及び調査事務を目的とする事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

K 医事関係事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	医事関係事務事業	新規/継続		継続事業									
		自治/法定	法定受託事務	開始年度	平成 30 年度								
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、健康増進法、医師法、歯科医師法等										
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成		その他					
個別計画		委託			指定管理								
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）													
医療法に基づく医療施設への立入検査、医療関係施設の開設等に伴う許可・届出受理事務、健康増進法に基づく特定給食施設等の申請の受理及び指導、医療従事者等の免許事務、患者や市民からの医療に関する相談等に対する窓口業務を実施し、市民サービスの向上を図る。													
事業内容													
<p>○医療機関等各種申請の受理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院に関する申請等の受理、県への進達 R3（実績）99件 R4（実績）82件 R5（見込）90件 ・診療所、助産所に関する申請等の受理、開設許可 R3（実績）354件 R4（実績）286件 R5（見込）280件 ・医療法人に関する申請等の受理、県への進達 R3（実績）310件 R4（実績）323件 R5（見込）300件 ・施術所に関する届出の受理 R3（実績）89件 R4（実績）107件 R5（見込）100件 ・歯科技工所に関する届出の受理 R3（実績）2件 R4（実績）5件 R5（見込）5件 <p>○立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の立入検査 R3（実績）21件 R4（実績）21件 R5（見込）21件 ・透析診療所の立入検査 R3（実績）6件 R4（実績）6件 R5（見込）6件 ・有床診療所の立入検査 R3（実績）6件 R4（実績）6件 R5（見込）6件（有床透析診療所1件除く） ・無床診療所、助産所の立入検査 R3（実績）14件 R4（実績）19件 R5（見込）15件（無床透析診療所5件除く） ・施術所、歯科技工所の立入検査 R3（実績）15件 R4（実績）21件 R5（見込）20件 <p>○栄養管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の栄養管理に関する指導助言 R3（実績）142件 R4（実績）140件 R5（見込）140件 ・特定給食施設に関する届出の受理 R3（実績）14件 R4（実績）22件 R5（見込）20件 ・栄養成分表示に係る相談 R3（実績）20件 R4（実績）30件 R5（見込）30件 <p>○免許等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士）の免許申請の受理、県への進達、免許証交付 R3（実績）604件 R4（実績）518件 R5（見込）510件 ・死体解剖認定に係る申請の受理、県への進達、認定証の交付 R3（実績）0件 R4（実績）0件 R5（見込）0件 ・受胎調節実地指導員に係る申請の受理、県への進達、指導員証の交付 R3（実績）2件 R4（実績）3件 R5（見込）3件 <p>○医療安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全支援研修会－市内医療機関の医療従事者を対象に医療の安全に関する研修会を実施。 ・医療安全推進協議会－医療安全相談窓口の資質向上及び医療安全の推進方策を検討。 ・医療に関する不安や疑問への情報提供、助言 R3（実績）334件 R4（実績）400件 R5（見込）460件 													
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	1,480	38,340	39,820	1,182	0	861	37,777						
04 当初予算	1,810	27,275	29,085	1,421	0	600	27,064	正規	2.85	アルバイト		0.00	
04 決算	1,583	27,275	28,858	1,379	0	369	27,110	再任用	0.00	その他		1.00	
05 当初予算	2,059	28,085	30,144	1,124	0	412	28,608	任期付	1.00	合計		4.85	
事業の成果													
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み							
	目標年次	単位	目標値										
適合施設率	病院への指導・指摘事項の徹底を図る 適合施設率＝1－未措置数／施設数			90.5% 病院 21 施設	95.2% 病院 21 施設	100% 病院 21 施設							
	令和5年度	%	100										
指導率	給食施設への指導・指摘事項の徹底を図る 指導率＝指導施設数／指導対象施設数			128%	119%	100%							
	令和5年度	%	100										
指標で表せない成果													
現状の課題・今後の事業展開方針等													

医療施設に対して適切な指導及び助言を行うことにより市内医療機関等の資質向上を図る。
また、給食施設の栄養管理状況の実態把握と栄養管理の実施に必要な指導及び助言を行い、給食施設の資質向上を図る。

この事務事業は、市内の医療機関の機能維持を図るべく実施される事務事業であり、その目的のために多岐にわたる事務を行っている。

(2) 検出事項

① 無床診療所の立入検査の対象を広げることが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

医療法に基づき医療施設への立入検査を行っているが、立入検査のうち無床診療所の検査対象が、新規開業施設又は市民からの苦情があった場合のみとなっている。

【改善方法】

当市としては、立入検査について要綱に従い対象施設を設定し、それに従い運用実施している。しかしながらその要綱に沿えば、無床診療所への立入検査が新規開業時のみだけで、あとは市民からの苦情がなければ基本的に検査実施されないという状況は、市民サービスの質の確保の観点からも十分なのか疑問が残ると言わざるを得ない。

今後は、無床診療所で行っている診療の品質確保維持のためにも、抜き打ちで検査を実施するように対応することが望ましいと考える。

② 給食施設への栄養管理に関する指導助言等の事業成果の指標として採用している『指導率』の算定方法について、事業成果として反映するよう見直しを検討することが望ましいと考える。【意見】

【検出事項の概要・課題】

給食施設への栄養管理に関する指導助言等の事業成果の指標として採用している『指導率』は次の算式にて求められる。

$$\text{指導率} = \text{指導施設} / \text{指導対象施設数}$$

指導率の推移は以下のとおりとなっている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
指導率	128%	119%	100%

分子の指導施設は当初計画時に対象とした施設に限らず、保健所に相談あった指導件数も含めて集計している。一方、分母の対象施設は当初計画した施設数を集計している。

このため、求められる指導率は、計画時の対象施設が指導されている部分とそれ以外の施設に対して指導を行った部分とが混同しており、適切な算定結果とは言い難い。

【改善方法】

『指導率』を給食施設への栄養管理に関する指導助言の成果として目標設定するのであれば、計画段階での対象施設がどの程度網羅されたかを率で示すべきであり、計画時点での対象施設外からの相談件数は別途で表示すれば良いのではないかと考える。

また、当事業が指導・指摘事項の徹底を図り市民サービスの向上を図ることを目的にしているのであれば、算式の分子に指導施設数だけでなく指導した結果対応していない施設（未措置数）も考慮した算式で算定される方が目的に合致すると考える。

これを踏まえると、次の算式で成果を示すことが望ましいと考えるので提案する。

$$\text{指導率} = (\text{対象施設数への指導施設数} - \text{未措置施設数}(*)) / \text{指導対象施設数}$$

(*)対象施設数以外の施設への指導等の件数及びその施設への指導後改善されていない施設数

L 薬事関係事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	薬事関係事務事業	新規/継続	継続事業								
		自治/法定	自治+法定	開始年度	平成 31 年度						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等								
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成	その他				
個別計画			委託		指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
医薬品等の有効性、安全性と品質の確保等を図り、市民への健康被害を未然に防止するため、薬局等への監視・指導等を徹底する。また、麻薬・覚醒剤や違法ドラッグの乱用による事件が社会問題になっており、憂慮すべき状況にあることから、関係機関との連携のもと、啓発運動を推進するとともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める。											
事業内容											
<p>○薬事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局に関する申請等の受付 (R3 実績：475 R4 実績：532 R5 見込み：530) ・高度管理医療機器等販売業(貸与業)に関する申請等の受付 (R3 実績：111 R4 実績：122 R5 見込み：120) ・管理医療機器販売業(貸与業)に関する届出 (R3 実績：59 R4 実績：55 R5 見込み：60) ・店舗販売業に関する申請等の受付 (R3 実績：208 R4 実績：187 R5 見込み：190) ・販売従事登録申請等に関する受付 (R3 実績：66 R4 実績：47 R5 見込み：50) ・毒物劇物販売業等に関する申請等の受付 (R3 実績：30 R4 実績：25 R5 見込み：30) ・麻薬に関する免許申請等の受付 (R3 実績：895 R4 実績：1454 R5 見込み：1400) ・覚醒剤・覚醒剤原料に関する申請等の受付 (R3 実績：47 R4 実績：42 R5 見込み：40) ・薬剤師免許に関する申請等受付 (R3 実績：75 R4 実績：62 R5 見込み：60) ・薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、毒物劇物販売業への要監視施設への立入検査の実施 (要監視施設対象数： R3:137 R4 実績:146 R5 見込み:146) <p>○薬物乱用防止等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 市内の中学校・高等学校で薬物乱用防止に関する講習会を実施。兵庫県、東播磨薬物乱用防止指導員協議会等が主催する薬物乱用防止指導啓発事業への協力、実施。 ・不正大麻・けし撲滅運動 5月から6月に自生している大麻・けしの抜去・処分及び不正大麻・けし撲滅に係る啓発運動を実施。 											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	158	20,655	20,813	727	0	1,759	18,327				
04 当初予算	195	17,415	17,610	739	0	1,328	15,543	正規	2.15	アルバイト	0.00
04 決算	188	17,415	17,603	712	0	1,648	15,243	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	165	17,415	17,580	601	0	1,140	15,839	任期付	0.00	合計	2.15
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式					3年度	4年度	5年度 見込み			
	目標年次	単位	目標値								
監視率	令和5年度	%	100			118%	116%	100%			
監視率=立入検査施設数/要監視対象施設数											
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											

- 1 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、毒物劇物販売業の施設に定期的に立入検査を実施し、法令等の遵守状況を確認するとともに、適切な指導及び助言を行うことにより市内薬局等の資質向上を図る。
- 2 若年層への薬物乱用が増大しており、若年層を中心に、薬物乱用による弊害を正しく伝えるための啓発活動を実施することが重要である。

この事務事業は、市民への健康被害を未然に防止するため、医薬品等の有効性、安全性と品質の確保等を図るための薬局等への監視・指導等を行うほか、麻薬・覚醒剤や違法ドラッグの乱用による社会問題化している事に対して啓発運動を推進するとともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進める事業である。

『令和4年度版あかし保健所の概要』より

薬事関係立入検査件数（2021年度（令和3年度））

区 分	事務処理件数					立入検査	
	許可※1	更新	書換え ・ 再交付	廃止	届出	件数	違反件数※2
薬局	16	14	1	14	430	58	1
薬局製剤製造業	-	3	-	-	2	2	-
薬局製剤製造販売業	-	3	-	-	2	2	-
店舗販売業	3	12	1	1	191	31	-
高度管理医療機器等販売業・貸与業	23	10	2	11	65	47	3
管理医療機器販売業・貸与業	33	-	-	9	17	38	1
毒物劇物販売業	2	11	2	3	12	25	1

※1 管理医療機器販売業・貸与業については、医薬品医療機器等法第39条の3第1項の規定に基づく届出の件数を計上

※2 報告書徴収、始末書徴収又は不利益処分を行った違反行為を計上

(2) 検出事項

- ①成果指標としている『監視率』の計算方法が、計画・実績の適切な評価に適していない【意見】

【検出事項の概要・課題】

目標として設定している「監視率」について、当初想定していない監視施設を追加した場合、分子にのみ追加しているため、実績が100%を超える状況となっている。

監視率の推移は以下のとおりとなっている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
監視率	118%	116%	100%

【改善方法】

現状では、同じ前提で計画と実績との対比ができない。

目標として設定している「監視率」については、計画段階の対象がどの程度指導できたかを率で示すべきであり、当初想定していなかった施設については、監視率算定の対象外とするとともに、当該施設の検査数を明示することを検討すべきである。

M 地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金

(1) 事業概要等

事務事業名	地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金			新規/継続	継続事業						
				自治/法定	自治事務	開始年度	平成 23 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等	地方独立行政法人法						
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営	○	補助・助成		その他		
個別計画	地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標				委託		指定管理				
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
施設整備や医療機器の更新により、市民病院が患者や市民、地域の医療機関からの信頼に応える高度な医療を提供できるようにするため、法人に対して建設改良等にかかる費用についての貸付を行う。											
事業内容											
地方独立行政法人明石市立市民病院に対して、建設改良や医療機器の更新等にかかる費用の貸付を行う。 令和 3 年度（決算） 257,000 千円 ※MRI 更新 令和 4 年度（決算） 281,810 千円 ※超音波診断装置ほか 令和 5 年度（見込） 700,000 千円 ※手術用機器ほか											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和 5 年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	257,000	324	257,324	0	257,000	0	324				
04 当初予算	400,000	324	400,324	0	400,000	0	324	正規	0.04	アルバイト	0.00
04 決算	281,800	324	282,124	0	281,800	0	324	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	700,000	324	700,324	0	700,000	0	324	任期付	0.00	合計	0.04
事業の成果											
指標名		考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
		目標年次	単位	目標値							
指標で表せない成果											
市が指示した中期目標をもとに、法人が策定し中期計画に沿って、計画的に設備投資等を行うことが事業の成果となる。											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
地方独立行政法人は、設立団体を除いて長期借入をすることができないという法令上の特殊な事情から、法人の債務状況及び借入状況を市が管理するための特別会計である。法人にとっては、建設改良や医療機器の更新等にかかる費用を確保し、計画的に財務運営を行っていくことが必要となるだけでなく、市民病院が地域住民から信頼される安心安全の医療提供のためには必要な事業と考える。											

この事務事業は、法令上、地方独立行政法人は、設立団体を除いて長期借入をすることができないことから、設立団体である明石市が、地方独立行政法人明石市立市民病院に対して建設改良等にかかる費用についての貸付を行う事業である。

当市が指示した中期目標をもとに、法人が策定した中期計画に沿って、計画的に設備投資等を行うことを事業の成果としており、貸付金額等全般について当市側と緊密に連絡を取った上で、財政面からの支援を実行しているとのことである。

今回の包括外部監査では、監査対象とは別法人であることもあり、また、金額については、法人の投資にかかる収支回収計画に基づくものであり、保健総務課が貸付金額を積極的に判断している部署ではなく、貸付事務を中心に実施していることから、当該貸付金額の適正性等についての検証はヒアリングでの検証にとどまっているため、当該事務事業での事務管理面からの検証にとどめている。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

N 病院事業債元金償還金

(1) 事業概要等

事務事業名	病院事業債元金償還金			新規/継続	継続事業													
				自治/法定	自治事務	開始年度	平成 23 年度											
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等	地方独立行政法人法													
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営	○	補助・助成											
個別計画	地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標				委託		指定管理	その他										
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）																		
市民病院の法人移行までに償還されていない地方債、及び法人化後の市からの貸付金の償還について、一般会計の歳入歳出とは分けて単独会計とすることで、明確に管理する。																		
事業内容																		
<ul style="list-style-type: none"> 市民病院から元金償還金を徴収し、市が病院事業債として金融機関等に支払う業務 <table border="1"> <tr> <td>令和3年度決算</td> <td>病院事業債元金償還金</td> <td>264,794千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度決算</td> <td>病院事業債元金償還金</td> <td>426,624千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度予算</td> <td>病院事業債元金償還金</td> <td>443,579千円</td> </tr> </table>										令和3年度決算	病院事業債元金償還金	264,794千円	令和4年度決算	病院事業債元金償還金	426,624千円	令和5年度予算	病院事業債元金償還金	443,579千円
令和3年度決算	病院事業債元金償還金	264,794千円																
令和4年度決算	病院事業債元金償還金	426,624千円																
令和5年度予算	病院事業債元金償還金	443,579千円																
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)										
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源											
03 決算	264,794	243	265,037	0	0	264,794	243											
04 当初予算	426,625	243	426,868	0	0	426,625	243	正規	0.03	アルバイト	0.00							
04 決算	426,624	243	426,867	0	0	426,624	243	再任用	0.00	その他	0.00							
05 当初予算	443,579	243	443,822	0	0	443,579	243	任期付	0.00	合計	0.03							
事業の成果																		
指標名	考え方・定義・式						3年度	4年度	5年度 見込み									
	目標年次	単位	目標値															
指標で表せない成果																		
市が指示した中期目標をもとに法人が策定した中期計画に沿って、計画的に設備投資等を行うことが事業の成果となる。																		
現状の課題・今後の事業展開方針等																		
地方独立行政法人は、設立団体を除いて長期借入をすることができないという法令上の特殊な事情から、法人の債務状況及び借入状況を市が管理するための特別会計である。法人にとって、建設改良や医療機器の更新等にかかる費用を確保し、計画的に財務運営していくことが必要となることから、今後も事業は継続していく。																		

この事務事業は、地方独立行政法人明石市立市民病院が以前の市民病院の時代(法人移行までの時代)に償還されていない地方債、及び法人化後の当市からの貸付金の償還について、一般会計の歳入歳出とは分けて単独会計とすることで、明確に管理する目的で実施されている事業である。

当該事務事業についても、当市が指示した中期目標をもとに、法人が策定した中期計画に沿って、貸付金額等全般について当市側と緊密に連絡を取った上で、返済の管理をしているとのことである。

今回の包括外部監査では、「M 地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金の事務事業」等で示したとおり保健総務課が積極的に金額折衝等を行う窓口ではないことから、主にヒアリングでの検証にとどめ、当該事務事業での事務管理面からの検証にとどめている。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

○ 病院事業債利子償還金

(1) 事業概要等

事務事業名	病院事業債利子償還金			新規/継続	継続事業													
				自治/法定	自治事務	開始年度		平成 23 年度										
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等	地方独立行政法人法													
	1-5 地域医療の充実				直営	○	補助・助成											
個別計画	地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標			実施方法	委託		指定管理	その他										
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）																		
市民病院の法人移行までに償還されていない地方債、及び法人化後の市からの貸付金の償還について、一般会計の歳入歳出とは分けて単独会計とすることで、明確に管理する。																		
事業内容																		
<ul style="list-style-type: none"> 市民病院から利子償還金を徴収し、市が病院事業債利子として金融機関等に支払う業務 <table border="0"> <tr> <td>令和3年度決算</td> <td>病院事業債利子償還金</td> <td>6,761千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度決算</td> <td>病院事業債利子償還金</td> <td>6,412千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度予算</td> <td>病院事業債利子償還金</td> <td>9,584千円</td> </tr> </table>										令和3年度決算	病院事業債利子償還金	6,761千円	令和4年度決算	病院事業債利子償還金	6,412千円	令和5年度予算	病院事業債利子償還金	9,584千円
令和3年度決算	病院事業債利子償還金	6,761千円																
令和4年度決算	病院事業債利子償還金	6,412千円																
令和5年度予算	病院事業債利子償還金	9,584千円																
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）										
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源											
03 決算	6,761	243	7,004	0	0	6,761	243											
04 当初予算	7,838	243	8,081	0	0	7,838	243	正規	0.03	アルバイト	0.00							
04 決算	6,412	243	6,655	0	0	6,412	243	再任用	0.00	その他	0.00							
05 当初予算	9,584	243	9,827	0	0	9,584	243	任期付	0.00	合計	0.03							
事業の成果																		
指標名	考え方・定義・式						3年度	4年度	5年度 見込み									
	目標年次	単位	目標値															
指標で表せない成果																		
市が指示した中期目標をもとに法人が策定した中期計画に沿って、計画的に設備投資等を行うことが事業の成果となる。																		
現状の課題・今後の事業展開方針等																		
地方独立行政法人は、設立団体を除いて長期借入をすることができないという法令上の特殊な事情から、法人の債務状況及び借入状況を市が管理するための特別会計である。法人にとって、建設改良や医療機器の更新等にかかる費用を確保し、計画的に財務運営していくことが必要となることから、今後も事業は継続していく。																		

この事務事業は、法令上、地方独立行政法人は、設立団体を除いて長期借入をすることができないことから、法人移行前の未償還地方債、及び法人化後の当市からの貸付金の償還について、一般会計の歳入歳出とは分けて単独会計とすることで、明確に管理する目的で実施されている事業である。

今回の包括外部監査では、「M 地方独立行政法人明石市立市民病院貸付金の事務事業」等で示したとおり保健総務課が積極的に金額折衝等を行う窓口ではないことから、主にヒアリングでの検証にとどめ、当該事務事業での事務管理面からの検証にとどめている。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

P 課共通事項

(1) 事業概要等

ここでは、保健総務課共通事項についての気づき事項を示す。保健総務課の事業概要等については、第2章 7. あかし保健所の職務分掌を参照のこと。

(2) 検出事項

①貸与備品につき、市による現物確認が定期的（毎年）に行われていない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

明石市医師会を指定管理者として、夜間休日応急診療所の管理運営を行っている。指定管理業務の開始にあたり、市が指定管理者に備品を貸与している。指定管理者とは、協定書に基づいて管理運営をしてもらっているが、協定書上備品の定期的な棚卸の実施及び報告が求められていなかった。

また、当該備品の有高については、指定管理者が確認し、市は毎年報告を受けているとのことであるが、市が抜き取りにより現物を確認することまでは行っていない。

現状では、財産が存在しているか、また、指定管理者による備品の保管方法が適切であるかについて、十分に確認できていない状況にある。

【改善方法】

協定書上備品管理の出入管理についての取り決めはされており逐次指定管理者より報告を受けている旨の報告が原局よりあった。しかし、市の財産である備品である以上、定期的に棚卸を実施して、現物確認を行い、備品の保管状況の確認も含めて、実在性を確認するための報告を求める必要がある。そのためにも、事業の整備面において、協定書に定期的な棚卸の実施とその報告を明記するとともに、運用面において、指定管理者より定期的な棚卸の実施とその結果の報告を行うようする必要がある。

また、指定管理者から備品の保管に関する報告を受けるのみではなく、毎年市の職員が抜き取りにより現物確認を行い、貸与備品が適切に保管されていることを確認すべきである。

②指定管理者からの収支報告の正確性を検証していない。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

明石市立夜間休日応急診療所運営事業では明石市医師会（「以下、医師会」）及びあかしユニバーサル歯科診療所での指定管理業務では明石市歯科医師会（以下、「歯科医師会」という。）が指定管理者として選定され、医師会、歯科医師会により運営されている。

医師会及び歯科医師会と明石市が締結した基本協定書によれば、当市は医師会及び歯科医師会より指定管理業務にかかる収支状況等が記載された事業報告書の提出を受けることになっている。当市は医師会及び歯科医師会より事業報告書を手入れし、指定管理業務の収支に異常がないかどうかの確認は行っていたものの、当該収支報告が正確であるかの検証を行っていなかった。

このため、現状では指定管理料が適切であるかどうかを検証できない状況となっている。

（参考）明石市立あかしユニバーサル歯科診療所の管理運営に関する基本協定書第 29 条 乙は、手続条例第 7 条の規定に基づき、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

～中略～

- （1）指定管理業務の実施状況
- （2）診療所の利用状況
- （3）使用料及び手数料の収入実績
- （4）指定管理業務にかかる収支状況
- （5）その他管理状況を把握するために必要な事項

（参考）明石市立あかしユニバーサル歯科診療所の管理運営に関する基本協定書第 29 条 乙は、手続条例第 7 条の規定に基づき、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

～中略～

- （1）指定管理業務の実施状況
- （2）診療所の利用状況
- （3）使用料及び手数料の収入実績
- （4）指定管理業務にかかる収支状況
- （5）その他管理状況を把握するために必要な事項

(参考) 明石市立夜間休日応急診療所運営事業指定管理料の推移

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
指定管理料	320,000	322,962	329,000	329,000	329,000
精算金	17,229	10,697	49,931	30,051	22,798
差引	302,770	312,265	279,068	298,948	306,201

※夜間休日応急診療所については、精算金を翌年度に市に返戻

(参考) あかしユニバーサル歯科診療所指定管理料の推移

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
指定管理料	51,352	52,395	97,065	113,772	111,635

※歯科診療所については、年度内に精算金を市に返戻。

【改善方法】

指定管理者制度は、民間ノウハウを活用し、サービスの向上及び運営経費の削減を図るために導入されたものである。公の施設の運営を民間事業者に委ねるといふ制度である以上、指定管理料が適正であるかを検証する必要があり、そのためには、指定管理者から提出される収支報告書が正確であるかを確認することが前提となる。

すべての支出と請求書や領収書等の証拠書類と照合する必要はないが、帳簿記録からの取引を抽出し、証拠書類との照合を実施のうえ、収支報告の正確性を検証する必要がある。

2. 保健予防課

保健予防課の各事務事業に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	事業	検出事項		
		指摘	意見	合計
保健予防課	A 風しん対策事業	0	0	0
	B 肝炎対策事業	0	1	1
	C 法定予防接種事業	0	1	1
	D 予防接種一般事務事業	0	0	0
	E 高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	0	0	0
	F 歯周病検診事業	0	0	0
	G 健康診査事業	0	0	0
	H がん検診事業	1	2	3
	I 保健一般事務事業	0	1	1
	J 感染症対策事業	1	1	2
	K 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	0	0
	L 新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	1	1
	M 特定健康診査・特定保健指導管理事務事業	0	0	0
	N 特定健康診査・特定保健指導事業	0	1	1
	O 後期高齢者健康診査事業	0	0	0
P 課共通事項	3	0	3	
Total		5	8	13

以下、各事務事業について示す。

A 風しん対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	風しん対策事業	新規/継続		継続事業						
		自治/法定	自治事務	開始年度	令和元年度					
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	明石市風しん抗体検査事業実施要綱 明石市風しん予防接種費用助成事業実施要綱							
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営		補助・助成	○	その他		
個別計画		委託		○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
先天性風しん症候群（CRS）の発生を防ぐため、妊娠を希望する女性等の風しん抗体検査・予防接種を実施し、風しんの感染及びまん延を予防する。										
事業内容										
<p>○風しん抗体検査（通年実施）</p> <p>（1）対象者：①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ③妊娠を希望する女性の同居家族（令和5年度より対象として追加）</p> <p>（2）自己負担額：無料（生涯1回）</p> <p>（3）委託先：明石市医師会会員の市内110指定医療機関（令和5年度）</p> <p>（4）助成方法：希望者より市にクーポン券を申請後、抗体検査を実施。</p> <p>指定医療機関以外で検査を受ける場合は、検査後、市に検査費用の還付請求を行う。</p> <p>○風しん予防接種<令和5年度より事業開始>（通年実施）</p> <p>（1）対象者：①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ③妊娠を希望する女性の同居家族 のいずれかに該当し、抗体検査の結果、抗体が不十分でない者（HI法16倍以下相当）</p> <p>（2）助成金額：上限5,000円（生涯1回）</p> <p>（3）助成方法：医療機関で抗体検査結果を提示のうえ、接種後、市に接種費用の還付請求を行う。</p> <p>※接種するワクチンは風しん単味ワクチン、MR（麻しん風しん混合）ワクチンのいずれでも可</p> <p><抗体検査・予防接種共通></p> <p>広報：市広報紙、ホームページに掲載。自治会回覧でチラシを配布。医療機関（主に婦人科）より個別案内。</p> <p>令和3年度（実績） 抗体検査受診者数 363人 CRS届出数 0人 令和4年度（実績） 抗体検査受診者数 337人 CRS届出数 0人 令和5年度（見込） 抗体検査受診者数 603人 予防接種者数 300人 CRS届出数 0人</p>										
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	2,040	2,430	4,470	1,020	0	0	3,450			
04 当初予算	2,454	2,430	4,884	1,227	0	0	3,657	正規	0.20	アルバイト 0.00
04 決算	1,940	2,430	4,370	1,226	0	0	3,144	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	3,728	2,970	6,698	1,050	0	0	5,648	任期付	0.50	合計 0.70
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
先天性風しん症候群（CRS）発生届出数	「感染症法に基づく発生届出」報告数より			0	0	0				
	令和5年度	人	0							
指標で表せない成果										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
先天性風しん症候群（CRS）が発生しないよう、妊娠初期の風しん感染を確実に予防するため、令和5年度より、これまで課題であった「妊娠を希望する女性の同居家族」を抗体検査の対象者に追加し、また、風しん抗体価が低い対象者へ予防接種費用の助成を開始した。今後も継続して風しん対策事業を実施していく。										

この事務事業は、胎児への影響を考慮して、先天性風しん症候群（CRS）の発生を防ぐため、妊娠を希望する女性等の風しん抗体検査・予防接種を実施し、風しんの感染及びまん延を予防するための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

B 肝炎対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	肝炎対策事業		新規/継続	継続事業																																	
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 14 年度																															
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	健康増進法 19 条、兵庫県肝炎ウイルス陽性者初回精密検査費・定期検査費助成事業実施要綱、兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱、兵庫県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱																																	
	1-6 健康づくりの推進			実施方法	直営		補助・助成		その他																												
個別計画	あかし健康プラン 2 1 (第 3 次)		委託		○	指定管理																															
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)																																					
実施年度末 40 歳以上の市民で、過去に肝炎ウイルス検診を受診していない人を対象に肝炎ウイルス検診を実施し、陽性者には精密検査費及び治療費の助成等の案内を行い、肝炎の発病や重症化を予防する。																																					
事業内容																																					
<p>○肝炎ウイルス検診</p> <p>①検査項目<HCV 抗体・抗原・核酸増幅検査、HBs 抗原検査>を実施。医師から結果説明・事後指導を実施。</p> <p>②明石市医師会及び JA 兵庫厚生連に委託。</p> <p>③各医療機関で通年実施。市内 106 医療機関で実施。その他保健所やコミセン等での集団健診で実施。</p> <p>④自己負担額・・・C 型+B 型 1,200 円、C 型のみ 900 円、B 型のみ 800 円 ※ただし、70 歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯、身体障害者手帳等所持者は無料。 ★41、46、51、56、61、66 歳の個別勧奨対象者は無料 (国庫補助 10/10)。</p> <p>⑤受診者数等</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度 (実績)</td> <td>30,016 人 (対象者数)</td> <td>1,379 人 (受診者数)</td> <td>4.6% (受診率)</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 (実績)</td> <td>30,016 人 (対象者数)</td> <td>1,336 人 (受診者数)</td> <td>4.5% (受診率)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 (見込)</td> <td>30,016 人 (対象者数)</td> <td>1,562 人 (受診者数)</td> <td>5.2% (受診率) ※R5 予算要求時</td> </tr> </table> <p>※対象者=40 歳以上の市町村人口 (R2 国勢調査) ×26% (基本健診 (特定・後期・一般) の対象者率) ×65% (国の未受診者率)</p> <p>○肝炎検査費等助成事業</p> <p>①肝炎検査費用助成…肝炎ウイルス検査陽性者の初回及び定期精密検査費の助成における進達事務。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度 (実績)</td> <td>初回: 1 件 定期: 14 件、</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 (実績)</td> <td>初回: 1 件 定期: 14 件、</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 (見込)</td> <td>初回: 5 件 定期: 15 件</td> </tr> </table> <p>②肝炎治療助成事業…B 型・C 型ウイルス治療にかかる医療費の助成における進達事務。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度 (実績)</td> <td>357 件</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 (実績)</td> <td>361 件</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 (見込)</td> <td>390 件</td> </tr> </table> <p>③肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業…肝がん及び重度肝硬変にかかる入院治療費の助成における進達事務。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度 (実績)</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 (実績)</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 (見込)</td> <td>8 件</td> </tr> </table>								令和 3 年度 (実績)	30,016 人 (対象者数)	1,379 人 (受診者数)	4.6% (受診率)	令和 4 年度 (実績)	30,016 人 (対象者数)	1,336 人 (受診者数)	4.5% (受診率)	令和 5 年度 (見込)	30,016 人 (対象者数)	1,562 人 (受診者数)	5.2% (受診率) ※R5 予算要求時	令和 3 年度 (実績)	初回: 1 件 定期: 14 件、	令和 4 年度 (実績)	初回: 1 件 定期: 14 件、	令和 5 年度 (見込)	初回: 5 件 定期: 15 件	令和 3 年度 (実績)	357 件	令和 4 年度 (実績)	361 件	令和 5 年度 (見込)	390 件	令和 3 年度 (実績)	3 件	令和 4 年度 (実績)	6 件	令和 5 年度 (見込)	8 件
令和 3 年度 (実績)	30,016 人 (対象者数)	1,379 人 (受診者数)	4.6% (受診率)																																		
令和 4 年度 (実績)	30,016 人 (対象者数)	1,336 人 (受診者数)	4.5% (受診率)																																		
令和 5 年度 (見込)	30,016 人 (対象者数)	1,562 人 (受診者数)	5.2% (受診率) ※R5 予算要求時																																		
令和 3 年度 (実績)	初回: 1 件 定期: 14 件、																																				
令和 4 年度 (実績)	初回: 1 件 定期: 14 件、																																				
令和 5 年度 (見込)	初回: 5 件 定期: 15 件																																				
令和 3 年度 (実績)	357 件																																				
令和 4 年度 (実績)	361 件																																				
令和 5 年度 (見込)	390 件																																				
令和 3 年度 (実績)	3 件																																				
令和 4 年度 (実績)	6 件																																				
令和 5 年度 (見込)	8 件																																				
事業のコスト (単位: 千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)																													
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源																														
03 決算	7,375	2,700	10,075	5,348	0	0	4,727																														
04 当初予算	7,750	3,510	11,260	5,672	0	0	5,588	正規	0.00	アルバイト 0.00																											
04 決算	7,184	3,510	10,694	5,259	0	0	5,435	再任用	0.00	その他 0.00																											
05 当初予算	7,750	2,430	10,180	5,332	0	0	4,848	任期付	0.90	合計 0.90																											
事業の成果																																					
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み																															
	目標年次	単位	目標値																																		
受診率	受診率=受診者数/対象者数×100			4.6	4.5	5.2																															
	令和 5 年度	%	5.2																																		
指標で表せない成果																																					
現状の課題・今後の事業展開方針等																																					
ウイルス性肝炎は治療が発達し、重症化の予防だけでなく、C 型では完治も可能となっていることから、早期発見、早期治療に繋げるため、検診受診率の向上に努める。また、検診の結果、陽性と判定された方へ精密検査の受診勧奨等を行うなど、フォローアップの強化を図る。																																					

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のまま表示しているため、「障害者」との表示をして

いることを付言する。

この事務事業は、B型及びC型肝炎ウイルスなどのウイルス性肝炎は治療が発達し、重症化の予防だけでなく、C型では完治も可能となっていることから、早期発見、早期治療に繋げるため検診を実施し、陽性者には精密検査費及び治療費の助成等の案内を行い、肝炎の感染の有無を調べることで、重症化を予防するための事業である。

(2) 検出事項

- ①肝炎ウイルス検診のリーフレット・クーポンは、対象者全員に自動発送することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

肝炎対策事業に関する周知方法として、リーフレット、がん検診クーポン、HPなどの方法があるが、リーフレット及びクーポン（がん検診費用助成券）の送付については、郵送代の節約のため、国民健康保険加入者以外については5年に1回ごとに発送する等、発送対象を絞り込んでいる状況にある。

当該事業の目的は、肝炎ウイルス検診を広く受診してもらい、肝炎の発病や重症化を予防することを鑑みると、より多くの対象者に肝炎ウイルス検診について周知を行うことが重要であると考えられる。費用対効果も勘案すべきではあるものの、事業目的の達成に向けて、リーフレット及びクーポンの発送対象を絞り込む方法については、検討の余地があると考ええる。

(参考) がん検診費用助成券を自動的に送付している対象者

- ・ 21歳の女性、40、41歳の人、40歳以上の国民健康保険加入者
- ・ 過去2年度にがん検診を受診した人
- ・ 後期高齢者健康診査の前年度受診者
- ・ 後期高齢者医療制度の新規加入者
- ・ 国民健康保険加入者以外については5年に1回ごと

【改善方法】

当該事業の目的に照らすと、当該事業における肝炎ウイルス検診の対象である40歳以上の対象者に対して、可能な限り幅広く情報提供を行うことが望ましい。

現状、郵送代の節約等の理由から、リーフレット及びクーポンの発送対象者につ

いて一定の条件に基づき限定しているが、現状の発送対象者以外についても、每期、もしくは定期的に周知を行うことが望ましく、肝炎ウイルス検診に係るアナウンス方法、発送対象者の絞り込みについて見直しの余地があると考えられる。

C 法定予防接種事業

(1) 事業概要等

事務事業名	法定予防接種事業	新規/継続		継続事業					
		自治/法定	自治+法定	開始年度		昭和 26 年度			
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等		予防接種法					
	1-5 地域医療の充実	実施方法		直営		補助・助成	○	その他	
個別計画				委託	○	指定管理			
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）									
予防接種法に基づき、インフルエンザ・肺炎球菌・風しん（抗体検査で陰性を確認後）予防接種を実施することにより、疾病の発生及びまん延を予防し、健康の保持に寄与することを目的とする。									
事業内容									
○高齢者インフルエンザ（10月1日～翌年1月31日実施）									
(1) 対象者：①65歳以上の市民 ②満60歳以上65歳未満の市民で、厚生労働省の定める身体障害者手帳1級相当の方									
(2) 自己負担額：1,500円（ただし市民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は、無料）（年1回） ※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症対策として無償化を実施。令和5年度については協議中。									
(3) 委託先：明石市医師会・市内の医師会未加入医療機関（市内176医療機関）ほか									
(4) 助成方法：希望者は保険証等を持参のうえ指定医療機関で予防接種を実施。※県広域協力医療機関で接種する場合は、市に事前申請が必要。									
○高齢者肺炎球菌（通年実施）									
(1) 対象者：①65歳以上で年度内に5歳刻みの年齢に達する市民 ②満60歳以上65歳未満の市民で、厚生労働省の定める、身体障害者手帳1級相当の方。 ※①②とも、自費接種を含め、過去に接種歴がない者のみ対象。									
(2) 自己負担額：4,000円（ただし市民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は、無料）（生涯1回）									
(3) 委託先：明石市医師会、市内の医師会未加入医療機関（市内147医療機関）ほか									
(4) 助成方法：毎年4月中旬以降に市から郵送される予防接種券を持参のうえ指定医療機関で予防接種を実施。 ※県広域協力医療機関で接種する場合は、市に事前申請が必要。									
○風しん第5期定期接種（抗体検査・予防接種）（通年実施）＜令和元年度より事業開始、令和4年度より3年間延長＞									
(1) 対象者：【抗体検査】昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 【予防接種】抗体検査の結果、抗体価が低い方									
(2) 自己負担額：無料（生涯1回）									
(3) 委託先：全国知事会と日本医師会との集合契約により実施									
(4) 助成方法：毎年4月初めに市から郵送されるクーポン券を持参のうえ指定医療機関で抗体検査・予防接種を実施。 ※3事業とも指定医療機関以外で検査・接種する場合は、検査・接種後、市に検査・接種費用の還付請求を行う。									
●実績：対象者数/接種者数（接種率）または受診者数（受診率）									
		令和3年度		令和4年度		令和5年度（R5.6時点見込）			
名前		79,812人/48,479人（60.7%）		80,036人/51,007人（63.7%）		79,938人/47,963人（60.0%）			
インフル		10,285人/2,379人（23.1%）		10,692人/2,283人（21.4%）		11,781人/2,276人（21.4%）			
肺炎球菌		27,975人/2,705人（9.7%）		25,002人/841人（3.4%）		22,090人/1,385人（6.3%）			
風しん抗体検査		720人/626人（86.9%）		212人/174人（82.1%）		366人/317人（86.6%）			
予防接種									
事業のコスト（単位：千円）		事業費	人件費（参考値）	総事業費（参考値）	財源内訳			令和5年度人員配置（人）	
					国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
03 決算	276,197	3,780	279,977	149,315	0	0	130,662		
04 当初予算	193,529	3,780	197,309	8,717	0	0	188,592	正規	0.30 アルバイト 0.00
04 決算	278,199	3,780	281,979	248,787	0	0	33,192	再任用	0.00 その他 0.00
05 当初予算	180,960	4,590	185,550	4,994	0	0	180,556	任期付	0.80 合計 1.10
事業の成果									
指標名		考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度見込み		
		目標年次	単位	目標値					
高齢者インフルエンザ接種率		接種者数/対象者数			60.7	63.7	60.0		
		令和5年度	%	60.0					
高齢者肺炎球菌接種率		接種者数/対象者数			23.1	21.4	21.4		
		令和5年度	%	21.4					
指標で表せない成果									
現状の課題・今後の事業展開方針等									
法に基づいて市が実施しなければならない成人向けの予防接種は、高齢者人口の増加や風しん第5期定期接種の開始に伴い、事業費が増加しているが、肺炎などの発病防止や重症化予防に有効なため、一人でも多くの方に接種してもらえるよう引き続き安定した事業運営に努める。 なお、令和2年度から4年度の高齢者インフルエンザ予防接種について、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療ひっ迫を防止し、重症化予防により高齢者の命を守るため、新型コロナウイルス感染症対策の一環として無償化を行った結果、無償化前より接種率が向上した。令和5年度の無償化については検討中である。									

また、風しん第5期定期接種については、国が実施期間を令和6年度まで延長したため、引き続き風しん抗体の保有率向上のため事業を実施していく。

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままを表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、予防接種法に基づくインフルエンザ・肺炎球菌・風しん（抗体検査で陰性を確認後）予防接種を実施することにより、疾病の発生、重症化及びまん延を予防し、健康の保持に寄与することを目的とした事業である。

(2) 検出事項

① 成果目標を適切に設定すべきである。【意見】

【検出事項の概要・課題】

当該事業の目的は、「予防接種を実施することにより、疾病の発生及びまん延を予防し、健康の保持に寄与すること」とされており、法定予防接種に係る接種率の向上が当該事業の主な目標となっていると考えられる。

一方で、事務事業評価シートの令和5年度の成果指標の目標値である接種率が前年の実績数値と同数値（21.4%）となっており、接種率の向上が目標として設定されていない状況となっている。接種率の向上という目標値設定及びその目標達成に向けた取り組みが必要である。

<Data Source ; 事務事業評価シート>

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (目標値)
高齢者肺炎球菌接種率	23.1%	21.4%	21.4%

【改善方法】

事務事業評価シートにおける目標値は、当該事業の成果を評価するために重要な指標であり、単純に前年実績を前提とした数値とするのは適切ではない。

事業目的と整合した成果目標（目標値）を設定するとともに、接種率向上に向けた取り組みをより推進する必要があると考えられる。

D 予防接種一般事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	予防接種一般事務事業			新規/継続		継続事業					
				自治/法定	自治+法定	開始年度		不明			
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等		予防接種法、明石市法定外予防接種事故災害補償規則、明石市予防接種健康被害調査委員会設置要綱					
	1-5 地域医療の充実			実施方法		直営		補助・助成		その他	
個別計画						委託	○	指定管理			
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
予防接種法に基づく法定接種、市の行政措置接種などすべての予防接種を適正かつ円滑に施行するため、予防接種による健康被害対策に関連する事務などを取り扱う。											
事業内容											
<p>予防接種法に基づく法定接種、市の行政措置接種などすべての予防接種に共通する事業として、予防接種による健康被害対策に関連する事務などを取り扱う。</p> <p>① 予防接種健康被害調査委員会の庶務（健康被害発生時に開催 令和元年度は、平成 29 年度中に発生した健康被害疑いに対し、1 回開催済）</p> <p>② 予防接種健康被害給付に関する事務処理</p> <p>③ 予防接種に関する研修への参加、3 市 2 町連絡調整会議への参加</p> <p>④ 予防接種に関する賠償保険等の申請手続き</p> <p>⑤ その他集団での予防接種が必要になった時の準備</p>											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	138	810	948	0	0	0	948				
04 当初予算	367	810	1,177	113	0	0	1,064	正規	0.10	アルバイト	0.00
04 決算	90	810	900	0	0	0	900	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	346	810	1,156	113	0	0	1,043	任期付	0.00	合計	0.10
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
委員会開催	予防接種健康被害調査委員会を開催した回数			0	0	0					
	令和 5 年度	回	0								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
高齢者への予防接種による健康被害の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、引き続き円滑な事業運営に努める。											

この事務事業は、当市の行政措置接種などすべての予防接種を適正かつ円滑に施行するため、予防接種による健康被害対策に関連する事務を所管する事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

E 高齢者肺炎球菌予防接種助成事業

(1) 事業概要等

事務事業名	高齢者肺炎球菌予防接種助成事業			新規/継続		継続事業					
				自治/法定	自治事務	開始年度		平成 26 年度			
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等		明石市高齢者肺炎球菌ワクチン再接種費用助成事業実施要綱					
	1-5 地域医療の充実			実施方法		直営	○	補助・助成	○	その他	
個別計画						委託	○	指定管理			
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
65 歳以上の市民で過去の肺炎球菌ワクチン接種から 5 年以上経過しており、かつ医師が必要と認めた者を対象に再接種に係る費用を助成し、肺炎の重症化を予防する。											
事業内容											
○明石市高齢者肺炎球菌ワクチン再接種費用助成制度（通年実施）											
(1) 対象者：65 歳以上の市民でこれまでに肺炎球菌ワクチンを受けたことがあり前回の接種から 5 年以上経過しており、かつ疾病などにより医師が再接種を必要と認めた者。											
(2) 助成金額：予防接種に要した額、または明石市が定める額のいずれか低い額から 4,000 円を除いた額。ただし市民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は、予防接種に要した額又は明石市の定める額のいずれか低い額。											
(3) 助成方法：医療機関で全額自己負担で接種後、市に接種費用の還付請求を行う。											
(4) 実績：											
令和 3 年度（実績） 対象者数 6,720 人 接種者数 610 人 接種率 9.1%											
令和 4 年度（実績） 対象者数 7,565 人 接種者数 774 人 接種率 10.2%											
令和 5 年度（見込） 対象者数 7,149 人 接種者数 729 人 接種率 10.2% ※R 4 年度と同等見込											
※対象者数=各年度の 5 年前の接種者数											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	2,721	1,350	4,071	0	0	0	4,071				
04 当初予算	5,300	1,350	6,650	0	0	0	6,650	正規	0.10	アルバイト	0.00
04 決算	4,365	1,350	5,715	0	0	0	5,715	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	9,000	1,350	10,350	0	0	0	10,350	任期付	0.20	合計	0.30
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
接種者数	当該年度の接種者数			610	774	729					
	令和 5 年度	人	729								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
肺炎球菌予防接種は、重症化予防に有効であり、肺炎による死亡者数の減少に繋がることから、今後も継続して実施する。											

この事務事業は、高齢者の肺炎の重症化予防のために、65 歳以上の市民で過去の肺炎球菌ワクチン接種から 5 年以上経過しており、かつ医師が必要と認めた者を対象に再接種に係る費用の助成を管理するための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

F 歯周病検診事業

(1) 事業概要及び検討実施事項

事務事業名	歯周病検診事業		新規/継続	継続事業						
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 18 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	健康増進法 19 条						
	1-6 健康づくりの推進			実施方法	直営		補助・助成		その他	
個別計画	あかし健康プラン 2 1 (第 3 次)		委託		○	指定管理				
事業の目的 (誰を・何を、どのような状態にしたいのか)										
4 月 1 日現在、40 歳・50 歳・60 歳・70 歳の市民を対象に歯周病検診を実施することで、歯の喪失の原因となる歯周病を予防し高齢期において健康で快適な生活が送れるように支援することを目的とする。										
事業内容										
(1) 対象者：40、50、60、70 歳の市民 (2) 検査項目：歯周病検査の実施と、結果説明・歯科指導 (3) 自己負担額：1300 円 ※ただし、70 歳、生活保護世帯、世帯全員が市民税非課税、および身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている場合は無料。 (4) 委託先：明石市歯科医師会 (5) 実施方法：市内 115 医療機関(令和 5 年度)で 6 月～翌年 2 月に実施。 (6) 実績： 令和 3 年度(実績) 対象者数 15,962 人 受診者数 673 人 受診率 4.2% 令和 4 年度(実績) 対象者数 15,861 人 受診者数 759 人 受診率 4.8% 令和 5 年度(見込) 対象者数 15,962 人 受診者数 792 人 受診率 5.0% ※対象者数=当該年度 4 月 1 日現在の住基人口										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	4,652	540	5,192	2,154	0	0	3,038			
04 当初予算	4,520	540	5,060	2,971	0	0	2,089	正規	0.20	アルバイト 0.00
04 決算	4,628	540	5,168	3,253	0	0	1,915	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	4,320	1,620	5,940	2,880	0	0	3,060	任期付	0.00	合計 0.20
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
受診率	受診率=受診者数/対象者数 ※対象者数=当該年度 4 月 1 日現在、40、50、60、70 歳の市民			4.2	4.8	5.0				
	令和 5 年度	%	5							
指標で表せない成果										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
検診受診率の向上が課題であることから、令和 2～3 年度は若年層(満 40 歳、満 50 歳)の未受診者に対して個別通知による受診勧奨を行い、若年層の受診率が向上した。そのことから、令和 4 年度は全対象者に送付する受診券に、受診勧奨の内容及び対象者の住所地近隣の歯科医療機関を掲載し、さらに受診率が向上した。今後も、受診券の内容を工夫する等し、受診率の向上に努める。										

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままを表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、特に 40 歳以上の市民を対象とする歯周病検診を実施することで、歯の喪失の原因となる歯周病を予防し高齢期において健康で快適な生活が送れるように支援するため事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

G 健康診査事業

(1) 事業概要等

事務事業名	健康診査事業		新規/継続	継続事業							
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 20 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	健康増進法 19 条							
	1-6 健康づくりの推進		実施方法	直営		補助・助成		その他			
個別計画	あかし健康プラン 2 1 (第 3 次)			委託	○	指定管理					
事業の目的 (誰を・何を、どのような状態にしたいのか)											
実施年度末 40 歳以上で医療保険に加入していない市民について健康診査の実施により生活習慣病の早期発見、早期治療に努め、心身の健康の保持増進と医療費の適正化につなげる。											
事業内容											
<p>(1) 対象者：40 歳以上の医療保険未加入者</p> <p>(2) 検査項目：問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、医師の診察</p> <p>(3) 自己負担額：無料</p> <p>(4) 委託先：明石市医師会</p> <p>(5) 実施方法：市内 106 医療機関（令和 5 年度）で 6 月中旬～翌年 3 月まで実施。その他、あかし保健所、市民センター、地域のコミセン等で集団健診を実施。</p> <p>(6) 実績：令和 3 年度（実績） 対象者数 3,817 人 受診者数 179 人 受診率 4.7% 令和 4 年度（実績） 対象者数 4,016 人 受診者数 166 人 受診率 4.1% 令和 5 年度（見込） 対象者数 4,035 人 受診者数 200 人 受診率 5.0%</p> <p>(7) その他：5 月と 10 月に生活福祉課を通して、対象者に健診の案内チラシを送付。受診を希望する場合は生活福祉課を通して申込みをする。</p>											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	1,441	2,430	3,871	944	0	0	2,927				
04 当初予算	1,600	2,430	4,030	1,056	0	0	2,974	正規	0.60	アルバイト	0.00
04 決算	1,429	2,430	3,859	889	0	0	2,970	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	3,200	6,480	9,680	1,066	0	0	8,614	任期付	0.60	合計	1.20
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式					3 年度	4 年度	5 年度 見込み			
	目標年次	単位	目標値								
受診率	受診率＝受診者数/生活保護受給者または中国残留邦人で医療扶助を受けているもの×100					4.7	4.1	5.0			
	令和 5 年度	%	10								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
生活習慣病の早期発見、早期治療により、健康の保持増進を図るため、生活福祉課と連携し、受診率の向上に努めるとともに、必要な方への保健指導を行う。											

この事務事業は、40 歳以上で医療保険に加入していない市民に対する健康診査の実施により、生活習慣病の早期発見・早期治療に努め、心身の健康の保持増進と医療費の適正化を図るための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

H がん検診事業

(1) 事業概要等

事務事業名	がん検診事業（他1事業）	新規/継続	継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成4年度					
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱							
個別計画	1-6 健康づくりの推進	実施方法	直営	○	補助・助成	○	その他	○		
	あかし健康プラン2 1（第3次）		委託	○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
実施年度末 40歳以上の市民を対象にがんの早期発見、早期治療を推進することにより、がん死亡率の減少を目的とする。 ※子宮がん検診については20歳以上。										
事業内容										
<p>(1) 自己負担額：①大腸がん検診：1,000円（集団検診時は900円） ②胸部検診：500円（喀痰検査追加時は計1,000円） ③胃がんリスク検診：1,500円 ④乳がん検診：40歳代2,800円/50歳以上2,200円 ⑤子宮がん検診：1,400円（体部検査追加時は計2,200円） ※ただし、70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯、身体障害者手帳等所持者は無料</p> <p>(2) 委託先：明石市医師会およびJA兵庫厚生連（①と③のみ）</p> <p>(3) 実施方法：【個別検診】医療機関（市内114機関） 【集団検診】あかし保健所やコミセン等で年間140回実施【胸部巡回検診】地域の公民館等で年間103回実施 【胸部直営検診】あかし保健所で実施</p> <p>(4) 受診勧奨：受診率向上の取り組みとして、対象者へ無料クーポンを送付し受診勧奨を行う（40歳女性：乳がん検診、20歳女性：子宮がん検診（頸部）※年度当初時点年齢）。また、令和4年度は前々年度受診者のうち前年度未受診者等へ勧奨チラシの個別送付を行った（大腸、乳、子宮）。そのほか、市SNSや庁内デジタルサイネージ、リーフレットの自治会回覧などによる啓発を行った。令和5年度についても、幅広く広報や受診勧奨を行う。</p> <p>(5) 精検勧奨：「要精密検査」と判定された人に精密検査の受診勧奨を行うとともに、結果を把握し、精度管理を行う。</p> <p>(6) 実績：対象者数/受診者数（受診率） ※令和5年度見込は平成29年～令和3年の平均受診率から算出</p>										
			令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（見込）					
大腸	95,993人/11,187人（11.7%）	95,993人/11,261人（11.7%）	95,993人/12,575人（13.1%）							
胸部	95,993人/8,312人（8.7%）	95,993人/8,017人（8.4%）	95,993人/11,423人（11.9%）							
胃リスク	92,707人/2,608人（2.8%）	95,993人/2,654人（2.8%）	95,993人/2,880人（3.0%）							
乳	58,417人/8,007人（13.7%）	58,417人/8,813人（15.1%）	58,417人/8,689人（14.9%）							
子宮	70,961人/10,216人（14.4%）	70,961人/11,355人（16.0%）	70,961人/10,478人（14.8%）							
※胸部検診受診者のうちアスベスト健診 受診者数/要精密検査者数 令和3年度（実績）19人/5人 令和4年度（実績）13人/0人 令和5年度（見込）13人/0人										
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	154,076	21,330	175,406	1,228	0	4	174,174			
04 当初予算	134,454	21,330	155,784	2,330	0	15	153,439	正規	1.00	アルパイト 0.00
04 決算	153,898	21,330	175,228	1,682	0	4	173,542	再任用	0.00	その他 1.00
05 当初予算	156,494	16,340	172,834	2,606	0	15	170,213	任期付	2.20	合計 4.20
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
受診率 （胃がんリスク以外）	兵庫県の受診率目標（50%）と同様とする			大腸：11.7 胸部：8.7 乳：13.7 子宮：14.4	大腸：11.7 胸部：8.4 乳：15.1 子宮：16.0	大腸：13.1 胸部：11.9 乳：14.9 子宮：14.8				
	令和5年度	%	50							
新規対象者受診率 （胃がんリスク）	新規対象者受診率＝受診者数/新規対象者数×100 ※新規対象者＝40歳住民基本台帳人口			6.1	6.8	10				
	令和5年度	%	10							
指標で表せない成果										
がん検診を実施することにより、がんの早期発見、早期治療につながり、市民のがんによる死亡の減少につながっていると考えられる。										
現状の課題・今後の事業展開方針等										

健診費用助成券の当初自動発送対象者については、通常は過去2年度内の受診者としているが、令和4年度は過去5年度内の受診者（乳・子宮がん検診は過去7年度内）に範囲を拡大する等、引き続き受診勧奨を強化したが、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えもあり、大腸がん検診については同程度、胸部検診については微減となった。今後も限られた財源で、より効果的に施策を推進するため、費用対効果を検証しながら受診率向上等の各種施策を実施するとともに、検診の結果、精密検査が必要とされた方のフォローアップを引き続き強化していく。

（包括外部監査人注釈）上記シートでは市での入力表記のまま表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、40歳以上【*】の市民を対象にがんの早期発見、早期治療を推進することにより、がん死亡率の減少を目指すための事業である。

【*】 子宮がん検診については20歳以上

(2) 検出事項

- ①がん検診の検診費用助成券は、対象者全員に自動発送することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

がん検診費用助成券の発送対象について、40歳は対象者全員であるが、その後の自動発送対象者を国保加入者以外は過去2年度内の受診者に絞っている。

事業目的は、がん検診を広く受診してもらうことにあり、より多くの対象者にごがん検診について周知を行うことが重要である点を勘案すると、発送対象を絞り込む上記の方法については検討の余地があると考えられる。

【改善方法】

当該事業の目的は「がんの早期発見、早期治療を推進することによる、がんの死亡率の減少」であり、対象者に対して可能な限り幅広く情報提供を行うことが求められる。そのため、発送対象者について過去の受診歴に関わらず40歳以上全員とする方が、目的達成の意味では有意義と考えられ、自動発送対象者以外についても、每期、もしくは定期的に周知を行うことが望ましい。

- ②成果指標が実態と乖離しており、事業の成果把握・評価が十分になされていない。

【指摘】

【検出事項の概要・課題】

兵庫県では、がん検診の目標値として受診率50%を掲げているが、『がん検診の受診率について、対策型検診で行われている全てのがん種検診について、市町がん検

診のほか人間ドックや職域等での受診を含め、全体の受診率を 50%とする。』(Data Source:兵庫県がん対策推進計画)とされており、職域等での受診も含めた計算となっている。

一方、明石市では、事務事業評価シート上、目標値として兵庫県と同様の受診率 50%を設定しているが、対応する実績は主に国保加入者に限定した受診率を採用しており、職域での受診は含めない計算となっているため、目標値と実績値の前提が異なっている。

結果、実質、達成不可能な指標が成果目標として設定されており、当該事業に係る成果の評価が困難となっている。

【改善方法】

目標値は事業を推進するため、また事業成果の評価のための重要な指標であり、実態に即した適切な指標を設定する必要がある。

設定する目標値を、明石市として達成可能な指標とすること、また段階的に実現可能な目標設定（例えば、“前年比での受診率〇%増加”等）を行うことで、年次ごとの適切な事業推進及び事業成果の評価を行うことが望ましい。

③検診制度に関する周知徹底方法について検討が必要である。【意見】

【検出事項の概要・課題】

現在、制度の利用率上昇のため、助成券の発行、個別の勧奨通知、ケーブルテレビ、広報誌、リーフレット及びSNS（X、Facebook など）の利用などを通じて、制度の周知が図られている。

現状の周知方法は、主に中年層後半から高齢者層に向けたアプローチとなっていると考えられるが、将来世代に向けた検診制度のより一層の周知、特に 20 歳以上を対象とした子宮がん検診など若年層から中年層への周知を図るためには、SNS を活用した周知方法の強化の余地があると考えられる。

【改善方法】

SNS を利用した情報提供は、若年層から中年層へのアプローチには有用であると考えられ、明石市では、X、facebook の他、シティセールス課においては LINE を使った広報活動を実施している。

保健所においても、SNS の活用は行われているが、若年層から中年層への周知の強化という観点からは、現在活用していないツール、例えば LINE を活用した情

報発信、がん検診予約状況の配信や予約の実施の他、Instagram、YouTube の利用を行うなど、SNS等を活用した周知活動の強化について、検討の余地があると考えられる。

I 保健一般事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	保健一般事務事業		新規/継続	継続事業						
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 31 年度				
施策分野			根拠法令・要綱等							
			実施方法	直営	○	補助・助成	その他			
個別計画				委託		指定管理				
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
課内での必要な事務用品等の補充や、災害時における救護用品の調達を行うとともに、課全体の運営に係る経費を管理し、より快適な職場環境の実現を目指す。										
事業内容										
①石綿健康被害救済制度担当者説明会への出席に関する旅費。 ②事務用品等の購入、管理。 ③災害発生時の救護所設置等で使用する医薬材料（救急箱資材）の補充、交換。 ④複合機の管理、使用料の支払い。										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	1,032	10,800	11,832	0	0	0	11,832			
04 当初予算	1,664	10,800	12,464	0	0	0	12,464	正規	1.20	アルバイト 0.00
04 決算	929	10,800	11,729	0	0	0	11,729	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	1,564	10,800	12,364	0	0	0	12,364	任期付	0.40	合計 1.60
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
指標で表せない成果										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
保健予防課の全体の事務的な物品の購入・管理等について、今後も主に以下の内容で適切に行っていく。 ・事務用品等の購入、管理。 ・災害発生時の救護所設置等で使用する医薬材料（救急箱資材）の補充や使用期限が切れている医薬材料の交換。 ・保健所 4 階（保健予防課・生活衛生課）で使用している、複合機の管理、使用料の支払い、コピー用紙の管理、補充等。										

この事務事業は、保健予防課内での必要な事務用品等の補充や、災害時における救護用品の調達を行うとともに、保健予防課全体の運営に係る経費を管理するための事業である。

(2) 検出事項

- ①事務事業点検シートの事業の成果について、指標で表せないものについては「指標で表せない成果」欄にて説明を行うべきである。【意見】

【検出事項の概要・課題】

事務事業点検シートの事業の成果を示す項目について、定量的評価情報として接種率等の指標を設定して事業の成果を評価している事業もあれば、当事業のように定量的評価情報になじまない事業でその成果目標を設定していない事業もある。

保健予防課の保健一般事務事業については、事業の性質上、成果指標を設けることが困難として、事務事業点検シートにおいても成果指標は設けられていない。そのため、「指標で表せない成果」欄にて、同事業についての意義と指標で表せない成果を説明することが望ましいが、空白のままとなっている。

【改善方法】

当該事業の性質上、定量的な成果指標を設定することは困難であることから事業の成果欄では定量指標を示していないことは理解できる。

しかしながら、公金を投入し事業を運営している以上、定性的な成果については報告することが望ましいと考える。この点、事務事業点検シート上、事業の成果項目の中に「指標で表せない成果」という項目があり、そこに定性的な評価情報を積極的に記載していくことで同事業の成果、事務事業の意義等を説明することが望ましい。

J 感染症対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	感染症対策事業	新規/継続		継続事業									
		自治/法定	自治+法定	開始年度		不明							
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律										
	1-5 地域医療の充実		実施方法	直営	○	補助・助成	○	その他					
個別計画		委託		○	指定管理								
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）													
感染症の発生及び感染拡大を防止するため。													
事業内容													
<p>◎感染症のまん延防止対策の実施 感染症の発生届を受けて、感染源確認、感染拡大防止のため患者調査や指導助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法第12条に基づく届出数 【結核、結核以外（コロナ除く）、（合計）】R3：49、48（97）、R4：45、34（89）、R5（見込み）：50、80（130） ・患者移送や病原体に汚染された場所の消毒についての助言、害虫等の生息調査および駆除について検討する。 ・感染防止対策について関係者間の連携および啓発 市内医療機関、社会福祉施設、庁内関係課、関係団体等において感染対策に係るネットワークづくりの推進。感染防止に関する研修会の開催。 R3：健康教育 24回（参加者 352人）、R4：ネットワーク会議4回、健康教育 105回（参加者 1,154人） R5（見込み）：ネットワーク会議5回、健康教育 130回（1,300人） ・社会福祉施設等での感染症集団発生（インフルエンザ、感染性胃腸炎等） R3：19件、R4：52件、R5（見込み）：30件 <p>◎結核対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【結核罹患率 全国、兵庫県、明石市】 R3：9.2、10.8、13.2、R4：市 10.5（全国、兵庫県は未）、R5（見込み）市 10.0 ・保健師による患者への服薬支援や、保健福祉施設等の接触者調査の実施。 ・結核患者発生時の接触者健診の実施。 ・結核患者の医療費公費負担（入院、通院） R3：3,624千円、R4：3,558千円、R5（見込み）：12,000千円 ・結核菌株遺伝子検査の実施（VNTR）。 <p>◎エイズ等性感染症対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性感染症検査（HIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎）および相談の実施。 ・性感染症予防の健康教育の実施。小学生、保護者向け講座 R1：1回。中学生向け講座 R2：1回、R4：1回、R5（見込み）：3回、市民向け啓発イベント R3：1回、R4：1回、R5（見込み）：1回 ・広報、SNS、ポスター等での性感染症検査について世界エイズデーの周知、啓発。 													
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	12,916	19,980	32,896	19,883	0	0	13,013						
04 当初予算	25,287	19,440	44,727	12,724	0	0	32,003	正規	6.40	アルバイト		0.00	
04 決算	12,461	19,440	31,901	13,295	0	0	18,606	再任用	0.00	その他		1.60	
05 当初予算	24,938	62,000	86,938	13,417	0	0	73,521	任期付	2.40	合計		10.40	
事業の成果													
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み							
	目標年次	単位	目標値										
結核罹患率	空気感染でまん延し、高齢者の発病が多い傾向にある結核の罹患率の減少			13.2	10.5	10.0							
	令和5年度	%	10										
社会福祉施設等からの感染症集団発生報告	施設における感染対策が適切に実施され、インフルエンザや感染性胃腸炎等のまん延防止ができる			19	52	30							
	令和5年度	件	30										
指標で表せない成果													
現状の課題・今後の事業展開方針等													
<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に結核罹患率は緩やかに減少する中、明石市においてもR3年に増加したが、R4年には低まん延国の指標である10.0に近づいた。今後も、医療機関や高齢者施設等にリーフレットを配布する等の予防啓発を積極的に行い、結核発生届受理時には、速やかに患者および接触者調査を実施するとともに、患者に対しては、保健指導および確実な服薬支援を行い、感染拡大防止対策を実施し、引き続き結核罹患率の減少を目指す。 ・社会福祉施設等からの感染症集団発生がR4年度急増した。これは、これまでコロナ禍でマスクの着用や手洗い等により、インフルエンザ等の各感染症の流行が抑えられた結果、多くの人で各感染症に対する抗体が低くなっており、社会経済活動が日常に戻っていく中で、感染が拡がりやすくなっている可能性が考えられる。今後も、市民への啓発をはじめとし、庁内関係課、医療機関、社会福祉施設等と感染症予防、拡大防止について連携、情報共有を行い、市全体で感染症対策に継続して取り組む。 ・性感染症の無料検査については、新型コロナウイルス感染症対応のため、一時休止していた時期があったが、引き続き市民が必要時検査を受けることができるよう再開している。また、近年若年層で性感染症が増加していることから、性感染症予 													

防の出前講座を実施し、市内中学校向けにグループワークを盛り込むなど内容の充実を図るとともに、1校でも多くの学校で実施していく。

この事務事業は、様々な感染症（例えば、結核症、（性）感染症など）の発生及び感染拡大の防止を図るための事業である。

(2) 検出事項

① USBメモリの取り扱いに関する使用簿の管理が適切に行われていない。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

保健予防課疾病予防係で管理しているUSBメモリ等の使用簿に、個人情報等を含むデータをUSBに格納する場合に必要な許可印等上長による使用許可を示すための押印がないものが散見された。

【改善方法】

情報機器の管理を徹底するため、また、責任の明確化及び承認手続きの明確化の観点から、機器の管理簿において使用の承認を証する押印は必ず行う必要がある。

② 性感染症予防の健康教育の実施について、小中高等学校等の学校に保健所が積極的にかかわるような教育研修の体系の構築を望みたい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

性感染症予防の教育の実施について、小中高等学校等に保健所が積極的にかかわるような教育研修カリキュラムが市全体として構築できているとは言いがたい。

感染症の発生及び感染拡大の防止という事業目的の観点から、近年問題視されている性感染症に対する教育は、小中高等学校のうち特に小中学校在学中などできるだけ早期の段階で知識を持つことが重要と考えられるため、現状の実施件数では少ないと言わざるを得ない。

【改善方法】

現状、性感染症予防の教育の実施について、小中高等学校等において実施はされているものの、教育の実施の回数、内容には改善の余地はあると考える。十分な教育の前提として、その必要性をまずは教育現場での長である校長に認識いただき、各校での性感染症予防に関する教育実施についての情報と知識を豊富に持っている保健所が積極的に関わられるようになることが望ましい。

保健所では性感染症予防教育の実施については、早期の実施が望ましいことを認

識しているところであるが、小中学校（できれば高等学校も）との連携・性感染症予防教育の実施への対応について、検討を求めたい。

なお、これは保健所だけでは目的を完遂することは困難であり、性感染症予防の啓蒙活動の重要性を市全体で意識することも必要であり、かつ、教育委員会と連携する等により小中高等学校への教育活動の実施の呼びかけを更に積極的に行う必要があると考える。

K 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業		新規/継続	継続事業							
			自治/法定	自治+法定	開始年度	令和2年度					
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営	○	補助・助成	○	その他		
個別計画			委託	○	指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、市民が安心して暮らせるよう、ポストコロナにおける適切な感染対策の推進や医療、及び相談体制等の整備に取り組む。											
事業内容											
<ul style="list-style-type: none"> 入院調整は医療機関間で調整が基本となるが、調整困難な場合、保健所が転院調整等を行う。また、受診や後遺症に対する相談体制を継続する。 高齢者等重症化リスクの高い方を守るとともに、通常医療を確保するため、医師会、医療機関、消防局と連携を図り、通常医療の枠組で新型コロナに対応できるよう支援する。 社会福祉施設等の感染管理を支援する。 クラスター発生が懸念される場合または発生時には、必要時ゾーニング等感染対策についての助言を行う。 集団感染に対する施設の対応を恒常的に強化するため、高齢者施設および障害者施設等への環境ラウンドを実施し、感染対策等についての助言や手洗い方法等の健康教育を行うとともに、有事に相談しやすいよう、施設との信頼関係を構築する。 放課後児童クラブ環境ラウンド R3：28回 高齢者・障害者施設環境ラウンド R3：41回、R4：58回、R5（見込み）：50回（ラウンド25回、健康教育25回） 高齢者・障害者施設向け研修会 R5（見込み）：2回 2023年5月8日の5類移行までは、国の方針に基づき、患者の医療費公費負担（入院および検査費用）を行う。 											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	566,802	99,920	666,722	51,896	0	39	614,787				
04 当初予算	141,186	97,760	238,946	109,680	0	0	129,266	正規	1.60	アルバイト	0.00
04 決算	805,490	97,760	903,250	542,064	0	0	361,186	再任用	0.00	その他	0.40
05 当初予算	162,011	15,500	177,511	126,960	0	0	50,551	任期付	0.60	合計	2.60
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
クラスター対策	社会福祉施設等に対し、平時に感染予防対策について環境ラウンド等で助言、クラスター発生時ゾーニング等についての指導を必要時実施。			100	100	100					
	令和5年度	%	100								
コロナ相談ダイヤルの1日あたりの最大件数	有症状者からの受診先相談や感染者の後遺症等の相談に対応する。			279	329	50					
	令和5年度	件	50								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、コロナウイルス自体はなくなったわけではないため、今後も流行拡大が起こる可能性がある。発熱等の患者が急増した場合などに備え、受診先に関する相談や医療機関からの相談に対応できるよう、引き続きコロナ相談ダイヤルで市民からの相談に対応する。また、感染動向を注視し、明石市ホームページ等で情報発信するとともに、引き続き兵庫県や明石市医師会、庁内関係課と連携を図る。 R3年度、R4年度と同様、平時に訪問を希望する高齢者施設および障害者施設等を訪問し、環境ラウンドや手洗い方法等の健康教育を行い、施設との信頼関係を構築する。 											

（包括外部監査人注釈）上記シートでは市での入力表記のままで表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、新型コロナウイルス感染症対策のうち、新型コロナウイルス感

染症の5類移行に伴い、ポストコロナにおける適切な感染対策の推進や医療、及び相談体制等の整備を図ることを目的とした事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

L 新型コロナウイルスワクチン接種事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新規/継続		継続事業					
		自治/法定	根拠法令・要綱等	法定受託事務	開始年度	令和2年度			
施策分野	1 健康・福祉分野 1-5 地域医療の充実	実施方法		予防接種法					
個別計画		直営	委託	○	補助・助成	指定管理	その他		
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）									
新型コロナウイルスの感染拡大防止及び重症化予防を図るため、ワクチンの接種を希望する市民に、速やかに、また、安心して接種できる機会を提供する。									
事業内容									
<p>【主な実施事業】 市民が速やかにワクチンを接種できる体制の整備、ワクチン接種業務等</p> <p>○令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年春開始接種(5~8月) 5歳以上の初回接種(1・2回目)終了者で重症化リスクの高い人(65歳以上、基礎疾患等)を対象に、オミクロン株対応ワクチンを接種 令和5年秋開始接種(9月~) 5歳以上の初回接種(1・2回目)終了者全員を対象に、XBB.1対応ワクチンを接種 <p>※詳細は国で検討中</p> <p>※初回接種(1・2回目)の未接種者、生後6か月~4歳の乳幼児への接種も引き続き実施</p> <p>○令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年秋開始接種(10月~) 12歳以上の初回接種(1・2回目)終了者全員を対象に、オミクロン株対応ワクチンを接種 4回目接種(7~9月) 60歳以上及び12歳~59歳で重症化リスクの高い人(基礎疾患等)を対象に追加接種 3回目接種(4~9月) 12歳以上の初回接種(1・2回目)終了者全員を対象に追加接種 小児接種(4月~) 5~11歳を対象に初回接種(1・2回目)を接種 ※R4.9より追加接種(3回目)が開始 乳幼児接種(10月~) 生後6か月~4歳を対象に初回接種(1~3回目)を接種 <p>※初回接種(1・2回目)の未接種者への接種も引き続き実施○令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 3回目接種(12月~) 18歳以上の初回接種(1・2回目)終了者全員を対象に追加接種 ※R4.3より12歳~17歳も対象に追加 初回接種(1・2回目) 5歳以上の人を対象に初回接種 ※R4.3より小児(5~11歳)も対象に追加 <p>●実績</p> <p>(1)総接種回数：令和3年度 530,407回、令和4年度 338,202回、令和5年度（見込） 180,000回</p> <p>(2)接種率（令和5年7月11日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①12歳以上：初回（1.2回目）接種 87.9%、令和5年春開始接種 16.4% ②小児（5~11歳）：初回（1.2回目）接種 9.1%、追加接種 1.4% ③乳幼児（6ヶ月~4歳）：初回（1~3回目）接種 0.8% 									
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）	
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源		
03 決算	3,138,437	117,600	3,256,037	3,788,739	0	0	-532,702		
04 当初予算	1,698,497	139,800	1,838,297	1,635,497	0	0	202,800	正規	10.00 アルバイト 1.00
04 決算	2,446,598	139,800	2,586,398	63,000	0	446	2,522,952	再任用	0.00 その他 2.00
05 当初予算	1,856,484	95,200	1,951,684	1,873,464	0	0	78,220	任期付	3.00 合計 16.00
事業の成果									
指標名	考え方・定義・式				3年度	4年度	5年度 見込み		
	目標年次	単位	目標値						
接種場所の確保	ワクチンの接種を行う医療機関数				190	120	120		
	令和5年度	箇所	130						
指標で表せない成果									
現状の課題・今後の事業展開方針等									
<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業については、令和6年度以降の定期接種化を見据え、他の予防接種同様に個別医療機関接種へ移行するよう国から方針が示されている。</p> <p>本市においても、国の動向を注視しながら、集団接種開催数やコールセンター体制の見直しなど実情に合わせた支出全体の効率化を図るとともに、個別医療機関接種への移行を進めていく。</p>									

この事務事業は、新型コロナウイルス感染症対策のうち、ワクチンの接種を希望する市民に、速やかに、また、安心して接種できる機会を提供する目的のための事業

である。

(2) 検出事項

- ① コロナワクチン保管のための保管庫及びディープフリーザーについて、「備品一覧表兼物品出納簿」上、取得価格が記載されていない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

コロナワクチン保管のためのディープフリーザー（ECVD-24W70、UD-80W74NF）が、「備品一覧表兼物品出納簿」に登録されているが、取得価格が登録されていない。

「明石市物品取扱要領」の記入上の注意では、取得価格は“どうしても不明の場合は空欄”とされており、取得価格が把握できている状況においては、「備品一覧表兼物品出納簿」上において、取得原価を記載しておく必要あるとされているが、当該保管庫及びディープフリーザーについては市況価額から取得価額が把握できるものであった。

(参考) ディープフリーザー（UD-80W74NF）の販売価格：485,000円

ディープフリーザー（ECVD-24W70）の販売価格：220,000円

【改善方法】

「明石市物品取扱要領」に従い、管理簿の記載内容を適正に表示するように努めることが望ましい。

M 特定健康診査・特定保健指導管理事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導管理事務事業	新規/継続		継続事業						
		自治/法定	根拠法令・要綱等	自治事務	開始年度	平成 20 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野 1-6 健康づくりの推進	根拠法令・要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律							
個別計画	第 3 期特診・特保実施計画	実施方法	直営	○	補助・助成		その他			
			委託	○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
40 歳から 74 歳の国民健康保険加入者を対象に実施している特定健康診査・特定保健指導事業に必要な消耗品の購入、健診データの管理や助成券の作成などを行い、事業を円滑かつ効率的に実施する。また、メタボリックシンドロームの予防を効果的に行うため、保健指導従事者の確保及び質の向上を図る。										
事業内容										
<p>○特定健康診査</p> <p>(1) 対象者：40 歳以上の国民健康保険加入者</p> <p>(2) 検査項目：問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、医師の診察</p> <p>(3) 自己負担額：無料</p> <p>(4) 委託先：明石市医師会、JA 兵庫厚生連</p> <p>(5) 実施方法：市内 106 医療機関（令和 5 年度）で 6 月～翌年 3 月まで実施。その他あかし保健所、市民センター、地域のコミセン等で集団健診を実施。</p> <p>(6) 実績：令和 3 年度（法定報告） 対象者数 40,263 人 受診者数 10,255 人 受診率 25.5% 令和 4 年度（見込） 対象者数 38,213 人 受診者数 9,933 人 受診率 26.0% 令和 5 年度（見込） 対象者数 44,993 人 受診者数 13,498 人 受診率 30.0% ※ 5 年度は予算要求資料より</p> <p>○特定保健指導</p> <p>(1) 対象者：特定健康診査の結果、特定保健指導が必要となった人</p> <p>(2) 自己負担額：無料</p> <p>(3) 委託先：明石市医師会及び個人の専門職（保健師、管理栄養士）</p> <p>(4) 実施方法：市内指定医療機関、あかし保健所にて実施。個別面接・電話等による 6 ヶ月以上（動機付け支援は 3 ヶ月以上）の生活習慣改善支援。</p> <p>(5) 実績 令和 3 年度（法定報告） 対象者数 1,261 人 終了者数 415 人 終了率 32.9% 令和 4 年度（見込） 対象者数 1,132 人 終了者数 328 人 終了率 29.0 % 令和 5 年度（見込） 対象者数 1,565 人 終了者数 815 人 終了率 52.1 % ※ 5 年度は予算要求資料より</p>										
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和 5 年度 人員配置（人）		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	7,787	3,240	11,027	0	0	0	11,027			
04 当初予算	8,990	3,780	12,770	0	0	0	12,770	正規	0.30	アルバイト 0.00
04 決算	8,246	3,780	12,026	0	0	0	12,026	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	8,890	3,240	12,130	0	0	0	12,130	任期付	0.30	合計 0.60
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
特定健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100 受診者数及び対象者数は、各年度の 4 月 1 日現在加入者で、且つ年度途中の脱退がない者 ※第 3 期特定健診等実施計画に基づく目標値			25.6	26.0	30.0				
	令和 5 年度	%	40							
特定保健指導終了率	終了者数÷対象者数×100 特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームが疑われるものが対象 ※第 3 期特定健診等実施計画に基づく目標値			26.3	29.0	52.1				
	令和 5 年度	%	40							
指標で表せない成果										
現状の課題・今後の事業展開方針等										

市内106の医療機関での個別健診の実施や、地域のコミセン等で集団健診を年43回実施する等、市民が受診しやすい環境を整えるだけでなく、受診勧奨の強化についても様々な取り組みを行っているが、特定健診の受診率・特定保健指導利用率は、兵庫県や明石市の目標値を達成できておらず、県下平均よりも低い状況である。

引き続き、受診率の向上を目指し、平成30年度からの「第2期データヘルス計画」「第3期特定健診・特定保健指導実施計画」に基づいて健診事業を実施し、生活習慣病の予防やハイリスク者を医療へ繋いでいく等の受診後のフォローについて、事業を展開していく。

この事務事業は、市民の健康維持に寄与する目的で実施される特定健診診査及び特定保健指導の事務管理及びそれに伴うコストを管理するための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

N 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 事業概要等

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導事業	新規/継続		継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 20 年度						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律								
	1-6 健康づくりの推進		実施方法	直営	○	補助・助成	その他				
個別計画	第3期特診・特保実施計画	委託		○	指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
40 歳から 74 歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施し、その結果に応じた特定保健指導を行うことにより、被保険者のメタボリックシンドローム対象者の減少を目指す。											
事業内容											
<p>○特定健康診査</p> <p>(1) 対象者：40 歳以上の国民健康保険加入者</p> <p>(2) 検査項目：問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、医師の診察</p> <p>(3) 自己負担額：無料</p> <p>(4) 委託先：明石市医師会、JA 兵庫厚生連</p> <p>(5) 実施方法：市内 106 医療機関（令和 5 年度）で 6 月～翌年 3 月まで実施。その他あかし保健所、市民センター、地域のコミセン等で集団健診を実施。</p> <p>(6) 実績：</p> <p>令和 3 年度（法定報告） 対象者数 40,263 人 受診者数 10,255 人 受診率 25.5 %</p> <p>令和 4 年度（見込） 対象者数 38,213 人 受診者数 9,933 人 受診率 26.0 %</p> <p>令和 5 年度（見込） 対象者数 44,993 人 受診者数 13,498 人 受診率 30.0 % ※5 年度は予算要求資料より</p> <p>○特定保健指導</p> <p>(1) 対象者：特定健康診査の結果、特定保健指導が必要となった人</p> <p>(2) 自己負担額：無料</p> <p>(3) 委託先：明石市医師会及び個人の専門職（保健師、管理栄養士）</p> <p>(4) 実施方法：市内指定医療機関、あかし保健所にて実施。個別面接・電話等による 6 ヶ月以上（動機付け支援は 3 ヶ月以上）の生活習慣改善支援。</p> <p>(5) 実績</p> <p>令和 3 年度（法定報告） 対象者数 1,261 人 終了者数 415 人 終了率 32.9 %</p> <p>令和 4 年度（見込） 対象者数 1,132 人 終了者数 328 人 終了率 29.0 %</p> <p>令和 5 年度（見込） 対象者数 1,565 人 終了者数 815 人 終了率 52.1 % ※5 年度は予算要求資料より</p>											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和 5 年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	93,813	3,510	97,323	53,420	0	40,393	3,510				
04 当初予算	119,846	9,450	129,296	58,132	0	61,714	9,450	正規	0.60	アルバイト	0.00
04 決算	87,914	9,450	97,364	41,054	0	0	56,310	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	98,000	7,830	105,830	55,000	0	0	50,830	任期付	1.10	合計	1.70
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
特定健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100 受診者数及び対象者数は、各年度の 4 月 1 日現在加入者で、且つ年度途中の脱退がない者 ※第 3 期特定健診等実施計画に基づく目標値			25.6	25.0	30.0					
	令和 5 年度	%	40								
特定保健指導終了率	終了者数÷対象者数×100 特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームが疑われるものが対象 ※第 3 期特定健診等実施計画に基づく目標値			26.3	29.0	52.1					
	令和 5 年度	%	40								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											

市内106の医療機関での個別健診の実施や、地域のコミセン等で集団健診を年43回実施する等、市民が受診しやすい環境を整えるだけでなく、受診勧奨の強化についても様々な取り組みを行っているが、特定健診の受診率・特定保健指導利用率は、兵庫県や明石市の目標値を達成できておらず、県下平均よりも低い状況である。

引き続き、受診率の向上を目指し、平成30年度からの「第2期データヘルス計画」「第3期特定健診・特定保健指導実施計画」に基づいて健診事業を実施し、生活習慣病の予防やハイリスク者を医療へ繋いでいく等の受診後のフォローについて、事業を展開していく。

この事務事業は、特定健診診査及び特定保健指導を通じて、市民の健康維持に寄与する事を目的とする事業である。

(2) 検出事項

① 予算と目標設定が整合していない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

事務事業評価シートにおいて、特定保健指導事業の目標指標である終了率は、令和3年度:32.9%、令和4年度:29.0%、令和5年度:40.0%となっているが、2023年度（令和5年度）の予算要求資料では52.1%となっている。

過去の推移及び2023年度（令和5年度）の目標を前提とすると、乖離が大きい予算要求となっている。

また、事業評価の観点からは、予算要求で示した目標が、実際の目標より大きい状況であるならば、目標を変更するのが妥当であり、予算と目標設定が整合していないと考えられる。

【改善方法】

予算策定にあたり、その事業目的の結果であるところの目標設定等について、整合性を保っているか、単に目標としてだけの設定となっていないか等を十分に検討する必要性（予算設定の妥当性）があると考えため、対応を求めたい。

○ 後期高齢者健康診査事業

(1) 事業概要等

事務事業名	後期高齢者健康診査事業			新規/継続		継続事業					
				自治/法定	自治事務	開始年度		平成 20 年度			
施策分野	1 健康・福祉分野			根拠法令・要綱等 高齢者の医療の確保に関する法律							
	1-6 健康づくりの推進			実施方法	直営		補助・助成		その他		
個別計画					委託	○	指定管理				
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、健康診査や歯科健診を実施し、生活習慣病の早期発見、フレイル予防につなげることや、口腔機能低下の予防に努め、健康の保持増進と医療費の適正化につなげる。											
事業内容											
○後期高齢者健康診査 (1) 対象者：後期高齢者医療制度加入者 (2) 検査項目：問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、医師の診察 (3) 自己負担額：無料 (4) 委託先：明石市医師会、JA 兵庫厚生連 (5) 実施方法：市内 106 医療機関（令和 5 年度）で 6 月中旬～翌年 3 月まで実施。その他あかし保健所、市民センター、地域のコミセン等で集団健診を実施。 (6) 実績：令和 3 年度（実績） 対象者数 39,593 人 受診者数 3,650 人 受診率 9.2% 令和 4 年度（実績） 対象者数 40,781 人 受診者数 4,435 人 受診率 10.9% 令和 5 年度（見込） 対象者数 42,764 人 受診者数 4,704 人 受診率 11.0% ※対象者数は前年度末時点の被保険者数から長期入院患者、人間ドック受診者数を除いた数。ただし、R4 以降人間ドック事業廃止。 (7) その他：7 月以降、日次処理で新規加入者に受診券送付。											
○後期高齢者歯科健診（平成 27 年度より実施） (1) 対象者：後期高齢者医療制度加入者 (2) 検査項目：問診、歯科健診、摂食・嚥下機能等のチェック、歯科保健指導を実施。 (3) 自己負担額：無料 (4) 委託先：明石市歯科医師会 (5) 実施方法：市内 105 医療機関（令和 5 年度）で 6 月～翌年 2 月まで実施。 (6) 実績：令和 3 年度（実績） 受診者数 72 人 令和 4 年度（実績） 受診者数 111 人 令和 5 年度（見込） 受診者数 170 人											
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和 5 年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	31,629	1,080	32,709	0	0	31,864	845				
04 当初予算	32,691	1,890	34,581	0	0	32,691	1,890	正規	0.40	アルバイト	0.00
04 決算	37,931	1,890	39,821	0	0	40,186	-365	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	40,315	3,240	43,555	0	0	34,000	9,555	任期付	0.00	合計	0.40
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
受診率	受診率＝受診者数／対象者数×100 ※対象者＝3 月末の後期高齢者医療毎月事業状況報告書における被保険者数			9.2	10.9	11.0					
	令和 5 年度	%	11.0								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
受診勧奨の工夫や受診しやすい環境を整えるなど、様々な取り組みの結果、後期高齢者健康診査と後期高齢者歯科健診の受診者は増加しているものの、県下平均よりも低い状況である。関係課と連携し、受診率向上を図り、医療費適正化を目指す。											

この事務事業は、後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、健康診査や歯科健診を実施し、生活習慣病の早期発見及びフレイル予防につなげることや、口腔機能低下の予防に努めることを通して、健康の保持増進と医療費の適正化（医療費軽減）を目指すための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

P 課共通事業

(1) 事業概要等

ここでは、保健予防課共通事項についての気づき事項を示す。保健予防課の事業概要等については、第2章 7. あかし保健所の職務分掌を参照のこと。

(2) 検出事項

① 備品一覧表兼物品出納簿において、同じ資産が二重で登録されている。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

備品の実査の結果、備品一覧表兼物品出納簿において、同じ資産が二重で登録されていた。購入時と設置完了時の2回、登録されたと推測される。重複している資産は、以下の通りである。

(Data Source: 備品一覧表兼物品出納簿)

備品番号	分類	品名	型式型番	取得価格 (円)	保管(設置)場所
171184	医療機器	エックス線直接撮影装置	島津製作所 RADspeed Pro FH タイプ	4,428,000	レントゲン撮影室
171185	医療機器	デジタルX線画像診断システム	富士フィルムメディカルFCR PRIMA T2 システム	2,484,000	操作室、診察室
171184	医療機器	エックス線直接撮影装置	RADspeed Pro FH タイプ	4,428,000	あかし保健所
171185	医療機器	デジタルX線画像システム	FCR PRIMA T2 システム	2,484,000	あかし保健所

定期的な実査を行っていれば、発見可能であることから、今までの備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていなかったものと推察される。

【改善方法】

備品については定期的に現物を確認し、備品一覧表兼物品出納簿と現物との照合を行う必要がある。

備品管理のルールに従い、現物の管理及び管理台帳の適切な運用を徹底する必要がある。

②備品の現物の保管場所と備品管理台帳上の保管場所が異なる資産がある。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

備品の実査の結果、備品一覧表兼物品出納簿の登録場所とは異なる場所に保管されている資産が識別された。対象資産は、以下の通りである。

(Data Source:備品一覧表兼物品出納簿)

備品番号	分類	品名	型式型番	取得価格(円)	保管(設置)場所
181490	骨密度計	超音波踵骨測定装置	A-1000EXPII	1,188,000	402 会議室 (4F)

当該資産について、台帳上の登録は4階会議室であるが、現物は2階に保管されていた。定期的な実査を行ってれば、発見可能であり、備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていないと考えられる。

【改善方法】

上記①に記載の【改善方法】と同様であり、備品管理のルールに従い、現物の管理及び管理台帳の適切な運用を徹底する必要がある。

③備品一覧表兼物品出納簿上、登録上の保管場所で現物が確認できない資産が記載されている。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

備品の実査の結果、保管場所2階倉庫となっている資産について、現物が確認できない資産が存在した。対象資産は、以下の通りである。

(Data Source:備品一覧表兼物品出納簿)

備品番号	分類	品名	型式型番	取得価格(円)	保管(設置)場所
59316	電話台	電話台	-	-	2F 倉庫

【改善方法】

上記①に記載の【改善方法】と同様であり、備品管理のルールに従い、現物の管理及び管理台帳の適切な運用を徹底する必要がある。

3. 健康推進課

健康推進課の各事務事業に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	事業	検出事項		
		指摘	意見	合計
健康推進課	A 保健指導一般事務事業	0	0	0
	B 食育推進事業	0	1	1
	C あかし健康プラン21推進事業	0	1	1
	D 健康増進事業	0	0	0
	E 難病保健事業	0	0	0
	F 保健一般事務事業	0	0	0
	G 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	0	0
	H 課共通事項	1	0	1
Total		1	2	3

以下、各事務事業について示す。

A 保健指導一般事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	保健指導一般事務事業	新規/継続		継続事業									
		自治/法定	根拠法令・要綱等	自治事務	開始年度	不明							
施策分野	1 健康・福祉分野	地域保健法											
	1-6 健康づくりの推進	実施方法	直営	○	補助・助成		その他						
個別計画	あかし健康プラン 2 1 (第3次)		委託		指定管理								
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)													
地域保健対策の円滑な実施に向け、課の運営に必要な事項や事業体制の整備を行う。また、庁内の保健師全体の資質向上を図る。													
事業内容													
<p>課の運営に必要な事項や事業体制の整備を行う。</p> <p>①課の運営に必要な一般的経費の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業で利用する事務用品を共通管理することによって、経費を削減し、効率的に事務を進める。 保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士など保健指導を実施する職員の地域活動等で発生する物品や旅費の管理を行う。 <p>②日々雇用者の普通傷害保険への加入</p> <p>地域保健法第4条に基づき、公衆衛生の担い手として庁内すべての保健師を対象とした人材育成を行う。</p> <p>①保健師育成支援事業</p> <p>新任保健師の保健指導技術と知識の向上を図るため、退職後の保健師（トレーナー保健師）が訪問等に同行し、指導・助言を行う。</p> <p>②保健師等の専門能力向上のための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に提供する保健サービスの質の向上を図るため、保健指導の実践力の向上に資する研修を実施する。 研修会参加者 令和3年度 未実施 令和4年度 11人 令和5年度 14人（見込） 各省庁や他機関からの通知及び研修会の情報を庁内全ての保健師に共有し、自己学習の機会や受講の機会を確保する。 <p>③災害時保健活動の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 明石市災害時保健活動ガイドラインの見直し及び災害時保健活動における課題の抽出と解決に向けた取組を行うため、災害時保健活動に関する検討会を実施する。 令和3・4年度 実施なし 令和5年度 9回（見込） 災害対応に係る能力向上を図るため、災害時の保健活動に関する研修を実施する。 令和3年度 85人（全庁保健師対象、動画視聴による受講） 令和4年度 43人（採用3年目まで及び係長級以上の保健師対象） 令和5年度 76人（見込）（全庁保健師対象） 													
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	522	27,150	27,672	65	0	256	27,351						
04 当初予算	1,349	23,220	24,569	306	0	468	23,795	正規	2.00	アルバイト	0.00		
04 決算	654	23,220	23,874	127	0	179	23,568	再任用	0.00	その他	0.00		
05 当初予算	1,151	17,550	18,701	250	0	448	18,003	任期付	0.50	合計	2.50		
事業の成果													
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み							
	目標年次	単位	目標値										
保健活動に係る研修会の参加人数	庁内保健師を対象に保健活動に必要とされるスキル習得のための研修会を開催し、その参加人数を指標とする。			85	54	90							
	令和5年度	人	90										
指標で表せない成果													
研修参加者が学んだ知識・技術を職場内で共有し実践することにより、各職場の意識が高まり、保健師等専門職全体の保健指導のスキル向上につながっている。													
現状の課題・今後の事業展開方針等													

- ・2018年度（平成30年度）より中核市となり、従来の保健センター事業に加えて専門性の高い保健活動の円滑な実施が求められている。また、多様化・高度化する住民のニーズに応えるため、適切かつ安全な保健サービスを提供できる実践能力と知識を習得する機会を設ける必要がある。
- ・保健師等専門職の資質を向上することで、保健、医療、福祉、介護等における関係機関・団体等との連携や、地域包括ケアの実現及び市民サービスの向上を図る。
- ・いつ発生するかわからない災害に備え、災害時保健活動ガイドラインの見直しや、災害時保健活動の基本及び心構えを学ぶ機会を設定し、有事の際迅速に保健活動が開始できる体制を整える。今年度は庁内各課より保健師が集まり「災害時保健活動に関する検討会」を実施し、災害時に現場で誰もが共通認識の上活動できるようガイドラインの改訂を行う。

この事務事業は、健康推進課の運営に必要な事業体制等の整備や保健師の人材育成を行うための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

B 食育推進事業

(1) 事業概要等

事務事業名	食育推進事業	新規/継続	継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 22 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	健康増進法第 17 条、食育基本法、次世代育成支援対策推進法							
	1-6 健康づくりの推進		実施方法	直営	○	補助・助成	その他			
個別計画	あかし健康プラン 2 1 (第 3 次)		委託		指定管理					
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)										
「あかし健康プラン 2 1 (第 3 次)」に基づき、食育の推進に関する総合的な施策の企画・立案・運営を行い、市民に食育についての正しい知識と実践方法の普及・啓発を実施し、望ましい食生活の確立を図る。										
事業内容										
<p>市民一人ひとりのライフステージやライフスタイルに応じた食育の取組を支援するとともに、食育ボランティア団体である明石いずみ会等の活動支援を行い、家庭及び地域における食育実践の広がりや定着をめざす。</p> <p>①明石市すこやか食育推進会議 あかし健康プラン 2 1 (第 3 次) における「栄養・食育推進」に基づき、市民の食に関する知識向上と健全な食生活の実践に向けた検討や官民連携による取組の推進を図るため、関係機関による連携会議を開催する。年 1 回 構成団体：19 団体</p> <p>②次世代期に向けた食育啓発 ・食育教室 学童・学生及びその保護者を対象に、講話や料理教室等を通し、望ましい食習慣等の知識の習得を図る。 令和 3 年度 1 か所 16 人 令和 4 年度 2 か所 8 人 令和 5 年度 2 か所 40 人(見込) ・食育教室 (こども食堂対象) こども食堂を利用するこども・保護者及び運営スタッフを対象に、講話や料理教室を通して望ましい食習慣の習得を図る。また併せてランチョンマットを配付し、継続的な食育の意識向上に繋げる。 令和 4 年度 実施なし 令和 5 年度 3 か所 60 人(見込)</p> <p>③明石いずみ会活動支援 市民に対する食育活動や各関係団体との連携を支援する。 ・地域への食育啓発 市内 11 地区で栄養改善教室を実施するほか、各関係団体と連携し、正しい食生活について啓発する。 ・幼児期食育教室 (食育部ひよっこ活動) 市内の幼稚園・保育所 (園) 等で朝食摂取や早寝早起き等生活リズム向上についてのパネルシアターを実施。 令和 3 年度 20 か所 1,377 人 令和 4 年度 40 か所 3,002 人 令和 5 年度 45 か所 3,400 人 (見込) ③ 国民健康・栄養調査 健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況に関する調査を実施する。 令和 3 年度 国の実施なし 令和 4 年度 1 地区 9 人 令和 5 年度 1 地区 40 人 (見込)</p>										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	375	9,180	9,555	0	0	0	9,555			
04 当初予算	1,938	4,320	6,258	1,329	0	20	4,909	正規	0.90	アルバイト 0.00
04 決算	783	4,320	5,103	267	0	0	4,836	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	1,947	7,560	9,507	1,278	0	20	8,209	任期付	0.10	合計 1.00
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
次世代期の食育教室への参加人数	幼児・学童・学生と、その保護者を対象とした教室への参加人数			1,393	3,010	3,500				
	令和 5 年	人	3,500							
指標で表せない成果										
<p>・子どもたちの生活の場である保育園・幼稚園において食育を啓発することにより、食の大切さを知る機会となっている。また、子どもの体験を通して、保護者にも食育の意識が広がり、教室を機会に実践しようとする動きがみられ、食生活の見直し等家庭への波及効果がみられる。</p>										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
<p>・他の世代に比べ若い世代の朝食欠食率が顕著に高いことから、幼少期からの望ましい食習慣や朝食の重要性について、子どもやその保護者への啓発が必要である。</p> <p>・次世代期を中心に幅広いライフステージの市民に向け、食に関する様々な側面からアプローチを図るため、明石市すこやか食育推進会議において官民関係機関と協働した取組を検討するとともに、地域の共食の場等を活用した取組を展開する。</p>										

この事務事業は、市民一人ひとりのライフステージやライフスタイルに応じた食育の取組を支援するとともに、家庭及び地域における食育実践の広がりや定着をめ

ざすべく、食育の推進に関する総合的な施策の企画・立案・運営を行い、市民に食育についての正しい知識と実践方法の普及・啓発を実施し、望ましい食生活の確立を図る事業である。

(2) 検出事項

- ①次世代期に向けた食育の取組として食育教室を実施しているが、特に小中高生への食育活動の件数が少ないと見受けられる。【意見】

【検出事項の概要・課題】

幼児期を対象とした食育教室については、明石いずみ会との協働のもと、開催件数及び参加者がかなり多く、積極的な取組みが展開されていると考える。

しかしながら、小中高生への食育啓発活動は、学校のカリキュラム等による時間的制約があるため、各学校における食育だよりや地産地消を取り入れた給食の提供などが中心となっている。幼児期の食育啓発と同様に、心身が一層発達する小中高生やその保護者への啓発も工夫が必要であると考えられる。

【改善方法】

食育推進事業の成果指標として『次世代期の食育教室への参加人数』を設定し、2023年度（令和5年度）においては幼児、学童、学生及びその保護者を対象とした参加人数を3,500人とする目標を掲げている。しかしながら、2023年度（令和5年度）の目標参加人数のほとんどが幼児への食育教室の参加者数となっている。

このため、小中高生に対する食育の取組みについて、地域や教育委員会等と連携し、児童・生徒だけではなく保護者も対象に含め、まずは可能な範囲での啓発機会の拡充を検討していく事が望ましい。

C あかし健康プラン2 1 推進事業

(1) 事業概要等

事務事業名	あかし健康プラン2 1 推進事業		新規/継続	継続事業						
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 14 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	健康増進法第3条、第8条						
	1-6 健康づくりの推進		実施方法	直営	○	補助・助成				
個別計画	あかし健康プラン2 1 (第3次)			委託		指定管理	その他			
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)										
「みんなの力であかしの健康をつくりだそう～未来を変える健康づくりのMyルーティン～」を基本理念に、健康づくりに取り組む市民を増やす。										
事業内容										
<p>令和4年3月に策定した市の健康増進計画である「あかし健康プラン2 1 (第3次)」に基づき施策を推進する。</p> <p>①地区保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区の特性や健康課題に対し、まちなかゾーン会議への参画や校区まちづくり協議会・自治会等と連携した健康づくり活動を展開するとともに、健康無関心層への働きかけを行い、まち全体の健康意識の向上を図る。 <p>②普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ・広報あかし・明石ケーブルテレビ等の広報媒体や動画による啓発、公共施設の階段・公用車等市民の目に触れる機会を活用した情報発信及び健康づくりに関するパンフレットの配布等による啓発を実施。 アンケート回答者のうち、健康づくりの習慣(Myルーティン)があると回答した人の割合 令和4年度 57% 令和5年度 70% (見込) <p>③「身体活動・運動」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> あかし健康プラン2 1 (第3次) の取組みの1つである「身体活動・運動」推進のため、ウォーキングに関する健康教室・セミナーの実施により健康無関心層や子育て世代が運動に取り組む機会を提供し、運動継続者の増加を図る。 参加者数：令和4年度 25人 令和5年度 50人 (見込) <p>④歯科保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 明石市歯科医師会主催の口腔保健のつどいにおいて、健康づくりの周知・啓発のほか、乳幼児・児童を対象としたフッ素塗布を実施(歯科医師会へ委託)。 来場者数：令和3年度 中止 令和4年度 中止 令和5年度 850人 (見込) <p>⑤あかし健康ソムリエ会との協働及び活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内4カ所で月1回開催する体操教室「あかし健康ソムリエプロジェクト (SP2 1)」の運営を支援し、市民の継続的な体力づくりの場の提供や健康に関する正しい知識の普及啓発を行う。 参加者数：令和3年度 249人 令和4年度 586人 令和5年度 850人 (見込) イベント会場等において受動喫煙防止に関する啓発を実施。 令和3年度中止 令和4年度 1会場 61人 令和5年度 1会場 98名 (見込) <p>⑥健康ポイントカード制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくり活動の実践に対して、健康ポイントを付与することで、楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけとし、健康維持や生活習慣病の予防、各種健(検)診の受診後の継続した健康づくり活動を推進する。 ポイント還元数：令和3年度 43人 令和4年度 100人 令和5年度 130人 (見込) 										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	2,194	29,700	31,894	0	0	0	31,894			
04 当初予算	1,247	21,600	22,847	0	0	0	22,847	正規	2.70	アルバイト 0.00
04 決算	314	21,600	21,914	0	0	0	21,914	再任用	0.00	その他 0.00
05 当初予算	1,231	24,840	26,071	0	0	0	26,071	任期付	1.10	合計 3.80
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
健康づくりの取組み実践度	各種事業の参加者アンケートにおいて、「健康づくりの習慣(Myルーティン)」がありますかの質問に「ある」と回答した人の割合				57%	70%				
	令和5年度	%	70							
指標で表せない成果										
市内各所において、ボランティア団体との協働による健康教室や地域団体と連携した健康づくりの取組みが、市民にとって身近な情報収集・交流の場として定着しつつあるとともに、健康意識の向上にも繋がっている。										

現状の課題・今後の事業展開方針等

- ・令和4年度は、感染対策に留意し各種健康教室やイベントを実施したことにより、コロナ禍においても令和3年度と比較するとより多くの市民へ健康づくりに関する周知・啓発を行うことができた。しかし、実施した健康教室やイベント参加者は高齢期の方が多く、次世代期や青壮年期など、より幅広い世代への周知・啓発が課題となっている。
- ・今年度も地域におけるイベント等に参加し、幅広い世代に向けたアプローチを行っていく。また、特に働き盛り世代や子育て世帯など、平日日中には直接のアプローチが難しい層に対する啓発においては、啓発媒体の更なる工夫を行うとともに、動画啓発など時間や場面を選ばない手法を検討・実施していく。
- ・計画初年度に引き続き、健康無関心層も含めた全ての市民が、自身にあった健康づくりの取り組みを見つけられるよう、誰もが関係する運動と栄養の分野を中心に、関係機関や団体、明石いずみ会、あかし健康ソムリエと協働し、普及啓発等の事業を展開していく。

この事務事業は、“あかし健康プラン21”で掲げている「みんなの力であかしの健康をつくりだそう～未来を変える健康づくりのMyルーティン～」を基本理念に、健康づくりに取り組む市民を増やすための事業である。

(2) 検出事項

- ①健康づくりに関心の薄い市民が、積極的に参加するような取組みの強化が図られることが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

現在、当事業における各種地域活動の参加者の主体は65歳以上の高齢者となっている。市民の健康増進のためには、持続的な地域協働が重要であり、そのためには、次世代を担う者の参加が必要である。

他の地方公共団体ではアプリを活用し、運動や食事など生活習慣の改善、健康診断の受診、健康講座等を一定以上行った者にポイントやクオカードを進呈する等により、幅広く参加者を募る取組みを積極的に行っている事例もある。

市は、40代から始めるフィットネス等の新たな取組みやホームページにおける情報発信等を通じて、次世代を担う者へのアプローチを強化している状況にあるが、幅広い世代が参加するような取組みが一層望まれるところである。

【改善方法】

市民主体の健康づくりに取り組めるよう、例えば、アプリやSNS（LineやInstagramなど）を活用する方策のほか様々な方法により、幅広い年齢層の参加がより一層促進されるような取組みを行いたい。

D 健康増進事業

(1) 事業概要等

事務事業名	健康増進事業	新規/継続		継続事業							
		自治/法定	自治事務	開始年度	不明						
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等	健康増進法第17条・25～42条・76～78条兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例								
	1-6 健康づくりの推進		実施方法	直営	○	補助・助成	その他				
個別計画	あかし健康プラン2 1 (第3次)	委託			指定管理						
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)											
市民が健康に関する正しい知識を持ち、健康の保持増進に努められるよう、健康に関する情報の発信及び普及啓発を行う。また、市民の「自らの健康は自分で守る」という認識を高め、主体的に健康増進が図れるよう、人材育成及び環境整備等を行う。											
事業内容											
①健康教育											
<ul style="list-style-type: none"> 健康情報の発信強化：生活習慣病予防のポイントについて、健康・運動・歯科・栄養の各分野ごとに動画を作成する。 地域での出前講座等：全世代の市民を対象に、生活習慣病等の予防に関する正しい知識と実践方法の普及・定着を目的とした健康教育を実施する。 令和3年度 14回 延 306人 令和4年度 33回 延 759人 令和5年度 55回 延 1,000人 (見込) 40～64歳に向けた健康教育 (新事業) 健康への関心が高まる一方で不適切な生活習慣の積み重ねにより生活習慣病が発症し始める年代に対し、早期から予防行動を生活の中に取り入れることを意識づけるため、運動の実践を含めた健康教育を実施する。 令和5年度 6回 延 80人 (見込) 食育&健康づくりボランティア養成講座、健康づくりボランティアへの健康教育養成講座・ボランティア健康教育 令和3年度 33回 延 218人 令和4年度 91回 延 1,065人 (令和4年度より2コース開催) 令和5年度 96回 延 1,140人 (見込) ボランティア会員新規登録者数・合計会員数 (あかし健康ソムリエ会) 令和3年度 5人・65人 令和4年度 22人・86人 令和5年度 30人・116人 (見込) (明石いずみ会) 令和3年度 5人・81人 令和4年度 21人・89人 令和5年度 30人・119人 (見込) 											
②健康相談：全ての世代を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施し、自分自身で健康管理ができるように支援する。令和3年度 延 25人 令和4年度 延 91人 令和5年度 延 100人 (見込)											
③たばこ対策											
<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者に対する指導・助言・現地確認、事業所等に対する受動喫煙防止環境の整備等の相談受付令和3年度 51件 令和4年度 17件 令和5年度 20件 (見込) 禁煙・受動喫煙防止普及啓発 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせ展示啓発・たばこに関するクイズを実施 (あかし健康ソムリエ会と協働)、広報あかし・市公式 SNS を活用した啓発を行う。 禁煙相談：禁煙に向けた助言や禁煙外来の紹介、喫煙による体への影響などに関する個別相談を実施する。 令和3年度 延 7人 令和4年度 延 7人 令和5年度 延 10人 (見込) 											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置 (人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	1,181	22,410	23,591	1,019	0	13	22,559				
04 当初予算	2,744	22,870	25,614	1,723	0	94	23,797	正規	3.30	アルバイト	0.00
04 決算	1,725	22,870	24,595	1,113	0	65	23,417	再任用	0.00	その他	0.30
05 当初予算	2,404	29,580	31,984	1,179	0	102	30,703	任期付	0.80	合計	4.40
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
健康教育参加者数	生活習慣病等の予防に関する正しい知識と実践方法の普及・定着を目的とした健康教育への参加者数。			306	759	1,000					
	令和5年度	人	1,000								
ボランティア会員新規登録者数	ボランティア養成講座(食育・健康づくり)修了者のうち、ボランティア団体(明石いずみ会、あかし健康ソムリエ会)に会員登録した延べ人数。			10	43	60					
	令和5年度	人	60								
指標で表せない成果											
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア養成講座を受講した市民が、あかし健康ソムリエ会及び明石いずみ会の一員として、市内各地で開催している健康教室の運営に携わり、健康づくりのサポートに活躍している。また、他団体と連携しながら地域住民等への啓発を行うなど、活動の場が広がっている。 40～64歳に向けた健康教育では、教室実施後も体組成測定等のフォローを行い、市民の健康づくり行動の定着につなげている。 個別相談では、個々の健康相談に応じた助言や指導を行うことで、市民の健康に関する不安や悩みの解消につなげている。 											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康維持や健康寿命の延伸につなげるため、個人及び地域に対する健康教育や健康相談に継続して取り組み、健康に関する正しい知識と実践方法の周知に努める。 食育から健康づくりまでの幅広い知識を持ったボランティアを養成するとともに、活動基盤となる「あかし健康ソムリエ会」「明石いずみ会」へのボランティア活動支援を行うことで、市民が主体的に健康づくりに取り組み、地域での健康づくりの場として定着させる。 											

・仕事や家事、育児など多様なライフスタイルにより参集型の事業に参加することが難しい市民に向け、場所や時間を問わず自由に健康情報が得られるよう市ホームページ（動画提供を含む）や市公式SNSを活用し、情報の発信を行う。

この事務事業は、健康増進法に基づき、市民が健康に関する正しい知識を持ち、健康の保持増進に努められるよう、また、市民の「自らの健康は自分で守る」という認識を高めて主体的に健康増進が図れるよう、健康に関する情報の発信及び普及啓発を行うとともに人材育成及び環境整備等を行うための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

E 難病保健事業

(1) 事業概要等

事務事業名	難病保健事業		新規/継続		継続事業					
			自治/法定	法定受託事務	開始年度	平成 30 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律 難病特別対策推進事業実施要綱						
	1-3 障害者福祉の充実			実施方法	直営	○	補助・助成		その他	
個別計画	障害者計画		委託			指定管理				
事業の目的 (誰を・何を、どういう状態にしたいのか)										
小児慢性特定疾病児童等への医療費助成を通して、患児等の健全育成及び福祉の向上を図るとともに、県への進達事務である指定難病患者等の医療費助成に係る申請受理など円滑な事務処理を行う。										
事業内容										
<p>①小児慢性特定疾病医療費助成 小児期における特定の慢性疾患は長期間にわたり医療費が高額となることから、ご家族の負担軽減のために、児童福祉法に基づき医療費の一部又は全部を公費によって助成する。 助成にあたっては、申請に基づき小児慢性特定疾病審査会にて受給要件を審査し、受給者証を交付する。当該疾病に関する保険診療費の患者自己負担額のうち、一部負担金を除いた額が助成対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象疾病数 788 疾病 (令和 5 年 4 月 1 日時点) ・申請者要件 厚生労働省が定める疾病と診断され、明石市に住民登録がある 18 歳未満の児童等 (18 歳到達時に引き続き治療が必要だと認められる場合は、20 歳に達する日の前日まで) ・受給者証所持者数 令和 3 年度末：209 人 令和 4 年度末：203 人 令和 5 年度末：215 人 (見込) <p>②特定医療費 (指定難病) 受給者証の交付申請等の受理及び進達 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、法が定める疾病に罹患する患者からの新規、更新、変更等の申請受理及び県への進達事務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象疾病数 338 疾病 (令和 5 年 4 月 1 日時点) ・受給者証所持者数 令和 3 年度末：2,578 人 令和 4 年度末：2,677 人 令和 5 年度末：2,600 人 (見込) 										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	75,810	17,960	93,770	34,883	0	0	58,887			
04 当初予算	73,520	26,690	100,210	36,930	0	0	63,280	正規	1.30	アルバイト 0.75
04 決算	72,585	26,690	99,275	40,334	0	0	58,941	再任用	0.00	その他 1.70
05 当初予算	74,594	19,075	93,669	37,663	0	0	56,006	任期付	1.30	合計 5.05
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
指標で表せない成果										
小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成により、患者及びその家族の経済的負担の軽減につながっている。さらに、保健師による療養相談をあわせて実施することで、日常生活および療養生活上の悩み等を抱える患者やその家族の生活支援にもつながっている。また、医療受給者証の更新手続きにおいて、郵送申請用に返信用封筒を申請書類に同封し、来所申請は予約制にすることで待ち時間の解消と感染対策につなげるなど市民の方の利便性向上を図った。										
現状の課題・今後の事業展開方針等										
<ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請に伴う書類不備が増加しており、手続きに時間を要するケースがある。改善策として、今年度の更新申請手続きに係るリーフレットを全面的に見直し送付している。申請状況を確認し、さらなる改善策を検討する。 ・受給者証の更新手続きにおける来所予約について、市民の利便性の向上と効率的な業務運営を目的に、WEB 予約システムを構築し今年度から運用を始めた。利用状況などを確認しながら、引き続き市民の利便性の向上等につながる取組を検討する。 										

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままを表示しているため、「障害者」との表示をして

いることを付言する。

この事務事業は、小児慢性特定疾病等に罹患する患者への医療費助成を通して、患者及びその家族等の健全育成及び福祉の向上を図るための事業である。また、県への進達事務である特定医療費（指定難病）受給者証に係る申請受理などの事務処理を行っている。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

F 保健一般事務事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新規/継続			継続事業																																		
	保健一般事務事業	自治/法定	根拠法令・要綱等	自治事務	開始年度	平成 28 年度																																
施策分野	1 健康・福祉分野	明石市若年者在宅ターミナルケア支援事業実施要綱 明石市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱																																				
	1-5 地域医療の充実	実施方法	直営	○	補助・助成		その他																															
個別計画	委託			指定管理																																		
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）																																						
がんに罹患された方やそのご家族の身体的及び精神的、経済的な負担を軽減し、終末期や療養生活の質の維持向上を図る。																																						
事業内容																																						
<p>①若年者ターミナル事業（平成 28 年度開始） 住み慣れた自宅での生活を希望される末期がんの患者（40 歳未満）及びその家族の負担軽減を図り、在宅における生活を支援する。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>申請者</td> <td>1 名</td> <td>助成金額</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>申請者</td> <td>2 名</td> <td>助成金額</td> <td>47,700 円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度（見込）</td> <td>申請者</td> <td>3 名</td> <td>助成金額</td> <td>100,000 円</td> </tr> </table> <p>②がん患者アピアランスサポート事業（令和 3 年度開始） がん治療に伴う外見の変化に悩む方の心理的及び経済的な負担を軽減し、療養生活の質の維持向上を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>申請者（承認）</td> <td>48 名</td> <td>助成金額</td> <td>2,053,957 円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>申請者（承認）</td> <td>63 名</td> <td>助成金額</td> <td>2,622,764 円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度（見込）</td> <td>申請者（承認）</td> <td>60 名</td> <td>助成金額</td> <td>2,500,000 円</td> </tr> </table>									令和 3 年度	申請者	1 名	助成金額	3,500 円	令和 4 年度	申請者	2 名	助成金額	47,700 円	令和 5 年度（見込）	申請者	3 名	助成金額	100,000 円	令和 3 年度	申請者（承認）	48 名	助成金額	2,053,957 円	令和 4 年度	申請者（承認）	63 名	助成金額	2,622,764 円	令和 5 年度（見込）	申請者（承認）	60 名	助成金額	2,500,000 円
令和 3 年度	申請者	1 名	助成金額	3,500 円																																		
令和 4 年度	申請者	2 名	助成金額	47,700 円																																		
令和 5 年度（見込）	申請者	3 名	助成金額	100,000 円																																		
令和 3 年度	申請者（承認）	48 名	助成金額	2,053,957 円																																		
令和 4 年度	申請者（承認）	63 名	助成金額	2,622,764 円																																		
令和 5 年度（見込）	申請者（承認）	60 名	助成金額	2,500,000 円																																		
事業のコスト （単位：千円）	事業費	人件費 （参考値）	総事業費 （参考値）	財源内訳				令和 5 年度 人員配置（人）																														
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源																															
03 決算	2,068	5,670	7,738	1,017	0	0	6,721																															
04 当初予算	2,600	2,160	4,760	1,300	0	0	3,460	正規	0.30	アルバイト		0.00																										
04 決算	2,670	2,160	4,830	1,334	0	0	3,496	再任用	0.00	その他		0.00																										
05 当初予算	2,600	2,700	5,300	1,300	0	0	4,000	任期付	0.10	合計		0.40																										
事業の成果																																						
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み																																
	目標年次	単位	目標値																																			
指標で表せない成果																																						
がん患者アピアランスサポート支援事業について、明石市立市民病院、明石医療センター、兵庫県立がんセンター、明石市医師会及び患者会へ事業案内・チラシを送付し、制度の周知・啓発を行った。また、上記案内文書において、若年者在宅ターミナル事業についても改めて周知を行った。																																						
現状の課題・今後の事業展開方針等																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・広く制度の周知につながるよう、医療機関等への定期的な周知に努める。 ・今後も年代、性別を問わず支援が必要な方に幅広く利用していただくため、助成要件など他都市の状況について調査・研究を行い、制度のさらなる充実を検討する。 																																						

この事務事業は、がんに罹患された方やそのご家族に対して、終末期における療養生活の質の維持向上を図ることを通じて、精神的、肉体的及び経済的負担を軽減するための事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

G 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業		新規/継続	継続事業							
			自治/法定	法定受託事務	開始年度	令和元年後					
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							
	1-5 地域医療の充実			実施方法	直営	○	補助・助成	その他			
個別計画				委託		指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
新型コロナウイルス感染症に伴う健康相談や回復後の後遺症を抱える方に、保健師・看護師からの専門的な助言を行い市民の不安を解消するとともに、その後の適切な受診、療養、予防活動などの行動につなげる。											
事業内容											
<p>【令和5年5月7日をもって健康推進課での事業は終了】</p> <p>令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の陽性者相談業務と統合し、保健予防課にて事業を継続。コロナ相談ダイヤル運営事業</p> <p>新型コロナウイルスに関連する健康相談や回復後の後遺症相談などに対応する。また、その対応を行う保健師・看護師を確保する。</p> <p>(相談件数)</p> <p>令和3年度 27,004 件</p> <p>令和4年度 29,345 件</p> <p>令和5年度 263 件（令和5年5月7日まで）</p> <p>(電話相談委託契約者)</p> <p>令和3年度 54 名</p> <p>令和4年度 48 名</p> <p>令和5年度 21 名</p>											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	22,784	12,910	35,694	0	0	0	35,694				
04 当初予算	15,133	6,220	21,353	15,133	0	0	6,220	正規	0.10	アルバイト	0.00
04 決算	21,064	6,220	27,284	21,064	0	0	6,220	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	24,276	1,080	25,356	24,276	0	0	1,080	任期付	0.10	合計	0.20
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
指標で表せない成果											
<p>個人委託のため、運用変更の指示や電話対応の指導について迅速かつ柔軟な対応ができ、市民の相談窓口として高いレベルで運営ができた。</p> <p>また、相談者から最後に感謝の言葉やお手紙をいただくこともあり、市民の不安解消の場となることができた。</p>											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
<p>・令和5年5月8日付の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、コロナ相談ダイヤルは保健予防課の陽性者の相談事業と統合し、当課所管事業は終了した。</p>											

この事務事業は、新型コロナウイルス感染症対策のうち、新型コロナウイルス感染症に伴う健康相談や回復後の後遺症を抱える方に、その後の適切な受診、療養、予防活動などの行動につなげるべく保健師・看護師からの専門的な助言を行い、市民の不安を解消することを目的とした事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

H 課共通事項

(1) 事業概要等

ここでは、健康推進課共通事項についての気づき事項を示す。健康推進課の事業概要等については、第2章 7. あかし保健所の職務分掌を参照のこと。

(2) 検出事項

①利用するUSBの保有に関して、見直しをすることが望ましい。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

収集した市民の健康に関連する情報等を健康推進課が所管する情報管理システムへ入力するため、また、同システムから出力した情報を他のパソコンに移動させるためのツールとしてUSBを活用しているが、課内でのUSB使用頻度からすれば保有本数が多い状況となっていた（確認時点での所有本数は10本）。

USBは、情報の移動・保管のために非常に便利なツールであり、保有している物品を廃棄しがたいことは理解できるが、必要以上に保有すると利用機会が増大し、個人情報漏洩リスクが増大する可能性がある。

【改善方法】

健康推進課でUSBを多く保有している経緯は、あかし保健所設置以前に健康推進課（こども健康課、相談支援課、保健予防課が属していた課）が保有していたものを継続して保管していたものであり、あかし保健所設置後に新規で取得したものはないとのことである。

ただし、情報の漏洩及び紛失のリスクを低減するため、USBの利用機会を制限する観点から保有本数の見直しをするべきである。

なお、この点については「I 検出事項（総論）」「1 . 保健事業全体」⑨で記載した事項と合わせて検討されたい。

4. 相談支援課

相談支援課の各事務事業に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	事業	検出事項		
		指摘	意見	合計
相談支援課	A 精神保健事業	1	0	1
	B 難病保健事業	0	1	1
	C ひきこもり相談支援事業	0	2	2
	D 課共通事項	0	0	0
Total		1	3	4

以下、各事務事業について示す。

A 精神保健事業

(1) 事業概要等

事務事業名	精神保健事業	新規/継続		継続事業						
		自治/法定	自治事務	開始年度		平成 13 年度				
施策分野	1 健康・福祉分野	根拠法令・要綱等		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）、自殺対策基本法、地域保健法						
	1-6 健康づくりの推進	実施方法	直営	○	補助・助成		その他			
個別計画	新あかし健康プラン 2 1、自殺対策計画、障害者計画		委託	○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）										
<p>○精神障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らせる保健医療福祉の支援体制の充実と地域包括ケアの実現を図る。</p> <p>○「明石市自殺対策計画」に基づき、県や関係機関との連携及び地域の実態に応じた効果的な自殺対策事業を展開することで、「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現を図る。</p>										
事業内容										
<p>①精神保健福祉の支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の地域生活における支援体制整備や支援ネットワーク強化を目的とした会議を開催する。（R3 年度：1 回 R4 年度：1 回 R5 年度見込：1 回） 精神障害者支援関係機関の職員等の資質向上のため研修会を開催する。（R3 年度：0 回 R4 年度：0 回 R5 年度見込：3 回） 家族教室を開催し、専門職等から適切な関わり方を学ぶ機会を精神障害者の家族に提供する。（R3 年度：0 回 R4 年度：0 回 R5 年度見込：2 回） 一般市民を対象に、メンタルヘルスや精神疾患に関する啓発事業を行う（R5 年度見込：1 回） <p>②精神保健相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師や精神保健福祉士などが、訪問・面接・電話にて、精神障害者や家族等の相談に応じる。（R3 年度（延件数）：訪問 1,199 件、面接 332 件、電話 3,309 件 R4 年度（延件数）：訪問 611 件、面接 326 件、電話 4,336 件 R5 年度見込（延件数）：訪問 1,200 件、面接 350 件、電話 4,000 件） アルコール、こころの健康・疾患等に対し、精神科医・心理士等が相談に応じる。（R3 年度：21 件 R4 年度：16 件 R5 年度見込：40 件） 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 23 条等による通報対応（R3 年度：41 件 R4 年度：69 件 R5 年度見込：50 件） 精神科未受診者又は受療中断者の自宅を精神科医が訪問するアウトリーチ相談を実施し、必要な支援に繋ぐ。（R3 年度：1 件 R4 年度：2 件 R5 年度見込：8 件） <p>③自殺予防・メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策のための支援ネットワークを強化するための会議を開催する。（R3 年度：1 回 R4 年度：1 回 R5 年度見込：2 回） 消防、救急病院、警察と連携し、未遂者への早期支援を行う。（R3 年度：173 件 R4 年度：244 件 R5 年度見込：250 件） 自殺未遂者の再企図予防等に関する情報提供や、自殺未遂者の支援者の資質向上のため研修を実施する。（R3 年度：1 回 R4 年度：1 回 R5 年度見込：1 回） 市民やボランティア団体、市内企業等を対象に、自殺予防ゲートキーパー研修会を行い、ゲートキーパー手帳を配布、ゲートキーパー養成を行う。（R3 年度：4 回 R4 年度：7 回 R5 年度見込：8 回 手帳 1,000 部 新規に研修用動画作成） 若年層や中高年層の自殺予防を図るため、学校やハローワーク等の関係機関にチラシ等を配付し啓発する。（R3 年度：33,688 枚 R4 年度：40,010 枚 R5 年度見込：35,000 枚） インターネット検索連動広告掲載システムを利用し、自殺念慮者に必要な相談先を周知することで自殺の予防を図る。（【広告クリック率】R3 年度：4.58% R4 年度：8.56% R5 年度見込：10%程度） 										
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和 5 年度 人員配置 (人)		
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源			
03 決算	1,947	68,300	70,247	2,790	0	0	67,457			
04 当初予算	8,057	82,510	90,567	2,435	0	0	88,132	正規	8.20	アルバイト 0.00
04 決算	6,463	82,510	88,973	3,442	0	0	85,531	再任用	0.40	その他 1.40
05 当初予算	6,536	80,070	86,606	2,641	0	0	83,965	任期付	3.30	合計 13.30
事業の成果										
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み				
	目標年次	単位	目標値							
明石市の自殺者	国が公表している居住地における①自殺者数、②自殺死亡率（人口 10 万人対）			①59 ②19.38	①54 ②17.71	減少				
	令和 5 年度	人	前年からの減少							
指標で表せない成果										
<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心にリーフレットの配布、また市民図書館や保健所等に啓発ブースを設け、自殺予防への意識向上を図った。 市職員や市内企業等に対し、身近な者の自殺のサインに気づき、相談や支援につなぐことができるよう自殺予防ゲートキーパー研修を行い、養成を図った。また、自殺リスクの高い市民に関わる支援者に対し、研修を行い、支援者の資質向上を図った。 精神科病院に長期入院する市民の地域移行を推進するために、市内及び近隣の精神科病院とのネットワークを構築することにより、相談及び支援体制の充実を図り、精神障害者が安心して生活を行うことができる地域づくりに努めた。 										

現状の課題・今後の事業展開方針等

- ・平成28年4月1日の自殺対策基本法改正により、都道府県や市町村が自殺対策計画を策定し、地域レベルでより実践的な取り組みを推進していくよう求められている。本市においては平成30年度、明石市自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向け、全市的な体制のもと、関係機関と有機的に連携し取り組みを推進する。(令和5年度自殺対策計画の中間評価及び見直しを予定)
- ・全国的に若年層及び女性の自殺者が増加しており、市内も同様の傾向が見られているため、SNS等を活用した若年層及び女性を対象とした自殺対策を展開していく。
- ・自殺対策強化市町補助事業を活用し、ゲートキーパーなどの自殺対策に関わることでできる人材を育成し、効果的な自殺対策を展開していく。
- ・こころのケア相談は市民ニーズも高く、他機関からの紹介による相談希望者も増加している。相談者のニーズに応じ、専門職、当事者団体の相談につなげており、本年度も市民の心の悩みの相談に幅広く対応する。
- ・障害福祉サービス従事者等、精神障害者を支援する関係機関職員や自殺対策関係部署の職員に対し、精神障害者への理解を深め具体的な支援方法を習得する等の研修を行い、支援者の知識の習得及びスキルアップを図る。
- ・地域住民への普及啓発事業を行うことにより、メンタルヘルスや精神疾患の正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの課題を抱える人や家族に対して手助けができる人材養成を行い、精神疾患の予防や早期介入に繋げる。
- ・精神保健福祉関係機関と有機的に連携し、市民に密着した支援体制の構築や必要な医療が途切れることなく安心して生活を送ることができる地域づくりを行う。

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままで表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる保健医療福祉の支援体制の充実と地域包括ケアの実現を図ること、及び、「明石市自殺対策計画」に基づき県や関係機関との連携及び地域の実態に応じた効果的な自殺対策事業を展開することで「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現を図る事を目的とした事業である。

近年、心の不調に苦しむ方々が増加しており、自身に不調はなかったとしても、家庭や職場など身近にそのような方々がいる市民が増えてきている。心の不調に苦しむ方々に対しては、本人への直接的な働きかけを行うとともに、周囲の方々の理解や適宜適切な対応も非常に重要であり、また、成人の多くが大半の時間を職場で過ごしていることから、その環境改善を図ることも非常に重要であるといえる。

新型コロナウイルス感染症の蔓延時期には精神保健に関する啓発研修会の開催は困難であったが、コロナ禍が落ち着き始めた2022年度(令和4年度)からの開催回数は増えている。しかしながら、その研修会の多くが業界団体や非営利法人等に対するものであり、市内の一般事業会社に対しては経済団体を通じて案内をしているとのことである。

あかし保健所としては研修会により精神保健に関する啓発に対応していることは理解できるものの、上記のように心の不調に苦しむ方々が増加しており、彼らの多くが在籍している市内の一般事業会社に対して啓発活動の実施を図ることの意義は非常に大きいと考える。

今までより一層の市内の一般事業会社向けの啓発活動の開催回数を増やし、市内に広く啓蒙活動が行われることを期待したい。

【ゲートキーパー研修等の開催回数と参加人数】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
業界団体	2回(計70名)	3回(計90名)	2回(計24名)
非営利法人等	—	1回(計13名)	6回(計114名)
市役所	—	—	2回(計1,134名)
一般事業会社	—	—	—
計	2回(計70名)	4回(計103名)	10回(計1,272名)

(2) 検出事項

- ① 特命随意契約における委託単価の決定について、見積書を入手していない。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

精神保健相談として実施している、こころのケア相談業務について、特命随意契約により、明石市医師会に委託しているが、単価の決定につき、見積書を入手していない。

現状では、契約の透明性が確保できず、また、委託金額が適切かどうかの検証ができない状況となっている。

(参考)

契約名称	期間	契約相手	相談実施単価
こころのケア相談業務委託契約	2022年(令和4年)4月1日から2023年(令和5年)3月31日	一般社団法人明石市医師会	28,050円/回

【改善方法】

特命随意契約のため、委託単価が市で算出できない場合であっても、委託単価の決定に際しては、委託先よりその算出根拠である見積書を入手する必要がある。

B 難病保健事業

(1) 事業概要等

事務事業名	難病保健事業		新規/継続	継続事業							
			自治/法定	自治事務	開始年度	平成 30 年度					
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律難病特別対策推進事業実施要綱							
	1-3 障害者福祉の充実			実施方法	直営	○	補助・助成		その他		
個別計画	障害者計画		委託		○	指定管理					
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
難病患者のうち、特に状態が変化しやすい筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症の方、または小児慢性特定疾患で人工呼吸器をつけている方について在宅療養生活の支援体制強化を図るとともに、災害時に適切な支援ができるよう体制を整備する。											
事業内容											
1) 難病療養患者、小児慢性特定疾病児童への療養支援											
①保健・医療・福祉等関係機関と連携に努めながら、個々のニーズを把握し、支援計画を立て、定期的な相談、訪問等にて支援を行う。											
		R3 年度	R4 年度	R5 年度見込							
訪問事業（実人数）		難病 32 人、小慢 8 人	難病 24 人、小慢 7 件	難病 26 人、小慢 7 件							
患者交流会		未実施	1 回（難病連、加古川健康福祉事務所と合同）	1 回							
個別災害対応マニュアル作成件数（実件数）		難病 4 件、小慢 8 件	難病 3 件、小慢 7 件	難病 4 件、小慢 7 件							
②市内の各関係機関とのネットワーク支援体制の強化を図る。											
		R3 年度	R4 年度	R5 年度見込							
従事者向け研修会、事例検討会		2 回 16 人	2 回 70 人（コミュニケーション支援研修・事例検討会）	2 回 70 人							
難病対策地域ネットワーク会議の開催		1 回 17 人	1 回 17 人	1 回 17 人							
③関係機関と連携し、災害時の対応を検討する。											
④難病支援における各機関の情報を集約し、発信する。（ホームページの充実）											
2) 介護職員の育成支援 医療処置（痰の吸引等）のできる介護職員の育成を支援するための研修費の助成を行う。											
		R3 年度	R4 年度	R5 年度見込							
第3号（基本）研修費助成		0 件	4 件	8 件							
第3号（実地）研修指導経費助成		6 件	2 件	8 件							
事業のコスト（単位：千円）	事業費	人件費（参考値）	総事業費（参考値）	財源内訳				令和5年度 人員配置（人）			
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源				
03 決算	257	31,395	31,652	266	0	0	31,386				
04 当初予算	1,025	35,380	36,405	353	0	0	36,052	正規	3.30	アルバイト	0.00
04 決算	375	35,380	35,755	227	0	0	35,528	再任用	0.40	その他	0.20
05 当初予算	966	30,060	31,026	355	0	0	30,671	任期付	0.50	合計	4.40
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式						3 年度	4 年度	5 年度見込み		
	目標年次	単位	目標値								
個別災害対応マニュアル作成件数	人工呼吸器装着患者（児）に対して個別災害対応マニュアルを作成した割合を指標とする。						100	100	100		
	令和5年度	%	100								
在宅療養支援計画策定件数	保健師1人につき1事例、重症神経筋難病患者を対象に在宅療養支援計画を策定し年度ごとに実施・評価を行う。						100	100	100		
	令和5年度	%	100								
指標で表せない成果											
保健師が訪問や電話による療養相談を実施することで、日常生活および療養生活上の悩み等を抱える患者やその家族の療養生活の支援を行っている。特にコミュニケーション支援については、研修会を開催したほか、個別支援でも積極的に行っている。											

現状の課題・今後の事業展開方針等

- ・重症神経難病患者だけでなく、その他の難病患者に対しても相談窓口を周知し、多様なニーズに対応できる体制を整備する。
- ・難病対策地域ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図る。
- ・神経難病患者支援を強化できるよう、医療従事者研修会や患者交流会を開催する。
- ・人工呼吸器装着患者の災害時対応を平時から備えられるよう、個別災害対応マニュアルの改訂を行い、市の個別避難計画に連動させる。

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままに表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、難病患者のうち、特に状態が変化しやすい筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症の方、または小児慢性特定疾患で人工呼吸器をつけている方について在宅療養生活の支援体制強化を図るとともに、災害時に適切な支援ができるよう体制を整備するための事業である。

(2) 検出事項

- ①明石市に登録している保健師、看護師及び栄養士すべてに応募の機会を提供しているか判別できない。【意見】

【検出事項の概要・課題】

保健師・看護師業務委託契約は、難病の方の相談に関する委託業務である。

他課に依頼し、明石市に登録している保健師、看護師及び栄養士に応募依頼をするものであるが、登録者すべてに応募の機会が与えられているかどうか判別できない状況になる。

(参考)

契約名称	期間	契約相手	相談実施単価
保健師・看護師業務委託契約	2022年(令和4年)4月1日から 2023年(令和5年)3月31日	保健師4名	[健康教育] ・主担当：9,000円/回 ・副担当：5,000円/回 [健康相談(面談・電話)] ・1日：10,000円 ・半日：5,000円 [訪問指導] ・5,000円/回 [連絡調整、事業打ち合わせ等] ・2,200円/回

【改善方法】

契約の公平性確保のためには、メール等で登録者全員に募集している旨を公表することを検討すべきである。

C ひきこもり相談支援事業

(1) 事業概要等

事務事業名	ひきこもり相談支援事業		新規/継続	継続事業									
			自治/法定	自治事務	開始年度		令和元年度						
施策分野	1 健康・福祉分野		根拠法令・要綱等	生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱ひきこもり支援推進事業実施要領									
	1-1 地域福祉の推進			実施方法	直営	○	補助・助成	○	その他				
個別計画					委託	○	指定管理						
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）													
ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮する「8050問題」をはじめとして、15歳以上のすべてのひきこもり状態にある方とその家族に対し、社会とのつながりを回復し、安心して生活できるように支援する。													
事業内容													
<ol style="list-style-type: none"> ひきこもり地域支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> 専門相談窓口として、専門性の高い相談支援体制を整備し、当事者支援や家族支援等を総合的に実施する。 ひきこもり専門相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりに関する相談について、専門職が多角的に課題を整理し、様々な分野と連携しながら、個別性を重視した丁寧な支援を実施する。 ひきこもり専門相談ダイヤル、ひきこもりWeb相談の設置、来所面談・訪問による継続相談の実施（R3年度1,039件、R4年度954件、R5年度1,200件見込） 当事者支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 当事者会等の開催（R4年度9回開催、R5年度10回開催見込） 家族支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 家族教室の実施（R3年度新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず、R4年度7回開催、R5年度6回開催見込） 関係機関のネットワーク支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関ネットワーク会議の開催（R3年度1回開催、R4年度1回開催、R5年度1回開催見込） 従事者向け研修会、事例検討会の実施（R3年度事例検討会1回開催、R4年度研修会1回開催・事例検討会10回開催、R5年度研修会・事例検討会10回開催見込） ケース支援会議等の実施（R3年度11回開催、R4年度22回開催、R5年度20回開催見込） 地域づくり支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域のひきこもりへの理解を深め、ひきこもり状態の人でも安心して暮らせる地域づくりを行う。 地域団体向け出前講座・民生児童委員への研修の実施（R3年度4回開催、R4年度4回開催、R5年度5回開催見込） 安心できる居場所づくり 当事者が社会参加するための第一歩となる多様な役割を持つ居場所の開設（R3年度2箇所開設、R4年度4箇所開設、R5年度4箇所見込） 													
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	2,617	38,505	41,122	1,661	0	0	39,461						
04 当初予算	6,814	46,910	53,724	10,311	0	0	43,413	正規	5.50	アルバイト	0.00		
04 決算	3,447	46,910	50,357	8,915	0	0	41,442	再任用	0.20	その他	0.40		
05 当初予算	7,207	49,470	56,677	11,906	0	0	44,771	任期付	1.20	合計	7.30		
事業の成果													
指標名		考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み						
		目標年次	単位	目標値									
関係機関のネットワーク支援体制の構築		ケース会議・打ち合わせ等で、関係機関とケース支援の方向性の確認、役割分担を行った件数			11	22	20						
		令和5年度	回	20									
当事者・家族支援の強化		家族教室・当事者会を実施した回数			0	16	16						
		令和5年度	回	16									
指標で表せない成果													
<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク支援により、ひきこもり以外の課題も抱えた、いわゆる複合多問題ケースに対し、各課題により適した支援機関がそれぞれの役割を担うことで、多角的な支援や継続的な見守りができるようになってきている。 地域住民に向けたひきこもりに関する情報や知識を提供することによって、ひきこもりが誰にでも、どんな家庭にでも起こり得る課題であり、周囲の理解やあたたかな見守りがあることで、当事者や家族の孤立をさせないことが大切なことであるという認識を広げていっている。 													
現状の課題・今後の事業展開方針等													

R元年7月にひきこもり相談支援課を新設し、R4年度4月から明石市ひきこもり相談センターを開設して以降、これまでひきこもりに悩む当事者や家族への相談支援を中心とした関係機関との連携強化、ひきこもりについての理解を深めるために公式Twitter等による情報発信やリーフレットの作成など、様々な取り組みを行ってきた。コロナ禍により、失職や再就職が困難になった、リモートによって孤立感が深まり職場や学校に復帰できない等をきっかけとするひきこもり状態の方の相談が多くなってきている。このような傾向は、コロナ禍後においても、しばらく続いていくことが考えられる。

今後、明石市ひきこもり相談センターとして、さらに安定的かつ重層的な支援を実施するため、支援関係機関ネットワークのさらなる連携体制の構築と、支援者の資質向上を目的とした研修会や事例検討会、ケース相談会を開催する。また、家族教室や当事者会といった様々な選択肢を増やすことで個々の支援体制を充実していくとともに、引き続き、当事者の社会参加の第一歩となる居場所開設への補助を行う。さらに、ひきこもりの理解促進のために出前講座を地域で開催し、生きづらさを抱える当事者やその家族を地域全体で見守り、当事者や家族を孤立させない地域づくりを目指す。

(包括外部監査人注釈) 上記シートでは市での入力表記のままを表示しているため、「障害者」との表示をしていることを付言する。

この事務事業は、15歳以上のすべてのひきこもり状態にある方とその家族に対し、社会とのつながりを回復し、安心して生活できるように支援を行うための事業である。

(2) 検出事項

① 補助事業の効果検討の資料の整備が徹底することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

居住する家から外出するきっかけとなるなど、ひきこもり状態にある方が社会参加をするための第一歩となるよう、居場所を開設する団体に対し明石市ひきこもり居場所支援事業補助金が交付されている。

補助金に係る事業は、その実施後、事業実施の効果を検討し、より効果的な事業方針の策定に役立てるとともに、その効果を市民に十分に説明することができるようにする必要がある。そのためには、補助金効果の検証に関する資料の整備も非常に重要であると考えられる。しかしながら、現在は資料の整備が十分にできていなかった。

【改善方法】

事業実施後の事業方針の策定や市民に説明を十分に実施するためにも、検討した資料等の整理保管をルール化して適切に対応する必要がある。

② 特定の者しか対応できない業務であっても、対応できる者を育成し、当事業を継続するためにも、登録制度や公募制度を実施することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

ひきこもり専門相談業務委託は、ひきこもりの家族又は本人との面談を臨床心理士に委託するものであるが、特定の者しか対応できないこと、また、少額の契約で

あることから随意契約を締結している。

確かに、特殊な技能を要する業務であることは理解できるが、当該業務は特定の者だけが遂行可能では、将来、市が本業務を継続することができない可能性もある。本業務の遂行が可能な臨床心理士を増やしていくことも市の役割と考える。

(参考)

契約名称	期間	契約相手	相談実施単価
ひきこもり専門 相談業務委託	2022年(令和4年)4 月1日から2023年 (令和5年)3月31 日	臨床心理士1 名	〔面接相談・家庭訪 問〕 ・7,000円/件 〔連絡調整・事業打 合わせ等〕 ・2,200円/件

【改善方法】

ひきこもりに関する相談が対応可能な臨床心理士への委託について、公募又は登録制により受託者を募ることを検討されたい。

D 課共通事項

(1) 事業概要等

ここでは、相談支援課共通事項についての気づき事項を示す。相談支援課の事業概要等については、第2章 7. あかし保健所の職務分掌を参照のこと。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

5. 生活衛生課

生活衛生課の各事務事業に係る包括外部監査の結果は下記のとおりである。

課	事業	検出事項		
		指摘	意見	合計
生活衛生課	A 食品衛生関係事業	0	0	0
	B 生活衛生関係事業	0	0	0
	C 衛生検査関係事業	0	0	0
	D 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	0	0
	E 課共通事項	1	4	5
Total		1	4	5

以下、各事務事業について示す。

この事務事業は、食品関係施設（飲食店、給食施設等）に対する許認可、監視指導及び食品検査を行うことにより、違反食品等の排除、食品の安全確保、食中毒等食品による危害の発生防止を図ると共に、営業者及び市民への食品衛生知識の普及啓発により、健康被害を未然に防止するための事業である。

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、明石市食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、食品製造業及び販売業等の食品関係営業施設等に対する立入検査及び食品等の収去検査などを実施している。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

B 生活衛生関係事業

(1) 事業概要等

事務事業名	生活衛生関係事業	新規/継続		継続事業					
		自治/法定	自治事務	開始年度	平成 30 年度				
施策分野		根拠法令・要綱等	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法等						
個別計画		実施方法	直営	○	補助・助成	その他			
			委託		指定管理				
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）									
生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等）に対する許認可、監視指導及び講習会等を行うことにより、公衆衛生の向上、営業者の衛生意識の向上を図る。 また、営業者及び市民へ生活衛生関連情報を提供することにより、健康被害を未然に防止する。									
事業内容									
<p>■生活衛生関係営業施設の営業許可等事務</p> <p>○旅館、公衆浴場、興行場＝営業許可 <令和3年度実績> 旅館：2件、公衆浴場：0件、興行場：0件 <令和4年度実績> 旅館：2件、公衆浴場：0件、興行場：0件 <令和5年度見込み> 旅館：2件、公衆浴場：1件、興行場：0件</p> <p>○理容所、美容所、クリーニング所＝届出に対する検査確認 <令和3年度実績> 理容所：6件、美容所：50件、クリーニング所：1件 <令和4年度実績> 理容所：7件、美容所：45件、クリーニング所：1件 <令和5年度見込み> 理容所：5件、美容所：40件、クリーニング所：2件</p> <p>○その他生活衛生関係施設、墓地等＝許可、届出 <令和3年度実績> 温泉利用施設：0件、動物飼養（収容）施設：1件、火葬場及び墓地：0件（以上、許可） 住宅宿泊事業：0件、コインパーキング営業施設：3件、遊泳用プール：0件、特定建築物：1件（以上、届出） <令和4年度実績> 温泉利用施設：0件、動物飼養（収容）施設：0件、火葬場及び墓地：2件（以上、許可） 住宅宿泊事業：0件、コインパーキング営業施設：5件、遊泳用プール：0件、特定建築物：1件（以上、届出） <令和5年度見込み> 温泉利用施設：0件、動物飼養（収容）施設：0件、火葬場及び墓地：2件（以上、許可） 住宅宿泊事業：0件、コインパーキング営業施設：5件、遊泳用プール：1件、特定建築物：1件（以上、届出）</p> <p>■生活衛生関係営業施設の監視指導 <令和3年度実績> 旅館：97%、公衆浴場：78%、興行場：0%、理容所：14%、美容所：17%、クリーニング所：50%、特定建築物：50%、遊泳用プール：73%、火葬場：0% <令和4年度実績> 旅館：119%、公衆浴場：127%、興行場：100%、理容所：143%、美容所：120%、クリーニング所：168%、特定建築物：183%、遊泳用プール：122%、火葬場：0% <令和5年度見込み> 旅館：100%、公衆浴場：100%、興行場：100%、理容所：100%、美容所：100%、クリーニング所：100%、特定建築物：100%、遊泳用プール：100%、火葬場：100%</p>									
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)	
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源		
03 決算	815	35,235	36,050	10	0	964	35,076		
04 当初予算	1,397	29,430	30,827	81	0	950	29,796	正規	3.35 アルバイト 0.00
04 決算	846	29,430	30,276	82	0	909	29,285	再任用	0.00 その他 0.00
05 当初予算	1,257	29,835	31,092	58	0	950	30,084	任期付	1.00 合計 4.35
事業の成果									
指標名		考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み		
		目標年次	単位	目標値					
監視率 (営業六法施設)		監視実施延べ施設数÷目標監視延べ施設数			36	129	100		
		令和5年度	%	100					
指標で表せない成果									
現状の課題・今後の事業展開方針等									
<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業施設の衛生確保のため、施設への監視指導を計画的に行う。 計画的かつ体系的な研修の受講などによる人材育成、適正に業務が遂行できる体制の整備などに取り組む。 									

この事務事業は、日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場など生活衛生関係施設あるいは、特定建築物、遊泳用プールなどについて、許可及び届出の受理等を行うとともに、これらの施設の衛生水準を確

保するため、事業者の監視指導を行う事を通じて衛生意識の向上を図り、市民の健康被害を未然に防止するために実施する事業である。

(2) 検出事項

特にコメントすることはなかった。

C 衛生検査関係事業

(1) 事業概要等

事務事業名	衛生検査関係事業			新規/継続		継続事業					
				自治/法定	自治事務	開始年度		平成 30 年度			
施策分野				根拠法令・要綱等		・食品衛生法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
個別計画				実施方法		直営	○	補助・助成		その他	
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）											
市内に流通している不良食品の排除を図る。 感染症や食中毒の衛生検査を迅速、的確に行い、原因究明と被害拡大防止に寄与する。市民からの依頼検査を行うことで、公衆衛生の向上を図る。											
事業内容											
■食品衛生法、感染症法に基づく検査 【依頼検査】 ○有料… 検便検査（食品従事者等）、食品検査（食品関係業者） <令和3年度実績> 検便検査：233 検体、食品検査：3 検体 <令和4年度実績> 検便検査：175 検体、食品検査：0 検体 <令和5年度実施見込み> 検便検査：200 検体、食品検査：2 検体 【行政検査】 食品収去検査、食中毒検査、感染症検査 <令和3年度実績> [食品収去検査] 29 検体・104 項目 [食中毒事件] 糞便検査：0 検体・0 項目、食品検査：0 検体・0 項目、ふきとり検査：0 検体・0 項目 [感染症検査] 糞便検査：11 検体・11 項目、HIV 検査：63 検体、梅毒検査：59 検体 新型コロナウイルス検査：12, 130 検体 <令和4年度実績> [食品収去検査] 39 検体・122 項目 [食中毒事件] 糞便検査：18 検体 307 項目、食品検査：20 検体 340 項目、ふきとり検査：15 検体 180 項目 [感染症検査] 糞便検査：5 検体・5 項目、HIV 検査：95 検体、梅毒検査：94 検体 新型コロナウイルス検査：1, 110 検体 <令和5年度実施見込み> [食品収去検査] 39 検体・122 項目 [感染症検査] HIV 検査：180 検体、梅毒検査：180 検体											
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)			
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源				
03 決算	5,043	29,025	34,068	232	0	341	33,495				
04 当初予算	5,793	26,325	32,118	312	0	498	31,308	正規	3.25	アルバイト	0.00
04 決算	4,964	26,325	31,289	215	0	242	30,832	再任用	0.00	その他	0.00
05 当初予算	5,768	29,025	34,793	200	0	400	34,193	任期付	1.00	合計	4.25
事業の成果											
指標名	考え方・定義・式			3 年度	4 年度	5 年度 見込み					
	目標年次	単位	目標値								
指標で表せない成果											
現状の課題・今後の事業展開方針等											
・実施している検査に関して検査方法等の直しを図り、検査の正確性や効率化をアップさせる。 ・研修等へ積極的に参加し、共有化することで検査室全体の検査技術の向上を目指す。											

この事務事業は、食品収去検査、検便検査、食中毒検査他により、市内に流通している不良食品の排除を図ると共に、感染症や食中毒の原因究明と被害拡大防止に寄与する事を通じて、市民の公衆衛生の向上を図るための事業である。

市民、事業所からの検便等の依頼検査に対応するとともに、食品収去、食中毒及

び感染症の行政検査を実施している。

(2) 検出事項

「5. 生活衛生課」「E 課共通事項」(2) 検出事項⑤参照。「衛生検査関係事業」及び「新型コロナウイルス感染症対策事業」に関する共通の検出事項を記載している。

D 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 事業概要等

事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業	新規/継続	継続事業										
		自治/法定	自治事務	開始年度	令和2年度								
施策分野		根拠法令・要綱等	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律										
個別計画		実施方法	直営		補助・助成		その他						
			委託	○	指定管理								
事業の目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）													
PCR検査及び感染患者の搬送業務等により排出される感染性産業廃棄物の廃棄にかかる業務委託を行う。また、PCR検査機器の保守業務委託を行う。													
事業内容													
■ 感染性産業廃棄物処理委託 <令和3年度実績> 450箱 465箱、500プラ容器 35ケース 1,634,710円 <令和4年度実績> 450箱 85箱、500プラ容器 13ケース 332,970円 <令和5年度実施見込み> なし													
■ PCR検査機器保守業務委託 <令和3年度実績> 433,000 × 2台 × 1.1 = 952,600円 <令和4年度実績> 490,000 × 2台 × 1.1 = 1,078,000円 <令和5年度実施見込み> 490,000 × 1台 × 1.1 = 539,000円													
■ 備品購入 <令和3年度実績> 核酸自動抽出装置 8,305,000円、無停電電源装置 157,560円 <令和4年度実績> なし <令和5年度実施見込み> 購入予定なし													
事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和5年度 人員配置(人)					
				国・県 支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源						
03 決算	11,050	810	11,860	1,000	0	0	10,860						
04 当初予算	1,546	810	2,356	539	0	0	1,817	正規	0.05	アルバイト		0.00	
04 決算	1,411	810	2,221	773	0	0	1,448	再任用	0.00	その他		0.00	
05 当初予算	1,500	405	1,905	539	0	0	1,366	任期付	0.00	合計		0.05	
事業の成果													
指標名	考え方・定義・式			3年度	4年度	5年度 見込み							
	目標年次	単位	目標値										
指標で表せない成果													
現状の課題・今後の事業展開方針等													
・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、検査室でのコロナのPCR検査は終了する。 ・今後、変異株の出現等による状況の変化に備え、引き続き検査体制を整える。													

この事務事業は、新型コロナ感染症対策のうち、PCR検査及び感染患者の搬送業務等により排出される感染性産業廃棄物の廃棄にかかる業務委託、及びPCR検査機器の保守業務委託を行うための事業である。

なお、当事業はコロナ感染症対策事業のため、2023年度（令和5年度）にて事業が終了する予定とのことである。

(2) 検出事項

「5. 生活衛生課」「E 課共通事項」（2）検出事項⑤参照。「衛生検査関係事業」及び「新型コロナウイルス感染症対策事業」に関する共通の検出事項を記載している。

E 課共通事項

(1) 事業概要等

ここでは、生活衛生課共通事項についての気づき事項を示す。生活衛生課の事業概要等については、第2章 7. あかし保健所の職務分掌を参照のこと。

(2) 検出事項

① 備品実査を定期的実施する必要がある。【指摘】

【検出事項の概要・課題】

保健所5階、4階に現物はあるが備品一覧表兼物品出納簿に記載されていない備品があった。

備品保管場所	備品シールNo.	備品名称	説明
保健所4階	162734 162735	2枚引き違い書庫	移管により生活衛生課で利用している。
保健所4階	172452	レジスター	備品一覧表兼物品出納簿での備品番号は172453
保健所5階	104768	2枚引き違い書庫	移管により生活衛生課で利用している。

定期的な実査を行っていれば、発見可能であることから、今までの備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていなかったものと推察される。

【改善方法】

定期的に備品実査が正確に実施されていないため、上記のような状態となっていることが発見できなかったと考える。備品の所管替えについては、移管元と移管先の双方が現物を確認するとともに、出納簿の削除及び搭載を同時期に行う必要がある。

定期的に備品実査を行う際に、備品管理ルールに従い正確に実施する必要がある。

② 生活衛生情報管理システムでのデータ一元管理のための対応が望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

収去検査結果と苦情処理簿データについては、Microsoft Word 等にて作成し、個

別に管理しているが、生活衛生情報管理システムにてこれらを一元管理できれば、作業効率化や情報漏洩の機会を低減することが可能となると考える。

生活衛生情報管理システムは、苦情処理簿データを管理することが可能であるため、この機能を活用することが望ましい。収去検査結果についても生活衛生情報管理システムで管理できるよう、機能の付加が望ましい。

【改善方法】

生活衛生情報管理システムにて苦情処理簿データを一元管理できるところ、今まで個別管理を行ってきており、管理効率が悪い状態となっていた。

システム上での一元管理を行えば、管理効率も大きく上がる事が期待されることから、現在の生活衛生情報管理システムでの情報管理を行うことが望ましい。

- ③ 生活衛生情報管理システムでのデータ登録に関する工夫ができるようにすることが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

現在の生活衛生情報管理システムでは、決められた事項だけがデータ入力できるような設計となっている。

決められた項目以外の情報についても入力し、活用できるようになれば、事務作業の効率化が図れると考える。

【改善方法】

生活衛生情報管理システムは、限定的なデータについて管理を行うシステムとして整備されているため、決められた事項のみが入力できるようになっていると考えるが、追加的な情報を同システムに登録することにより、その後の情報検索時間の削減等、事務作業の効率化が期待できる。

生活衛生情報管理システムの更新に際しては、様々な情報が登録・検索できるような機能を付加することが望ましい。

- ④ 毒劇物管理の抜き打ち検査を実施することが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

毒劇物の保管方法について確認したところ、指摘するべき事項はなかった。

しかし、受払いを記録する台帳を確認したところ、毒劇物利用者が毎日利用した

都度その旨を台帳に記載はしているものの、毒劇物管理者による毒劇物の台帳記録の確認（現物確認と台帳の一致の確認作業）は月一回の実施となっている。

【改善方法】

毒劇物の管理としては規定に従い実施されており、特に紛失等の不備が発生している状況ではない事は確認できたが、毒劇物の管理は慎重かつ確実に行わなければならないことから、管理者が月末だけでなく月中においても使用状況や台帳記録が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。

- ⑤ 事務事業点検シートで事業の成果について指標で表せないものについて「指標で表せない成果」欄にて説明を行うことが望ましい。【意見】

【検出事項の概要・課題】

事務事業点検シートの事業の成果を示す項目について、定量的評価情報として監視率等の指標を設定して事業の成果を評価している事業もあれば、当事業のように定量的評価情報になじまない事業でその成果目標を設定していない事業もある。

「衛生検査関係事業」及び「新型コロナウイルス感染症対策事業」については、事業の性質上”成果指標”を設けることが困難として、事務事業点検シートにおいても”成果指標”は設けられていない。そのため、”指標で表せない成果”欄にて、同事業についての意義と指標で表せない成果を説明することが望ましいが、空白のままとなっている。

【改善方法】

当該事業の性質上、定量的な成果指標を設定することは困難であることから事業の成果欄では定量指標を示していないことは理解できる。

しかしながら、公金を投入し事業を運営している以上、定性的な成果については報告することが望ましいと考える。この点、事務事業点検シート上、事業の成果項目の中に「指標で表せない成果」という項目があり、そこに定性的な評価情報を積極的に記載していくことで同事業の成果、事務事業の意義等を説明することが望ましい。

以 上